

## 平成26年度 事務事業評価結果表

平成26年度(平成25年度実施事業分)について、市の事業として、継続的に実施している361事業について事務事業評価を行いました。集計結果は下記のとおりです。

評価の分類	説明
A	必要性・有効性・効率性が高く、継続または拡大・充実する必要がある
B	必要性・有効性があり、継続または見直す必要がある
C	必要性・有効性が低く、抜本的に見直す必要がある
D	必要性・有効性・効率性が低く、縮小・廃止・統合を検討する必要がある

### 1) 評価・今後の方向性について(件数)

単位: 件数

総合評価		今後の方向性	
	1次評価	2次評価	
			拡大・充実
A	335	348	現状維持
B	22	10	方法改善
C	4	3	民間委託等
D	0	0	縮小
計	361	361	終期設定/統合
※総合計画後期基本計画実施計画に基づく事業を評価する。			廃止/休止
			計
			361

### 2) 今後の方向性が「終期設定/統合」となっているもの(部局毎)

部署	件数
福祉部	1
産業観光部	1
教育委員会	1
合計	3

### 3) 今後の方向性が「廃止/休止」となっているもの(部局毎)

部署	件数
福祉部	1

## 2) 今後の方向性が「終期設定/統合」となっているもの(3件)

シートNo.	所管課	事務事業名	行政改革アクションプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次 評価	H26年度 2次 評価	H26年度 今後の方向性		
52	2	子育て支援課 子育て支援	次世代育成支援対策地域協議会事業	非該当	・次世代育成支援対策推進法 ・北杜市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策行動計画の推進に関し必要な事項を協議する。	次世代育成支援対策地域協議会を開催し、次世代育成支援行動計画の検証等を行う。	A	A	終期設定/統合	平成17年度に策定した「市次世代育成支援行動計画」が、平成26年度に最終年度となるため、これまでの計画の取り組み結果を検証・評価し、計画の主要事業を、現在策定作業を進めている「子ども・子育て支援事業計画」の中に移行し、一本化した計画を策定する。
73	7	観光・商工課	水道料金緊急経済対策助成金	該当	北杜市水道料金緊急経済対策助成金交付要綱	水道料金改定に伴い大幅に値上げとなった使用者(増加額30万円を超える者)	使用者の経済的負担を軽減し、経営の安定を図る。	平成23年度調定分から平成25年度調定分までを対象に、増加額から30万円を控除した額が、20万円以下の場合には当該助成対象額の2分の1の額、20万円を超えた場合は当該助成対象額の3分の2の額に10万円を加算した額を助成する。	A	A	終期設定/統合	終期設定された事業のため、対象企業に周知し、平成26年度末をもって助成金交付要綱を廃止する。
111	13	教育総務課	小中学校耐震化事業	非該当	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	泉小学校食堂棟、須玉中学校特別教室棟、須玉小学校屋内運動場(吊り天井撤去)	安全、安心な小中学校施設の整備を行うことにより、児童生徒の安全を図る。	耐震、補強が必要な学校施設の早期改築を行う。	A	A	終期設定/統合	泉小学校食堂棟、須玉中学校特別教室棟の耐震化については、平成25年度に改築工事を完了した。また、須玉小学校屋内運動場(吊り天井)については、平成25年度に設計、本年度に改修工事を実施し、9月末に完成した。

## 3) 今後の方向性が「廃止/休止」となっているもの(1件)

シートNo.	所管課	事務事業名	行政改革アクションプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次 評価	H26年度 2次 評価	H26年度 今後の方向性		
52	17	子育て支援課 保育事業(保育園バス)	保育事業(保育園バス)	該当	児童福祉法	保育園児の送迎、園外活動への使用	園児と保護者の利便性を確保するために通園バスによる送迎を行うとともに、園外での保育活動を充実させる。	長坂保育園、日野春分園、小泉分園、白州保育園、武川保育園の保護者より利用申し込みを受け、送迎を行うとともに、市内の公立保育園で行う、遠足、プールへの送迎や園外活動に活用する。	C	C	廃止/休止	平成27年度末を目途に運行を廃止する方向で、市子ども・子育て会議等で検討を行うとともに、保護者への周知を図る。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
<b>政策秘書課</b>													
1	11	1	南アルプス世界自然遺産登録事業	非該当		南アルプス(動植物)、市民(県民、国民、全人類)	世界自然遺産登録。(ユネスコエコパーク登録)	<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県、長野県、山梨県の10市町村で、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を構成し、世界自然遺産登録を目指す。</li> <li>山梨県の4市町(南アルプス市、韮崎市、北杜市、早川町)で、県連絡協議会を構成し、主に啓発活動等を行う。</li> <li>ユネスコエコパークへの登録については、平成25年9月に申請を行い、平成26年6月に登録が決定となった。今後、自然環境を保全、利用し、自然との共生を図り「魅力あるまちづくり」を目指す。</li> </ul>	A	A	拡大・充実	地域市民、企業、行政等で組織する「地域連絡会」を立ち上げ、連絡会を中心に、啓発活動、住民の勉強会等を重ね、貴重な自然環境を保全しつつ、地域の活性化、魅力あるまちづくりを目指す。また、世界自然遺産登録については、引き続き関係10市町村と連携し、取り組みを進める。	
2	11	2	環境保全基金活用事業	該当		北杜市環境保全基金活用検討委員会設置要綱	市民、団体	市民提案による環境保全活動や市が行う環境事業に基金を活用し、豊かな自然を良好な状態で次世代に引き継ぐ。	環境保全基金の目的である「森を育て、水を守る」をテーマとした環境保全事業に、基金を活用し実施する。事業内容については、市が実施する里山整備事業、環境教育のほか、市民の提案による環境保全事業への助成を行う。また、南アルプスがユネスコエコパーク登録が決定されたことから、要綱を改正し、平成26年度から関係事業を対象事業とした。	A	A	拡大・充実	環境保全協力金について、訪問企業を検討し、更なる拡大を図る。また、交付要綱を改正し、エコパーク関連事業についても交付対象としたことから、それらの拡大も図る。
3	11	3	広報広聴事業	該当		市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の情報を市民へ分かりやすく伝える。</li> <li>市民が市に求めるものを的確に把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報ほくとにより主要施策を周知する。</li> <li>手軽な問い合わせ先としてinfoメールを活用する。</li> <li>市政に対する市民の率直な意見、提言をいただくため、市長への手紙を活用する。</li> </ul>	A	A	方法改善	平成25年度に実施したアンケート調査の結果に基づき、市民のニーズに即した情報の掲載、構成の見直しを行うとともに、ページ数の削減及び行政区未加入世帯への配布方法等を検討する。	
4	11	4	ホームページによる情報提供事業	該当		市ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高頻度の更新により最新情報を提供する。</li> <li>障害等のない、安心して利用できるホームページを安定して提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の入力技術の習得を図り、情報を確認した上でこまめに発信するよう努める。</li> <li>保守体制の充実を図る。</li> </ul>	A	A	拡大・充実	操作研修会を実施し、職員の技術力向上を図るとともに、最新情報書き換え作業を徹底する。また、広報ほくと、ケーブルテレビとの提供情報の共有、連携を図る。	
5	11	5	ケーブルテレビ事業	該当		ケーブルテレビ情報連絡施設条例	市民	地域に根ざした公共放送として、豊かで良質な放送を提供する。	自主番組で市の情報を提供し、いきいきとした市の姿を伝えることで市民の一体感を育てる。	B	A	方法改善	最新情報の収集に努め、地域に密着した番組づくりを目指す。また、年1回、アンケート調査を実施し、市民の要望や改善事項の把握に努める。
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:政策秘書課) 単位:件										拡大・充実	3	現状維持	0
										方法改善	2	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	5

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>企画課</b>												
6	21	1	交通安全啓発事業	非該当	北杜市交通安全条例	交通社会に参加するすべての市民	交通事故「0」。	啓発事業によって交通安全教育や交通安全の意識向上を図り、交通事故を防止する。	B	A	方法改善	北杜交通安全協会各支部と啓発用品等を共同購入することで、経費の削減を図る。また、啓発事業の二重業務については、それぞれの役割を確認し、業務一本化へ向けて検討を進める。
7	21	2	交通安全協会活動事業費	該当	北杜市交通安全条例	交通社会に参加するすべての市民	交通事故「0」。	啓発用品等を共同購入し、交通安全教育や交通安全の意識向上を図り、交通事故を防止する。	A	A	現状維持	北杜交通安全協会各支部と啓発用品等を共同購入することで、経費の削減を図る。また、啓発事業の二重業務については、それぞれの役割を確認し、業務一本化へ向けて検討を進める。
8	21	3	専門交通指導員設置事業	非該当	北杜市交通指導員設置要綱	市民	地域の交通秩序と安全を保持する。	本市が委嘱する専門交通指導員が、児童生徒の登下校時の街頭指導や、保育園や小学校の交通安全教室での指導及び交通安全の啓発活動を行う。	A	A	拡大・充実	高齢者の交通事故が増加していることから、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や啓発活動に努める。また、交通指導員が研修会へ積極的に参加し、より質の高い指導員を目指すとともに、市民の交通安全意識の高揚を図る。
9	21	4	交通安全施設整備事業	非該当	北杜市交通安全条例	交通社会に参加するすべての市民	交通事故「0」。	道路整備状況は、年々変化し、交通状況や住民要望に応じた適切な交通安全施設が必要となっており、また、交通事故「0」を目指すためには、交通安全施設の適切な維持・管理が必要であるため、施設整備を行う。	A	A	現状維持	少ない経費で効果のある施設の維持・管理に努めるとともに、施設の一括発注等により経費の節減を図る。
10	21	5	廃止代替バス路線運行委託	非該当		北杜市民・韮崎市民等廃止代替バス利用者	日常生活に必要な(通勤・通学等)な移動交通手段を確保し、「安心・安全」な環境整備に寄与する。	国道20号線沿い(北杜市白州町から韮崎市)を運行していた山交タウンコーチ(株)の運行路線廃止に伴い、北杜市と韮崎市による廃止代替バス運行を委託し、日常生活に必要な移動交通手段を確保する。	B	A	方法改善	運行効率を高めるため、市民バス路線の運行方法の見直しを検討し、乗降調査や現場検証を実施する中で効率的な運行体系を目指す。
11	21	6	赤字路線バス運行費負担金	非該当	北杜市生活バス路線維持補助金交付要綱	北杜市民・韮崎市民等赤字(生活)バス路線利用者	日常生活に必要な(通勤・通学等)な移動交通手段を確保し、「安心・安全」な環境整備に寄与する。	県地域間幹線系統確保維持計画に認定され、国・県補助対象路線とされている山交タウンコーチ(株)の運行路線である韮崎・増富温泉郷線や韮崎・仁田平線(系統を含む)の運行赤字分に対して、韮崎市との按分補助により、日常生活に必要な移動交通手段を確保する。	A	A	現状維持	運行事業者に対して、利用者の確保と運行効率の向上を求め、運行路線の維持を図る。
12	21	7	市民バス運行事業	該当	北杜市民バス条例	市民バス利用者	日常生活に必要な(通勤・通学等)な移動交通手段を確保し、「安全・安心」な環境整備に寄与する。	市民バスの運行による利便性を図り、市民生活に必要な交通手段を確保する。	A	A	方法改善	武川巡回線の運行や小泉長坂線の泉郷への延伸などを実施し、より多くの利用者を確保するとともに、市民バス路線の運行ルートの見直しを検討し、乗降調査や現場検証を実施する中で効率的な運行体系を目指す。
13	21	8	地域情報化推進事業	該当	・高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 ・IT新改革戦略 ・やまなしITプラン	市民	電子申請届出による利用者の利便性向上を図る。	県内自治体の情報推進担当が電子自治体の推進について協議を行う。やまなしくらしねっとの活用により申請、届出及び携帯メール等による防犯・イベント等の情報収集が可能となる。	A	A	現状維持	広報ほくと、市ホームページ等を通じて更なる周知を図る。
14	21	9	結婚支援事業費	非該当	北杜市補助金等交付規則	結婚する意思のある者	結婚相談所等における相談活動を通じて、結婚を希望する者に出会いの場を積極的に創出する。	結婚相談、出会いのイベント・スキルアップセミナー等を実施する。	A	A	現状維持	相談員の研修会や情報交換の場を提供し、市内だけでなく他市町村の相談員とも連携を図り、相談者の選択の幅の拡大に努める。また、多くの出会いの場を創出するため、民間との連携も検討する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革アクションプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
15	21	10	男女共同参画推進事業	非該当	男女共同参画社会基本法	市民及び事業者、行政区	市民一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に参画することのできる心豊かな活力ある社会を実現する。	男女共同参画推進委員会を中心に、出前講座や情報誌『社のほほえみ』の発行、啓発事業として「ほほえみふおーらむ」を開催し、推進を図る。	A	A	現状維持	地域に出向いての紙芝居や寸劇などによる推進活動、また、フォーラムの開催などを積極的に行う。		
16	21	11	行政改革推進事業	該当	行政改革推進法	市民、市の行財政運営、職員	簡素で効率的な市政運営を確保する。	・第2次行政改革大綱及びアクションプランの進捗管理を行う。 ・第3次行財改革大綱を策定する。 ・事務事業評価による行政運営の改善に取り組む。	A	A	拡大・充実	更なる行財政改革を推進するため、平成25年度に策定した第3次行財政改革大綱(アクションプラン)に取り組む。また、進捗管理シートに基づき、期別毎の活動(取組実績)を管理する。		
17	21	12	事業仕分け推進事業	該当		市が実施する事務事業、市民	市が実施する事務事業について、市民等を含めた多角的な視点から事業の必要性を評価し、スリムで効率的な行政運営の推進を図る。	「構想日本」の協力を得て、事業仕分けを実施する。  日時:平成25年10月19日、20日 場所:本庁大会議室 内容:事業仕分け12事業	A	A	方法改善	より多くの議論が行えるよう、対象事業数を削減し、1事業に対する議論(仕分け)時間の見直しを検討する。		
18	21	13	峡北広域行政事務組合負担金	非該当	峡北広域行政事務組合規約	峡北広域行政事務組合構成市町村(北杜市・韮崎市・甲斐市)	構成市町村の事務を共同処理する。	構成市町村に係る広域市町村圏計画・消防・ごみ・し尿等の事務を処理する。	A	A	方法改善	負担金の増大が予想されるため、組合及び関係市と十分協議する。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:企画課) 単位:件											拡大・充実	2	現状維持	6
											方法改善	5	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	13

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>管財課</b>												
19	23	1	情報系システム管理事業	非該当		情報系システム(ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク)	情報系システムの活用により、住民サービスの向上と行政事務の効率化に向けて安定した運用を図る。	財務会計・人事給与・文書管理等の内部情報システム及びグループウェアを中心とする庁内イントラネットシステムを運用する。(端末は一人1台整備)	A	A	拡大・充実	情報系システム(財務会計・人事給与、文書管理)・機器等の安全かつ円滑な運用を維持するため、引き続き保守業務を行うとともに、セキュリティポリシーの実施手順等を具体的に作成する。また、情報系システム・機器等の次期更新については、事務処理の効率化、安定稼働等とトータルコスト削減、委託費やリース料などの仕様書をチェックできる仕組み等を検討するとともに、計画的な端末の切り替えを行う。
20	23	2	業務系システム管理事業	非該当		業務系システム(ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク)	業務系システムの活用により、住民サービスの向上と行政事務の効率化に向けて安定した運用を図る。	住民情報・税務情報・福祉情報等の業務系システムを運用する。	A	A	拡大・充実	業務系システム・機器等の安全かつ円滑な運用を維持するため、引き続き保守業務を行うとともに、セキュリティポリシーの実施手順等を具体的に作成する。また、業務系システム・機器等の次期更新については、事務処理の効率化、安定稼働等とトータルコスト削減、委託費やリース料などの仕様書をチェックできる仕組み等を検討するとともに、計画的な端末の切り替えを行う。
21	23	3	ネットワーク管理事業	非該当		庁内及び施設間ネットワークシステム	庁内及び施設間ネットワークにおける通信基盤の整備と保守管理を行うことにより、電算システムを利用した事務処理の迅速化、効率化を図る。	庁内及び施設間において、コンピュータを使用した事務処理の基盤となる庁内ネットワークの安定稼働を図るため、アクセス制限などのセキュリティ確保や事務処理に必要な通信容量の確保を含めて、ハード・ソフト両面での保守管理や整備を行う。	A	A	現状維持	マイナンバー制度の実施に向け、セキュリティポリシー見直しの庁内検討会を立ち上げ、セキュリティ実施手順の構築を目指す。また、職員一人ひとりが電算システムによる行政情報のセキュリティポリシーに精通するよう研修会を実施する。
22	23	4	指定管理施設推進事業	非該当	地方自治法	市の公の施設	利用者へのサービス低下が生じないよう、施設の機能維持を図る。	指定管理協定に基づき、緊急に市が実施しなければならない施設の修繕を実施する。	A	A	方法改善	施設所管課と連携して指定管理者との意見交換を行い、施設の現状及び修繕箇所の把握を行うとともに、所管課において、計画的な修繕を実施するための予算計上等必要な措置が講じられるよう指導する。
23	23	5	庁舎等維持管理事業	非該当		庁舎(施設・設備)	庁舎(施設・設備)を維持管理し、良好な状態を継続させることにより、市民サービスの向上と執務環境を適正に維持する。	電気保安業務、エレベーター保守業務、夜間警備、消防設備保守業務、清掃業務委託等により庁舎(施設・設備)の適正な維持管理を行う。	A	A	現状維持	庁舎維持管理業務については経費削減に努める。また、電気使用量(特にエアコン)については、適正な使用に努めるとともに、エアコン使用時の電気使用量の抑制機能等について検討する。
24	23	6	車両管理事業	非該当		公用車	公用車の適正な管理及び効率的かつ安全な運行を図る。	適正な整備(車検、点検等)を実施し、グループウェアの公用車予約システムにより効率的な管理を行う。	A	A	方法改善	グループウェアの公用車予約システムを活用し、予約状況を調整し効率的な利用を促進するとともに、使用距離や年数に応じて公用車の更新を図る。また、職員の不注意による自損事故が発生していることから、安全運転の徹底や啓発等に取り組み、事故発生抑制と事故による修繕料等の経費削減に努める。
25	23	7	総合行政ネットワークシステム管理事業	非該当		地方公共団体間ネットワークシステム	地方公共団体における電子自治体の基盤として整備し、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度な情報流通を可能とする。	地方公共団体内の組織内ネットワーク(庁内LAN)を相互に接続する行政専用ネットワークであり、安全確実な電子文書交換、電子メール、情報共有及び多様な業務支援システムの共同利用を可能とする電子自治体の基盤となる。	A	A	拡大・充実	広域的なネットワークにおいて共同利用できる業種について、県内自治体で構成する研究会等で調査研究する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
26	23	8	普通財産処分 事業	該当	・北杜市公有財産管理規則 ・北杜市未利用地売却事務処理要領	普通財産	普通財産の適正な管理及び貸付、売却処分等による有効的な運用を図る。	普通財産を適正に管理するため草刈等を実施するとともに、未利用地の有効的な運用を図るため、貸付、インターネットを活用した売却処分等を積極的に行う。	A	A	拡大・充実	財産管理システムの整備を行い、売却可能資産を洗い出し、インターネット等を活用した公有財産の処分を積極的に進めるとともに、定住促進を進めるうえでの住宅用地としての活用も検討する。		
27	23	9	指定管理施設 有効活用事業	該当	地方自治法	市の公の施設	サービスの向上及び経費の削減を図る。	施設の管理運営を民間に任せ、民間の持つノウハウを活用して施設の有効活用と市民サービスの向上を図る。	A	A	方法改善	指定管理期間の満了時には、本制度導入の適否も含め、施設に適した管理運営方法の選択を検討する。また、本制度を導入すべき施設においても、更なる改善や有効活用が図られるよう、公募による指定管理者の選定を推進する。これらの取り組みにあたっては、市としての方針を明確にし、施設所管課への指導を行う。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:管財課) 単位:件											拡大・充実	4	現状維持	2
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:企画部) 単位:件											方法改善	3	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:管財課) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:管財課) 単位:件											廃止/休止	0	合計	9
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:企画部) 単位:件											拡大・充実	6	現状維持	8
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:企画部) 単位:件											方法改善	8	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:企画部) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:企画部) 単位:件											廃止/休止	0	合計	22

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性					
<b>総務課</b>															
28	31	1	交通災害共済 事務事業	非該当		市民	500円の掛金で加入できる交通災害共済制度の災害見舞金支払いにより、災害を受けた者またはその遺族を救済し、もって市民の福祉の向上に寄与する。	広報ほくと、チラシ等を活用し周知を図るとともに、加入申込みを本庁及び各総合支所で受付け、市民の理解を求め加入を推進する。	A	A	方法改善	本年度実施するアンケート結果を基に、事業の見直しを検討する。また、個人情報の観点から戸別の送付は必要と考えるが、できるだけコストを削減する中での配布に努める。			
29	31	2	消費生活研究会育成(活動支援)事業	非該当	北杜市補助金等交付規則	消費生活研究会	団体支援、補助を行うことにより、会員相互が自主的実践活動を通して必要な知識を高め、生活の質の向上を図る。	消費者関連の学習会、物価調査、講演会、広報紙の発行などを行い、消費者知識の習得を支援する。	A	A	現状維持	消費生活研究会の活動状況や各種情報を市民に配信し会員募集を図る。また、補助金については、会員数や活動内容に応じ必要な見直しを行う。			
30	31	3	職員研修事業	該当	地方公務員法	職員	職員の意識改革と資質の向上を図る。	市人材育成基本方針に基づき、区市町村職員研修所等で開催される研修を計画的かつ積極的、有効的に活用する。また、市独自の研修会を実施する。	A	A	拡大・充実	管理職員が人材育成の重要性を認識し、部下職員の研修参加を指導するとともに、職員が積極的に研修に参加できる環境づくりに努める。			
31	31	4	自治体・民間企業人事交流事業	該当		職員	他の省庁や自治体等と人事交流することで、職員の意識改革や職場の活性化を図る。	国の省庁や他の自治体(県・市町村)及び海外の友好都市等と、計画的に職員の人事交流を行う。	A	A	現状維持	人事交流について職員に周知を図るとともに、積極的な参加を奨励し、毎年度、省庁や他の自治体(県・市町村)及び海外の友好都市等との人事交流を計画的に行う。また、民間企業との人事交流についても検討する。			
32	31	5	人事評価制度導入事業	該当	地方公務員法	職員	職員の能力開発、人材育成を通じた公務能率の向上を図る。	人事評価制度を構築・導入し、職員の能力開発、人材育成を通じた公務能率の向上を図る。	A	A	方法改善	人事評価マニュアル原案(精査中)に基づき、職員研修(評価者及び被評価者向け)を実施し、人事評価制度の意義、評価の方法、ルール等について認識の統一化を図り、人事評価制度を試行・検証を行ったうえで導入方法等について検討する。また、「私の希望と意見」については、改善を含めた活用方法等を検討する。			
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:総務課) 単位:件												拡大・充実	1	現状維持	2
												方法改善	2	民間委託等	0
												縮小	0	終期設定/統合	0
												廃止/休止	0	合計	5

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>地域課</b>												
33	32	1	地域防災計画 推進事業	非該当	災害対策基本法	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。</li> <li>災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、市地域防災計画等の見直しを行い、防災活動に万全を期すとともに、市民に対し広報ほくと、市ホームページ、ハザードマップ等を用いて防災啓発を推進する。</li> <li>災害時に迅速に対応できるよう職員の初動体制の確立を図る。</li> </ul>	A	A	拡大・充実	平成26年2月の豪雪災害に伴う市地域防災計画の改定については、庁内検証を行い、年内に改定が想定されている県地域防災計画に沿った内容に改定する。
34	32	2	災害対策事業	非該当		市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。</li> <li>災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備えるため災害用衛星電話の維持や山岳救助への補助等を行う。</li> <li>防災・防犯情報を受け取れる「北杜ほっとメール」をPRするためチラシを作成配布する。</li> <li>各総合支所敷地内に設置する既存の震度計を支所移転に伴い移設する。</li> <li>土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップを作成し、市民に危険箇所を周知する。</li> </ul>	A	A	現状維持	停電等で電話回線に不都合が生じた場合の手段として、本庁と各総合支所等に簡易無線機を必要に応じ整備するとともに、総合支所の移転に伴う整備・検証も併せて行う。また、避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法に則り、取り組みを進める。なお、PR用チラシを活用するなどして、市民メール「北杜ほっとメール」登録者の拡大も図る。
35	32	3	防災訓練事業	非該当	災害対策基本法	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。</li> <li>災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。</li> </ul>	一般災害や大規模な地震災害を想定し、多数の市民の参加を得る中で市民の防災意識を高め、災害時の安全対策の向上に努める。	A	A	現状維持	災害に備え実効ある訓練を実施するとともに、防災体制の強化を図るため防災担当職員による研修の機会を積極的に活用し知識の習得に努める。また、災害対応にあたる全職員の経験不足等を補うため、専門家の講師派遣による図上訓練等を要望し、各部署(班)の迅速な初動体制の確立及び連携等の訓練実施を検討する。
36	32	4	防災備蓄品整備事業	非該当	災害対策基本法	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。</li> <li>災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。</li> </ul>	一般災害や地震災害など有事に備え、食料、備蓄米、飲料水、救急箱、防疫品、避難所用間仕切り、毛布等の備蓄品や災害用資機材(造水機、大型炊き出し器等)を整備する。	A	A	現状維持	備蓄食等の管理の徹底に加え、引き続き備蓄食等の充実に努める。また、市民に対しても、災害時に備え、自己備蓄を図るよう啓発に努める。
37	32	5	水防活動事業	非該当		市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。</li> <li>災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。</li> </ul>	災害に備えるため、ブルーシート、土のう等の水防資材及び救助工具資材等を備蓄する。	A	A	現状維持	水防団(消防団)を中心に、県等が主催する訓練に積極的に参加するとともに、水害に備えた、資機材の整備に努める。
38	32	6	自主防災組織 養成事業	非該当	災害対策基本法	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。</li> <li>災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。</li> </ul>	災害時において初期活動に重要な地域の防災力を高めるため、自主防災組織の育成・強化を図る。	A	A	拡大・充実	広報ほくと、市ホームページ、行政区長会議等あらゆる機会を通じて、その必要性を呼びかける。また、自主防災組織の防災活動を支援するため、資機材整備費補助金を交付しており、市ではこの期限の延長を行ったことから、更にその必要性を呼びかけていく。
39	32	7	防災無線整備 事業	非該当		市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。</li> <li>災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。</li> </ul>	合併前の旧町村単位で整備した設備が、機器老朽化による不具合等があることから、市内を統一したデジタル波による防災行政無線の整備を行い、災害時等に市民に対し必要な情報を提供する。	A	A	現状維持	難聴地域対策に努めるとともに、メール配信、電話応答システム、緊急速報・エリアメール等を活用し情報の早急な伝達に努める。また、防災無線整備については、今年度が5か年計画の最終年度となることから、整備完了時には市内統一した運用形態とするため、放送内容の統一を図る。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性	
40	32	8 防災無線維持 管理事業	非該当		市民	・市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 ・災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。	・災害時に市民に必要な情報を提供するため、本庁・総合支所の防災行政無線施設を維持管理する。 ・平成27年度には、現在整備を進めている市内を統一したデジタル波による防災行政無線局が1局となる。	A	A	現状維持	聞き取りにくさを改善するため、時差放送の導入、また、電話自動応答システムによる放送の聞き取り等の対策を行ってきたが、今後も、更なる情報伝達ルートの確保に取り組む。また、市民に対し、放送時は窓を開けるなど放送に耳を傾けるよう、引き続き協力をお願いするとともに、市民の声に対して、現地に出向いて調査を行い、できる限りの改善を図る。
41	32	9 防犯街路灯整 備事業	非該当	北杜市防犯灯設置管理要綱	市民	・市民の生命、身体を犯罪から保護する。 ・安心して暮らせる生活環境を確保する。	生活環境の整備及び犯罪の防止を図るため、地区からの要望を受けて道路を照らす防犯灯を支給する。	A	A	現状維持	各行政区と調整協議し、防犯対策の一環として防犯灯整備を進める。
42	32	10 AED導入事 業	非該当		市民	AEDの配備を行うことにより、市民が安心して暮らせる生活環境を確保する。	市民の生命、身体を保護するために本庁及び各総合支所に救命器具AED(自動体外式除細動器)を配備し、維持管理する。	A	A	現状維持	継続的にその性能を維持するため、AEDの適切な管理に努める。
43	32	11 災害事前対策 事業	非該当	消防組織法	市民	・市民の生命、身体及び財産を災害・火災等から保護する。 ・消防力を強化することにより、安心して暮らせる生活環境を確保する。	本市の消防力は常備消防(広域消防)と非常備消防(消防団)により維持されている。この内、常備消防は救急・消防活動に従事しており、組織の維持・強化のために必要な経費を負担する。併せて、高速自動車国道における救急業務に関する覚書に基づく支弁金の支払いを行う。	A	A	現状維持	消防本部の新庁舎建設については整備基本計画等の把握及び動向等を注視する。また、地方交付税の国の特例措置終了に伴う減額についても、組合・消防本部、構成市の情報把握に努める。
44	32	12 消防団運営事 業	非該当		市民	・市民の生命、身体及び財産を災害・火災等から保護する。 ・消防力を強化することにより、災害等に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。	消防団の円滑な運営及び消防車両の維持管理を行い、消防力の充実・強化を図る。	A	A	現状維持	市民に対し、あらゆる機会を通じて広報活動を展開し、団員確保に努める。また、実情にあった組織体制への見直しも中期的な課題となっていることから、消防団の組織運営及び活性化を図る施策について検討を行う「北杜市消防団活性化検討委員会」を設置する。
45	32	13 消防団員活動 推進事業	非該当	北杜市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例	市民	・市民の生命、身体及び財産を火災等から保護する。 ・火災・災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。	消防団員の報酬、出動手当の支給や公務災害補償及び退職報奨金への掛金など消防団員の活動を支援する。	A	A	現状維持	消防団活動を支援するとともに、あらゆる機会を通じて広報活動を展開し、団員確保に努める。また、実情にあった組織体制への見直しも中期的な課題となっていることから、消防団の組織運営及び活性化を図る施策について検討を行う「北杜市消防団活性化検討委員会」を設置する。
46	32	14 消防ポンプ車 整備事業	非該当		市民	・市民の生命、身体及び財産を災害・火災から保護する。 ・災害・火災に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。	消防団用消防ポンプ車両の適切な配置及び管理を行うため、一定程度経年の車両を順次更新する。	A	A	現状維持	消防ポンプ車両については、更新年を調整しながら、概ね適切な時期での更新に努める。また、実情にあった組織体制への見直しも検討する。
47	32	15 消防施設整備 事業	非該当		市民	・市民の生命、身体及び財産を災害・火災から保護する。 ・消防力を強化することにより、安心して暮らせる生活環境を確保する。	災害等に備えるため耐震性貯水槽や消火栓等の消防設備の整備を図る。	A	A	現状維持	行政区や各総合支所からの要望等を基に、計画的に耐震性貯水槽や消火栓の整備に努める。
48	32	16 消防施設維持 管理事業	非該当		市民	・市民の生命、身体及び財産を災害・火災から保護する。 ・災害・火災に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。	消防団が管理する消防施設(ポンプ小屋、詰所)の電気・水道料等及び火の見櫓の維持管理(塗装・修繕)を行う。	A	A	現状維持	消防団の活動に支障が発生しないことを前提に、施設の修繕等に努める。また、実情にあった組織体制への見直しも中期的な課題となっていることから、消防団の組織運営及び活性化を図る施策について検討を行う「北杜市消防団活性化検討委員会」を設置する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
49	32	17	二地域居住推進事業	非該当	北杜市空家情報登録制度「空家バンク」設置要綱	市内の空き家	都市住民との交流及び定住促進により地域活性化の促進を図る。	市内の空き家を貸し手・借り手・売り手・買い手、それぞれの登録者に情報の提供を行い、定住人口と交流人口の増加を図る。	B	A	現状維持	物件の掘り起こしについては、広報ほくと・市ホームページ等により周知することで、家主だけでなく地域住民からも情報を収集し、定住促進計画も踏まえる中で登録物件の増加を図る。また、県が東京有楽町に開設した「やまなしくらし支援センター」と連携し、積極的な情報提供を通じて空き家の流動化を図る。
50	32	18	産学官連携事業	該当		大学、企業及び各種団体等	大学、企業及び各種団体等との連携を図りながら地域の課題解決に取り組み、地域活性化に有効な事業を展開する。	連携協定等を締結し、大学、企業及び各種団体等との連携を図り、地域活性化に協働して取り組む。  ・早稲田・ネクスコ:地域活性化システム論、親子体験学習会 ・山梨大学:食育地産地消、アートマネジメント講座 ・東京藝術大学:小淵沢駅舎建築、生涯学習講座 ・JAF:観光振興 ・早稲田大学:早稲田交響楽団チャリティコンサート ・東京工業大学:原子炉研究所	A	A	現状維持	市役所内関係部署との検討会を設け、提言内容の精査、具体的な実施方法等を検討協議する。また、必要に応じて、各種団体・民間企業とも協議を行う。
51	32	19	姉妹・友好都市国内交流事業	非該当		姉妹提携都市及び友好都市	人・文化・経済・イベント等相互交流を図り、市をPRするとともに、交流人口の拡大を図り地域の活性化を進める。	北杜市と7市区間において、行政組織の交流に加え、両市の各イベントへの参加などの幅広い交流活動を行う。  ・姉妹都市:新潟県上越市、東京都羽村市 ・友好都市:静岡県袋井市、東京都西東京市、荒川区、新宿区、東京都東村山市	B	A	現状維持	姉妹・友好都市関係の必要性について総合支所及び関係部署と検討するとともに、姉妹(友好)都市間相互の関係のあり方についても精査し、必要に応じて交流内容、実施方法を工夫する。また、持続的に発展・推進するためには、行政間、職員間の交流を活発に行うとともに、民間・市民レベルの自主的な交流も検討する。
52	32	20	国際交流事業	非該当		大韓民国抱川市と北杜市、米国マディソン郡他2市と北杜市	姉妹都市交流を継続し、市民相互の友好を深めるとともに、国際感覚の醸成を図る。	・相互の代表団及び市民の交流事業を実施する。(毎年) ・中学生ホームステイ事業を相互に隔年で実施する。 ・市職員交流を、原則3年に1度実施する。(ただし、抱川市からは毎年派遣される)	A	A	現状維持	毎年10月に市内小中学校で行われる米国文化の授業に対して、歴代文化交流員のサポート・協力が得られるよう体制整備を検討する。また、交流事業を広く市民に周知するため、広報ほくとや市ホームページ等を通じて交流内容を周知する。
53	32	21	ほくと国際交流のつどい事業	非該当		市内在住外国人及び市民	外国人も市民の一員として、安心して生活できる環境づくりを行う。	料理体験や各種ゲームなどを通して市内在住外国人同士の交流を図る場を提供する。また、相談会を実施し公共サービスによる生活情報を提供する。	A	A	現状維持	外国人住民同士、外国人住民と市民とが交流を図ることができる場の提供を目的とする「国際交流の集い」に発展できるよう検討する。
54	32	22	北杜市和太鼓保存会育成事業	非該当		北杜市和太鼓保存会	北杜市和太鼓組曲「相生」の保存伝承、普及を図る。	合同練習の開催と、組曲演奏指導者の育成を図る。	A	A	現状維持	組曲の演奏にはまだ作曲者の指導を必要とする状況にあるため、当面は援助しつつ、自立できるよう自主的な取り組みを促す。また、補助金のあり方、支払方法等についても検討するとともに、講演の場の提供も検討する。
55	32	23	市政報告会開催事業	該当	北杜市地域委員会設置条例	市民	市民一人ひとりが興味と関心を持ちながら、主体的に市政に参画する。	市議会の定例会閉会後、地域委員・代表区長や市民に対して年4回の市政報告会を開催する。	A	A	方法改善	地域委員や行政区長以外の一般住民が参加しやすい開催とするため、地域委員へのアンケートを実施するなどして、その方法を検討する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
56	32	24	行政区運営事業	非該当	北杜市行政区長設置 条例	行政区	行政区の円滑な運営を図る。	区長報酬、行政事務取扱い交付金、区 長研修会の補助等により円滑な区の運 営及び活動を促すほか、自治会活動保 険加入により安心な地域活動が行われ るよう支援する。	A	A	現状維持	代表区長会等において、意見交換、 情報交換を積極的に行うことで意識 の高揚を図る。また、交付金の適切 な運用を図るため、予算書・決算書 の添付を義務付け、会計の透明性 を図るとともに、運営が困難な行政 区には、再編も含め積極的な支援を 行う。		
57	32	25	地域委員会運 営事業	該当	北杜市地域委員会設 置条例	市民、行政	地域住民の声を地域委員会を通じ行政 に反映させ、市民と行政が協働してよ りよい地域づくりを行う。	地域委員会が市と市民の間に立ち、住 民の声を行政に反映しやすくすること で、合併した北杜市の一体性を保つ役 割を担う。地域づくりのための予算 提案、市長の諮問に対する答申、地 域の意見集約を行う。	B	A	方法改善	地域委員会は、住民の意見集約機 関として担うところは大きいことか ら、各部局等に対し、必要なものは 積極的に諮問するよう働きかける。		
58	32	26	地域振興事業	該当	北杜市地域委員会設 置条例	市民、行政	地域委員会予算を適正に配分すること により、特色ある地域づくりを推進す る。	地域委員会が市と市民の間に立ち、住 民の声を行政に反映しやすくすること で、合併した北杜市の一体性を保つ役 割を担う。地域づくりのため予算使 途の提案を行う。	B	A	方法改善	各町のいずれもがイベント継続を望 んでいることから、イベントの一部有 料化など今後のイベントの開催方法 について検討する。		
59	32	27	協力金制度推 進事業	該当		寄付者	新規寄付者の確保とリピーターの確保を 図る。	市内観光施設等、市外者の立寄る施設 へパンフレットを配置し新規寄付者の 確保を図る。特産品の品目を変更しな がら、リピーターにも新しい特産品を 提供する。	A	A	拡大・充実	新規応援者を増やすための周知に 加え、リピーターを確保するため、 特色ある特産品を検討する。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:地域課) 単位:件											拡大・充実	3	現状維持	21
											方法改善	3	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	27

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
<b>税務課</b>													
60	33	1	市税賦課徴収 事業	該当	地方税法	市内全域の家屋及び 宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税の適正化及び公平性を確保する。</li> <li>・平成27年度評価替の準備を行う。</li> </ul>	A	A	現状維持	平成27年度(課税年度の前年度)に所有者に対し事前通知を送付する。なお、通知内容や発送時期については、既に全棟調査を実施した自治体等の意見を参考に決定する。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:税務課)      単位:件										拡大・充実	0	現状維持	1
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	1

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
<b>収納課</b>													
61	34	1	収納率向上事業	該当	・国税徴収法 ・地方税法	市民及び市外の納税義務者	税負担の公平性や公正性を確保する観点から、滞納処分を強化し、市税の収入確保を図る。	税金は本来自主納付であるが、滞納者や交通手段がない高齢者等に対して自宅等を訪問して納税交渉、納税相談及び徴収を行い、滞納整理を促進する。	A	A	拡大・充実	滞納者への電話催告や臨戸訪問を強化するとともに、催告書(年3回)を送付することで、新たに発生した滞納にも早期に着手し、早期解決を図る。	
62	34	2	未収納金対策の充実・強化事業	該当	・国税徴収法 ・地方税法	市民及び市外の納税義務者のうち市税等の滞納者	税負担の公平性や公正性を確保する観点から、滞納処分を強化し、市税の収入確保を図る。	催告に応じない滞納者が保有する預貯金、不動産、動産等の財産を調査し、換価可能な財産を差押え、税負担の公平性、公正性の観点から適正な滞納処分を実施する。	A	A	拡大・充実	滞納者への電話催告や臨戸訪問を強化するとともに、催告書(年3回)を送付することにより、自主納付を促し、徴収率の向上を図る。また、徹底した財産調査(預貯金調査、給与照会、不動産登記事項調査等)を行い、担税力があるにも関わらず滞納を繰り返す納税意識の低い滞納者に対しては滞納処分を行う。さらに、納税が困難な滞納者に対しては滞納処分の執行停止を行い滞納額の縮減を図る。	
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価: 収納課) 単位: 件										拡大・充実	2	現状維持	0
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	2
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価: 総務部) 単位: 件										拡大・充実	6	現状維持	24
										方法改善	5	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	35

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性					
<b>市民課</b>															
63	41	1	特定健康診 査・保健指導 事業	非該当	高齢者医療の確保に 関する法律	国民健康保険の被保 険者(40歳～74歳)	特定健診・特定保健指導は医療保険者 に義務付けられた制度であり、受診率・ 指導率の目標値が示されている。生活習 慣病の対象者を早期に発見し改善するこ とで、健康生活を維持し医療費の抑制に 結びつける。	市特定健康診査等実施計画に基づき、 総合健診(集団検診)及び人間ドックにお いて、国民健康保険被保険者の40歳～ 74歳の受診対象者に対して、特定健康 診査・特定保健指導を実施する。	A	A	拡大・充実	総合健診の基本検査部分＝特定健 診であることから、総合健診の検査 項目の追加等により魅力アップを図 り、特定健診の受診率向上につなげ るとともに、特定健診に相当する データをかかりつけ医から受けられ る体制を整備する。また、国の補助 金を活用し、受診勧奨支援業務の分 野で実績を上げている民間企業へ の業務委託を検討する。			
64	41	2	ジェネリック医 薬品促進事業	非該当	厚生労働省通知	国民健康保険の被保 険者	先発医薬品からジェネリック医薬品への 切り替えを進めることで、医療費の自己 負担を抑えるとともに、保険者(北杜市) の保険給付費用を抑制する。	被保険者の調剤データを利用し、ジェネ リック医薬品に切り替えた場合の自己負 担の軽減額が大きい者を対象に、ジェネ リック医薬品利用促進通知(差額通知)を 作成し送付する。	A	A	方法改善	これまでは専門業者に委託し、ジェ ネリック医薬品の説明や切り替え効 果の詳細について通知を行ってきた が、対象者に変動がなく、同様の通 知を繰り返し送り続けることの効果 が薄れていること、また、クレームの 増加にもつながっていることから、通 知内容の簡素化や対象者の把握方 法の変更などを行う。			
65	41	3	住民基本台帳 管理事業(自 動交付機分)	非該当	・住民基本台帳法 ・北杜市住民票等自 動交付機の管理等に 関する規則	市民	市民サービスの充実、窓口業務の簡素 化を図る。	自動交付機を設置し、平日及び土日・祝 日の午前8時から午後8時まで、あらかじ め暗証番号を登録した市民カード(印鑑 登録証)により住民票及び印鑑登録証明 書を交付し、市民サービスの向上を図 る。	A	A	現状維持	自動交付機の利用状況及び番号法 の動向を見ながら、市民サービスの 向上や窓口事務の簡素化について 検討する。			
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:市民課) 単位:件												拡大・充実	1	現状維持	1
												方法改善	1	民間委託等	0
												縮小	0	終期設定/統合	0
												廃止/休止	0	合計	3

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性
<b>介護支援課</b>										
66	42	1	介護関係施設 管理事業	該当	北杜市デイサービス センター条例	40歳以上の市民、要 支援及び要介護者	施設の管理運営等を民間の能力や創意 工夫を取り入れる中で、利用者の健康及 び体力の機能低下の抑制を図る。	A	A	民間委託等 指定管理更新時、委託契約及び売却 等を検討する中で方向性を示す。
67	42	2	介護保険事業 計画策定委員 会運営事業	非該当	介護保険法	65歳以上の高齢者	市の65歳以上高齢者の3年間の介護保 険料及び介護保険給付費、また、地域支 援事業について適正に算定する。	A	A	現状維持 策定委員会の開催回数を増やし、計 画の策定や進捗状況等に委員会の 意見を取り入れる機会を増やすよう 努める。
68	42	3	二次予防事業 対象者把握事 業	非該当	介護保険法	65歳以上の被保険 者	介護予防二次予防施策の対象者となる 虚弱高齢者を把握し、介護予防事業に 参加することで介護状態になることを予 防する。	B	B	拡大・充実 健診申し込み書に同封している基本 チェックリストの回収率向上のため、 記入方法やリストを利用したセルフ チェックの案内パンフ等を同封し事 業の理解を求めるとともに、保健福 祉推進員等を通じて検診の申し込み 時に提出を呼びかける。
69	42	4	総合相談事業	非該当	介護保険法	高齢者本人、地域住 民、関係機関	高齢者本人や高齢者を取り巻く地域住民 等が抱える課題を解決する。	A	A	現状維持 切迫した困難事例に介入・対応がで きるよう、職員が相談支援のスキル アップ研修に積極的に参加する。ま た、困難事例への対応や相談件数 の増加に対応するため、地域包括 支援センターの業務分担を見直す。
70	42	5	権利擁護事業	非該当	介護保険法	高齢者市民、一般市 民及び関係機関	高齢市民が生活するうえで、様々な権利 が脅かされず安全で安心して暮らせるよ う援助する。	B	B	拡大・充実 高齢者虐待対応を専門的に行える よう地域包括支援センターの業務分 担を見直すとともに、虐待対応ケー スの経過把握と終結を判断するため 評価会議を定期的に開催できる体 制を構築する。また、消費者被害に おいては、庁内の消費生活部門の 担当者や北杜警察署、県民生活セ ンターとの情報共有を図る。
71	42	6	介護予防・日 常生活支援総 合事業	非該当	介護保険法	要支援者と非該当を 行き来するような高齢 者、虚弱、引きこもり など介護保険利用に 結びつかない高齢 者、自立、社会参加 意欲の高い高齢者	地域の多様なマンパワーや社会資源を 利用しながら、介護予防や配食、見守り 等の生活支援サービスを提供すること で、高齢者が地域で自立した生活がで きるよう支援する。また、安心して暮らす ことができる地域づくりや地域力の向上を 目指す。	A	A	拡大・充実 平成27年度までに、要支援者の通 所介護・訪問介護が地域支援事業 に移行することに伴い、介護事業所 による既存サービスに加え、NPO、 民間企業、ボランティアなどの地域 の多様な主体が活用できるか把握 し、地域で高齢者を支える地域支援 事業の充実を図るためのシステム構 築や事業内容を検討する。また、介 護保険制度の改正に併せ、新しい 地域支援事業に移行できるように準 備を進めていく。
72	42	7	筋力元気あつ ぷ事業	非該当	介護保険法	65歳以上の市民で 基本チェックリストの 運動器(下肢筋力の 項目)3項目から5項 目に該当し運動をす ることで身体機能が 改善しそうな方	・大目的:運動習慣が介護予防につな がるのが理解でき、介護保険へ移行し ない。 ・小目的:運動の効果が理解でき、継続 した運動習慣を身につける。	A	A	現状維持 事業をアルカ山梨と健康ランド須玉に委 託する。 ・本人の状態をアセスメントする。 ・維持・向上・改善するための運動内容 を運動指導士より週1回3か月間指導 を受ける。 ・体力測定を(実施前・実施後)行う。 ・自主グループ化への支援を行う。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
73	42	8	訪問指導事業	非該当	介護保険法	閉じこもり・うつ傾向の強い65歳以上の高齢者	二次予防対象者と判定され、閉じこもりやうつ傾向の強い方を対象に、訪問看護師の訪問によりうつや閉じこもり症状が改善し、外出や交流ができた在宅での生活が継続できる。	閉じこもりやうつ傾向の強い方を対象に訪問看護師が概ね3か月間、症状に応じて個別生活指導を行う。	A	A	現状維持	「うつ」や「閉じこもり」の長期化や悪化を防ぐため、対象者の早期発見・早期対応ができるよう、保健師による訪問を行う。また、症状の改善に向けて、専門職種(訪問看護師)による一定期間のきめ細やかな対応や定期的な関わりに対する支援を行う。
74	42	9	いきいき運動教室事業	非該当	介護保険法	65歳以上の自立高齢者(市内に住所があり、介護保険の認定を受けていない者)	高齢者が介護予防や生活習慣病予防について意識を高め、自分自身の身体機能を把握し、自主的に行動ができる。	・一般高齢者(チェックリストによる虚弱対象者以外の方)に健康教室を、市内3会場で開催する。(各会場12回) ・3事業所に講師を依頼し、インストラクターを中心に体操を実施する。また、体力測定を実施前後で行い、評価を行う。	A	A	現状維持	運動が、介護予防のみならず生活習慣病の予防も果たすことを、早期から理解し意識を高めてもらうため、教室内に市の健康に関する情報を提供する場の設置を検討する。また、継続して運動習慣を身に付けるため、教室終了後にアンケートをとるとともに、励ましの手紙を添えることも検討する。生活習慣病予防も、介護予防も、40歳代からの実践が必要であるため、今後も、健康増進課と合同開催する。
75	42	10	介護予防講演会事業	非該当	介護保険法	市民	介護予防について学び理解することで、地域住民が予防に対する必要性を感じ取り組むことができる	市民を対象に介護予防講演会を実施する。 内容: 峡西病院院長浅川理先生による講演『知って備える! 認知症』、介護予防実践事例報告2例及び介護予防事業紹介 実施日: 平成25年11月16日	A	A	現状維持	認知症についての講演会を数年継続して行ってきたため、認知症以外の介護予防について講演会を実施し、幅広い介護予防の視点を醸成する。また、講演のみでなく、介護予防の実践発表など住民自身の取り組みを紹介し、実際の介護予防の効果などを身近に実感でき、介護予防の機運を高め自らが実践できるような内容を検討し実施する。
76	42	11	ふれあい広場事業	非該当	介護保険法	基本チェックリストで運動器の低下、閉じこもり、認知などが該当になった65歳の高齢者で、事業参加を希望する者	要介護状態にならずに地域で自立した生活を営むことが可能となる。	市内7か所で年間を通じ週1~2回実施する。(昼食・送迎有) 事業委託先: 市社会福祉協議会、JA梨北、ほくとぬくもり、ほくとさくら苑 ・地域包括支援センターの保健師が対象者の状態のアセスメントを行う。また、6か月毎に評価を行い継続・終了を決定する。 ・毎回運動やレクリエーション、参加者同士が交わる機会を持つ。 ・対象者の状態の維持・改善していくための運動機能指導を年2回実施する。 ・口腔機能向上のため歯科衛生士の指導を年1回実施する。 ・栄養状態改善のために、栄養士の指導を年1回実施する。	A	A	現状維持	事業利用者の把握については、要介護認定になる前段階で、早期に把握できるよう地域包括支援センター職員の訪問活動の強化を図るとともに、委託先のスタッフへの研修や話し合いの場を定期的に持つよう努める。また、はつらつシルバーが事業終了後の受け皿として、定期的な開催につなげられるよう努めるとともに、保健福祉推進委員と一緒に活動できる介護予防サポートリーダーの育成も図る。
77	42	12	はつらつシルバー事業	非該当	介護保険法	65歳以上の高齢者	身近な地域で高齢者同士が定期的交流する場を設けることで閉じこもりや介護状態になることを防ぎ、高齢者自らが生きがいを持って活動できるような仲間づくりを行う。また、これを地域全体で支えていけるようにする。	各地区の公民館を会場に、保健福祉推進員を中心に区長・民生委員・ボランティアなど市民が協力し、はつらつシルバーの集いを開催する。事業実施は市社会福祉協議会に委託し、開催方法や講師の紹介をサポートする。	A	A	現状維持	事業目的の周知・徹底を図りつつ、地域の中で気軽に出かけることができる場所で定期的に開催できるよう、開催内容や今後の方向性について地域の方と再検討するとともに、保健福祉推進員の育成や介護支援サポーター等の育成を再検討しながら、互いに協力し地域で定例開催できるよう努める。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
78	42	13	サポートリーダー養成事業	非該当	介護保険法	介護予防サポートリーダー	・高齢者を地域で支える意識を向上させる。 ・地域で介護予防活動が実践できるようにする。	介護予防サポートリーダーが、介護予防の研修や市内の各所で行われている介護予防事業に参加・協力することによって高齢者の特徴や関わり方を理解する。その中で、住民を地域で支えていこうという意識を持ち、それぞれが地域で活躍できるよう支援する。また、地域の公民館で定期的な交流が図れる「公民館カフェ」の担い手になれるようフォローアップ研修(運営方法・運動指導・健康知識伝達)を実施する。	A	A	現状維持	介護予防サポートリーダーを中心に、各地区公民館で「公民館カフェ」が前年以上に開催できるよう必要な知識の習得機会や介護予防研修会等を行うとともに、サポートリーダーの補助役などの人材育成を行う。
79	42	14	出前介護予防教室事業	非該当	介護保険法	概ね65歳以上の高齢者	・介護予防の理解ができ、健康寿命が長く保てる。 ・社会参加ができる状態を維持する。	要望依頼のあった地域に地域包括支援センター保健師、社会福祉士が出向き、介護予防講座を実施する。	A	A	現状維持	開催地は地域差が生じていることから、保健福祉推進員委嘱式の折には、はつらつシルバーでの出前健康教室の周知を図るとともに、広報ほくなどでも出前健康教室を周知する。
80	42	15	介護支援ボランティア事業	該当	介護保険法	65歳以上の介護保険第1号被保険者(要介護及び要支援の認定を受けていない者)	高齢者によるボランティア活動を通じた地域貢献を奨励及び支援することにより高齢者自身の社会参加活動で介護予防を図る。	高齢者が、市に登録申請し、事前研修を受講する。受講後「介護支援ボランティア手帳」を交付し、受け入れ施設でボランティア活動を行う。年度末に介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで、介護支援評価ポイントを付与し、当該高齢者の申し出により評価ポイントに応じた市介護支援ボランティア活動交付金を交付する。	A	A	現状維持	登録者増加に向けて、事業の主旨や内容について、高齢者の各種会合や広報ほくと等で周知を図る中で、介護支援ボランティア活動の必要性をPRする。また、市社会福祉協議会と連携し、登録者の活動展開がスムーズに行えるよう事前研修時における登録者と受け入れ施設側との調整等を支援するとともに、受け入れ施設とも連携を図り、介護支援ボランティアの活動実態を把握し活動展開しやすいよう働きかける。
81	42	16	介護給付費等費用適正化事業	非該当	介護保険法	介護保険被保険者、介護保険事業者	介護給付の適正化を図り、不適切な給付の削減に努め、利用者に対する適切なサービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、持続可能な介護保険制度を構築する。	介護給付を必要とする人を適切に認定したうえで、受給者が本当に必要なサービスを事業者がルールに従って適正に提供するように促す。具体的方法として、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化を図る。	A	A	現状維持	介護保険に携わる職員の一定の量と質を確保するため、専門的職員の配置と養成を中期的視野に立ち実施するとともに、適正な要介護認定、認定者の自立に必要な適切な介護サービスの提供、適正な介護報酬請求に努める。
82	42	17	認知症高齢者見守り事業	該当	介護保険法	市民	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す。	第二期3年計画の2年目として、警察署・小中学校・一般住民希望者に「認知症サポーター養成講座」を実施する。また、キャラバン・メイト養成を行う。	A	A	現状維持	より多くの市民が認知症について正しい理解が得られるよう、開催希望を募るリーフレットを配布するとともに、小中学校の福祉や道徳授業の一環として認知症サポーター養成講座を実施し、子どもたちに認知症について考えてもらうきっかけづくりとする。また、希望の出された地域・団体・小グループには率先して出向き、市民キャラバン・メイトが講師を行えるよう支援するとともに、単独で講座を実施できるようフォローアップ研修を行う。
83	42	18	家族介護継続支援事業	非該当	介護保険法	市内に住所を有する在宅の寝たきり・認知症高齢者を介護する者	在宅で介護をしている介護者が日頃の悩みや介護方法の情報交換を行い、一時的に介護から解放できる場を提供する。	奇数月の第3木曜日に開催日を固定化し、開催内容を参加者より聞き取り一年の開催計画を立案し、学習の場の提供・情報交換の場の提供を行う。	A	A	現状維持	介護保険制度改正に伴い大きく制度が変わることから、介護者への情報提供の場・情報伝達の場も捉え、新規参加者の確保を図る。また、認知症患者と家族の会へ協力を依頼し、在宅介護者の孤独を招かないよう努める。
84	42	19	介護用品支給事業	非該当	高齢者生活支援事業実施要綱	65歳以上の昼夜介護用品を必要とする在宅高齢者	在宅の要介護高齢者に対し自立と生活の資質の確保を図り、高齢者の福祉の向上に資する。	在宅の65歳以上の要介護高齢者に月額4,000円(非課税世帯)または月額2,000円(本人が非課税)を限度として、紙おむつ等の介護用品を支給する。	A	A	現状維持	制度の活用が図られるよう、様々な機会を通じてPRを行う。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
85	42	20	介護慰労金支給事業	非該当	北杜市ねたきり老人・認知症老人介護慰労金支給規則	市内に住所を有する65歳以上の者で、過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイを除く)を受けなかった寝たきり老人・認知症老人を現に介護している者	家庭において寝たきり老人または認知症老人を介護している家族の身体的精神的な苦勞に報いるとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続を図る。	提出された受給資格認定申請書を審査し、介護慰労金の支給の適否を決定後、介護慰労金(7万円)を支給する。	A	A	方法改善	各町の民生委員月例会に職員が参加し、事業の紹介をしながら、民生委員から情報提供を得るなどして対象者の把握を行う。		
86	42	21	成年後見制度利用支援事業	非該当	介護保険法	高齢市民	成年後見制度の利用により、判断能力が低下している高齢者の財産や生活の権利を守る。	・申し立てが自分では困難な住民への支援を行う。 ・市長申し立ての支援を行う。	A	A	拡大・充実	権利擁護を担う職員が確実に相談支援ができるよう地域包括支援センターの担当業務を見直すとともに、障害福祉部門や市社会福祉協議会と協議し、成年後見や権利擁護支援のあり方について検討する。また、後見制度の手続き及び市民後見人をサポートする体制整備のため、市社会福祉協議会と連携し権利擁護センターの設置に向け準備を進める。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:介護支援課) 単位:件											拡大・充実	4	現状維持	15
											方法改善	1	民間委託等	1
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	21

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>健康増進課</b>												
87	43	1	健康づくり推進協議会運営事業	非該当	・健康増進法 ・北杜市健康づくり推進協議会設置要綱	健康づくり推進協議会委員	健康づくりの方策を協議し、市民の主体的な健康づくりが推進できるよう事業の調整と推進を図る。	市民の総合的な健康づくりのため健康課題を共有し、各種事業について協議する。委員は、保健・医療・福祉・教育等の代表者15人に2年間の任期で委嘱する。	A	A	現状維持	普及啓発事業内容の提示について検討するとともに、委員の意見が次年度の保健事業に反映できる時期の開催を検討する。
88	43	2	健康情報普及啓発事業	非該当	・健康増進法 ・国民の健康づくり地方推進事業実施要綱	市民	健康づくりに関する情報・知識の普及を行い市民が自主的に健康づくりに取り組むきっかけとする。	幅広い年齢層において健康づくりに対する意識を高めるため、その普及啓発活動の一環として健康づくり標語を募集する。また、標語を印字したファイルの配布を行うとともに、ポスターを作成して公民館や関係機関に掲示して市民の健康意識の高揚に努める。	A	A	現状維持	健康に関する現状分析を行い、年代別の受診率を明確にし、それを通して課題となる要因を市民と共有し、効果的な健康情報の普及啓発を行う。
89	43	3	健康診査事業	非該当	・高齢者医療確保法 ・健康増進法 ・北杜市健康診査実施要綱	市民(対象者の年齢・性別・加入している健康保険等によって、検診の内容が決められている)	疾病の早期発見・早期治療により、健康の保持・増進を図る。	総合健診と人間ドックで特定健診や各種がん検診を行う。子宮がん検診は、指定医療機関を受診する施設検診と地区を巡回する車検診で行う。	A	A	現状維持	健診について情報を幅広く周知し、各種団体や商工会等への働きかけを通して、健診の必要性を啓発する。また、毎年行っている健診受診状況調査を基に、申し込みをしていない対象者へはがきや電話等で受診勧奨する。
90	43	4	保健センター運営事業	該当	・保健センター条例 ・保健センター条例施行規則	保健センター利用者	市民の健康保持及び増進を図るとともに、利用者に安全で利用しやすい施設を提供する。	市で行う保健事業、予防事業等の実施場所として積極的に活用する。また、団体、個人が自主的にプール、トレーニングジム機器、調理実習室、保健指導室を活用し、健康増進と健康意識の向上を図る場として活用する。	B	B	現状維持	高根保健センターについては、平成26年度よりトレーニングルーム、健康増進プールを廃止しコスト削減を図るとともに、「北杜市保健センター」に改め、トレーニングルーム等の空きスペースを保健事業に有効活用できるよう検討する。また、小淵沢保健センターについては、平成26年度より「北杜市共同福祉施設」に改め、所管を子育て支援課とする。
91	43	5	健康教育・健康相談事業	非該当	健康増進法	市民	市民が健康に生き生きと自立した生活を送るために、自分の健康に関心を持ち、健康管理や生活習慣の見直し・改善のために行動することができるようにする。	健康相談として健診結果報告会・総合相談、健康教育として特定保健指導・健康教室を実施する。健康に関する情報提供などをあらゆる機会を通して市民に周知し、市民が自ら健康の保持・増進ができるよう支援する。	A	A	拡大・充実	健診結果報告会だけでなく、相談窓口のPRを行う。また、思春期・子育て世代から、健康管理の必要性を伝えていこう、各教室で健診等のPRを行うとともに、各団体に出向き、教室・健診等のPRを行う。
92	43	6	肝炎対策事業	非該当	北杜市肝炎患者治療特別支援事業実施要綱	B型肝炎、C型肝炎の根拠を目的として行うインターフェロン及び核酸アナログ製剤による治療を行う者	将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染予防を行い、市民の健康保持増進を図る。	対象治療の医療費自己負担分の2分の1を補助し経済的支援を行う。	A	A	現状維持	肝炎は市の健康課題の一つであるため、要診療者に対し肝硬変・肝がんへの発症を抑えるために医療機関へ受診するよう働きかけるとともに、市の医療費助成制度も周知する。また、県肝炎対策推進計画との整合性を図り、市肝炎患者治療特別支援事業実施要綱を見直す。
93	43	7	口腔衛生事業	非該当		保育園児、小・中学校の児童・生徒	保育園児、小中学生に口腔内、虫歯予防に関心を持ってもらえるように、虫歯予防について学ぶ場とする。	保育園児、小・中学校の児童・生徒に対して、各保育園学校に歯科衛生士が出向き、正しいブラッシングについて集団指導を行う。	A	A	現状維持	事業に携わるスタッフのスキルアップに努める。
94	43	8	予防接種事業	非該当	予防接種法	定期予防接種法に基づく年齢の市民	定期予防接種法に基づく伝染の恐れのある病気を予防する。	・医療機関へ委託する。 ・対象者に予防票(接種助成券)を発行する。 ・接種費用を助成する。	A	A	現状維持	接種スケジュールの過密化による対象者への負担軽減を図るとともに、情報提供を正確に行うことにより、接種率が低下しないよう対策を検討する。また、高齢者の予防接種費用については、県内他市町村の助成額を参考にすほか、平成26年秋に予防接種法が一部改正される見通しのため、国の動向を見ながら改定を検討する。

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
95	43	9	新型インフルエンザ等対策事業	非該当	新型インフルエンザ対策等特別措置法	市民	新型インフルエンザ等感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限に留め、安全で、安心した市民生活が継続できるようにする。	平常より新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策についての啓発活動を行う。併せて、新型インフルエンザ等発生時に備え、感染防護具の備蓄を行う。	A	A	現状維持	新型インフルエンザ等行動計画を策定し、発生段階に応じた市の役割を明確に示し、迅速かつ的確に行動できる体制を構築する。
96	43	10	保健福祉推進員活動事業	非該当	保健福祉推進員規則	各地区から推薦された市民約360名	地域の健康課題について理解し、健康づくりの普及や問題解決に向けての推進活動の実践を通して、地域の健康づくりの担い手として主体的に活動する。	推進員を委嘱し研修会を行う中で、自分の健康は自分でつくるという健康意識を高め、地域の健康課題を行政とともに考え、課題解決に向けて地域で実践し、地域づくりを行う。	A	A	現状維持	健康づくりの啓発活動や実践活動を主体的に実施する担い手として活動が展開できるよう支援するとともに、身近な地域で一人ひとりが活動に取り組めるよう地区担当の保健師との連携を図る。
97	43	11	食生活改善推進員養成・活動事業	非該当	・健康増進法 ・食育基本法	市民(養成者においては地域で自薦他薦された者)	健康の基本は運動と食事である。すべての住民が毎日直面する「食」に関する情報を地域へ発信する役割を担う会員の活動をサポートすることで、健康に関心をもち生活できる市民を増やす。	会員が研修会・勉強会の開催により、食を通じた健康に関する知識・情報・技術を身につけ、習得したものを地域の人々に講話や調理実習で周知する。市は、地域での会員の活動を支援するために情報や場の提供、専門の立場からのサポートを行なうことで人材を育成する。新しい人材については、2年に1回の割合で養成する。	A	A	現状維持	地域で行う活動に栄養士・保健師が足を運び、地域の状況を把握し事業に活かすよう努めるとともに、会員に健康増進課で計画する健康教室の趣旨を理解していただき、協働で地域に密着した活動を展開する。また、会員が地域へ情報提供しやすいよう周知方法などのノウハウを伝えるとともに、会員の趣味や特技が生かせるような活動を提案し、食生活改善活動に魅力が出るよう工夫する。
98	43	12	妊婦・乳児一般健康診査事業	非該当	・母子保健法 ・北杜市妊婦健康診査及び乳児一般健康診査費用助成実施要綱	母子健康手帳を交付した妊婦、生後1年未満の乳児	・妊婦・乳児の健康増進を図る。 ・健診費用の負担軽減を図る。	妊娠届出時、妊婦健康診査受診票(一般検査14回、HTLV-1抗体検査1回、クラミジア抗原検査1回)、乳児一般健康診査受診票(1歳未満まで2回)を交付し、委託医療機関での健診費用を助成する。里帰り分娩等で県外の医療機関を受診した場合は、償還払いで助成する。	A	A	現状維持	妊娠届け時前の妊婦健診の負担について、市長会を通じて医療機関に改善を求めるとともに、適切な時期に費用補助が受けられるよう、受診券発行時に使用の仕方を説明する。また、乳児一般健康診査に関しては、新生児訪問や乳児健診等の機会を利用し、有効利用できるよう説明する。
99	43	13	不妊治療(こうのとり)支援事業	非該当	北杜市こうのとり支援事業要綱	申請日より1年以上在住し、不妊症と診断された夫婦	・子どもが授かり、生命を育むことができる。 ・少子化対策の一環となり、子育ての重要性や楽しさを実感できる人が増える。	不妊治療に要した費用について、1年間30万円を限度に、通算2年補助する。治療内容は体外受精・顕微授精にかかる費用(保険適用外)とする。(※1回のみ助成)	A	A	現状維持	平成28年度の要綱改正に向けて、各市町村の状況を確認しながら準備期間とする。また、事業内容を広報ほくと・市ホームページ等でPRし周知を図るとともに、不妊で悩んでいる方々同士、悩みを話し合える環境を整える。
100	43	14	出産支援事業	非該当		妊産婦、乳幼児	妊娠中の不安・産後の子育てで不安や悩みに対して、軽減を図り、楽しい育児ができるよう支援する。	・母と子の相談では、妊娠中やお産の事での悩み、母乳ケア、赤ちゃんの発育の確認を行い、教室では、ベビーマッサージ、骨盤ケア体操教室などを通じて技術を学びながら赤ちゃんへの関わり方等の学びの場とする。(助産師1名を雇用、週3回高根保健センターに常駐) ・安心安全に出産できる場所の確保と環境整備を行う。(セミオープンシステム導入に関する調査)	A	A	現状維持	市ホームページややまネット等を通じて事業実施の周知に努め、利用者の増加を目指す。
101	43	15	特定診療科施設開業支援事業	非該当	北杜市地域医療振興事業費補助金交付要綱	専門の産婦人科・小児科の開業医	市の医療体制の拡大及び地域住民が医療を受けやすい体制づくりを図り、市民の健康と福祉の増進に寄与する。	市内に新たに診療所を開設する開業医に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより医療の充実を図る。	A	A	現状維持	開業希望医師の掘り起こしのため、医療関係者会議等の際に制度を周知する。
102	43	16	乳幼児専門チームによる健診事業	非該当	母子保健法	乳幼児とその保護者	・乳幼児の心と体の発育・発達を確認する。 ・病気を早期発見・予防する。 ・子育てする母親の育児支援を行う。 ・虐待を早期発見する。 ・生活習慣を見直す。	乳児期健診(4・7・12か月健診)・幼児健診(1歳6か月、2歳児、3歳児)は、身体計測、問診、内科診察、歯科診察、栄養相談、健康相談、歯磨き指導、心理相談、各種講話等を専門のスタッフが行う。病気の早期発見を行うとともに、育児不安等の悩みの相談に応じたり、育児支援を行う。乳幼児が順調に成長・発達できるよう支援する。	A	A	現状維持	未受診児に対しては、電話・訪問等で未受診理由の確認や、現在の生活状況の把握などの対応を継続して行う。また、他機関(病院・保育園・つどいの広場・他課等)との連携を密にするとともに、スタッフの質の向上にも努める。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
103	43	17	ママパパ学級 事業	非該当	母子保健法	市内に住む妊婦とその夫	学級を通じ、母親自身が妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、参加者同士の交流を図り、出産・育児に対する不安・悩みを共有する場とする。また、子どもが生まれてくることの意味を夫と一緒に考える機会とし、父性の育成及び育児は夫婦の共同作業であることの意識を育む。	保健師・助産師による妊娠・出産・育児、母乳についての話や妊婦体操を実施するとともに、参加者同士が情報交換を行える場の提供や市の子育て支援制度について説明する。また、歯科衛生士や栄養士による健康教育を行う。さらに、妊娠中や産後の生活を両親がともに身近に感じられるよう、乳児とその母に協力してもらい、育児体験談の紹介や赤ちゃんだっこ体験、夫に対する妊婦疑似体験も実施する。(1コース4回を年4回開催)	A	A	現状維持	参加者のニーズを把握し、夫婦で参加できるよう開催時期・内容を検討する。また、母子健康手帳交付時の働きかけや予定日にあった開催時期のお知らせ通知の発送、初産婦の状況把握の徹底、経産婦への託児の紹介等を行うとともに、病院で開催される両親学級との違いを明確にし、地域で楽しく子育てができるよう内容の充実を図る。
104	43	18	親子すくすく相談 事業	非該当		発達や育児に不安があり継続的に支援を要する児及び保護者	保護者への育児支援、児の健全育成を図る。	臨床心理士、小児神経医師、保健師により個別相談を行う。また、支援関係者により検討会を開催するとともに、ネットワーク体制を構築する。	A	A	現状維持	携わるスタッフのスキルアップのための学習会を開催するとともに、医療機関との連携など相談体制の充実を図る。また、乳幼児健診・保育園等で保護者に対し、子どもの発育発達への正しい知識を啓発する。
105	43	19	養育支援訪問 事業	非該当	北杜市養育支援訪問 事業実施要綱	乳幼児を養育している保護者で一時的に育児及び家事の援助を必要とする家庭	養育支援ヘルパーの派遣により、援助提供し要援助保護者及び乳幼児の生活安定を図り、安心とゆとりのある子育てを支援する。	養育支援ヘルパーを派遣する。妊娠中は5回、出産後2か月までは15回、さらに体調不良で日常生活に支障を来たす場合は3か月まで5回を追加できる。双子以上の場合は出産後1年以内に35回を限度とする。	A	A	現状維持	母子手帳交付時、ママパパ学級、市ホームページ、広報ほくと等を通じてPRを図る。また、妊娠期における制度説明や早期のアセスメントにより対象者を把握するとともに、利用者の声を聞くためアンケート調査を実施する。
106	43	20	乳児全戸訪問 事業	非該当	・母子保健法 ・児童福祉法 ・北杜市乳児全戸訪問 事業実施要綱	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭	子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言及びサービス提供を行うことにより、母性及び乳児の健康の保持増進を図り、もって母子保健の向上に寄与する。	保健師による家庭訪問を実施する。 ・乳児の身体計測 ・育児に関する不安や悩みの聴取及び相談 ・母子保健事業や子育て支援に関する施策の説明及び情報提供 ・支援の必要な対象家庭に提供するサービスの検討及び関係機関との連絡調整	A	A	現状維持	母子健康手帳発行時から対象者の生活状況を理解し、妊娠の経過等踏まえる中で、訪問時における各種ニーズへの対応、その人にあった支援が行えるよう努める。また、訪問できなかった(訪問のニーズがなかった)対象者に対し、継続的に電話等で状況把握し支援につなげる。
107	43	21	親子のびのび 教室事業	非該当		幼児健診等において、育児不安や子育てに自信のなさを訴えている親子	母親が子どもとの遊びや講座を通じ子どもとの接し方を知ること、育児不安を軽減する。	保育士により身体全体を使った遊びを通して、コミュニケーションの取り方、遊ばせ方を実際に学ぶ。心理相談員、保健師による親子関係、子どもの発育発達について個別相談等も行う。(月1回開催)	A	A	現状維持	乳幼児健診の場を活用して、子どもの発育発達への正しい知識、親子の遊びの大切さ・触れ合い方の必要性を伝える。また、参加者が継続して参加できるよう教室の内容を見直すとともに、スタッフのスキルアップを図るため研修会等へも積極的に参加する。
108	43	22	5歳児相談 事業	非該当		5歳児(保育園年中児)とその保護者	発達に軽度の問題を持つ子どもが、その問題に気づかないまま就学したり、また、保育園等で問題視されていもなかなか親の理解が得られず相談等の療育機関に結びつかないケースもある中で、就学前に相談の機会を設け、適切な対応をすることで不安なく就学に結びつけること、また、生活習慣を見直す最後の機会とする。	・17か所の保育園を巡回し実施する。また、市外の保育園・幼稚園に通園している児については高根保健センターで実施する。 ・臨床心理士・保健師・栄養士・保育士・教育委員会がスタッフとしてあたり、問診・集団あそび・講話(食育・就学に向けて)・相談・心理相談(歯科診察結果・身体計測値については、保育園の記録を参考に)を行う。なお、視力検査は事前に保育園で実施する。	A	A	現状維持	未受診児に対しては、訪問・電話等で状況を確認する。また、相談体制については、システム化を図るとともに、保護者に対して的確なアドバイスができるようスタッフのスキルアップ研修を行う。
109	43	23	愛育班組織育 成事業	非該当		4町(須玉・長坂・大泉・武川)8班の愛育 会班	・地区の母と子を見守り支援できる、主体的な組織として活動できるよう支援する。 ・未組織地区への働きかけを行う。	・理事会、各班の分班長会議、研修会を通して地域の母と子の健康問題について情報提供し、それについて住民が問題解決の方向性を見だしていけるよう支援する。 ・未組織の地区(高根町)には市民と一体となって愛育班設立に向け地区住民への説明会などを開催する。	A	A	拡大・充実	活動中の班に対しては、分班長会議、班員研修会などを通じ、愛育の必要性について再確認するとともに、理事会における活動の強化も図る。また、再結成した高根愛育会については、活動が活発に推進できるよう支援する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
110	43	24	市立病院等運営事業	該当	北杜市立病院改革プラン策定委員会設置要綱	塩川病院、甲陽病院、介護老人保健施設、八ヶ岳訪問看護ステーション、訪問看護ステーションつくしんぼ	継続的な医療提供のための病院の取り組みを明確化し、経営の効率化を目指す。	数値目標の設定を行い、点検評価をすることにより安定的な医療提供と経営の効率化に取り組む。	A	A	拡大・充実	点検評価により状況の把握を行い、スタッフが状況を認識した上で、サービスの向上・質の向上を図り、経営改善に努める。また、不足するスタッフは、求人募集を広報ほくと等で広く呼びかけ、人材確保に努める。		
111	43	25	辺見診療所運営事業	該当		辺見診療所	施設の管理・運営補助を行う。	診療所事務職員との連携を図り、特別会計予算・決算事務補助及び施設整備補助を行う。	A	A	現状維持	経常経費の削減に努め、健全運営に努める。また、事務職員の採用等については、人事担当部局への働きかけを行う。		
112	43	26	白州診療所運営事業	該当		白州診療所	施設の管理・運営補助を行う。	診療所事務職員との連携を図り、特別会計予算・決算事務補助及び施設整備補助を行う。	A	A	現状維持	経常経費の削減に努め、健全運営に努める。また、事務職員の採用等については、人事担当部局への働きかけを行う。		
113	43	27	医療提供体制づくり事業負担金	非該当		中北地域連携(地域医師会)	夜間休日の一次救急の対応を行う。	夜間休日の一次救急対応を北巨摩医師会へ委託する。(平成25年度から、医師会での夜間診療施設数が2施設から1施設に減少)	A	A	方法改善	一次救急の委託事業については、北杜市・韮崎市・甲斐市で行っているため、関係市と協働で県へ要望する。		
114	43	28	思春期教育事業	非該当		小学6年生、中学3年生の児童・生徒とその保護者	講話・赤ちゃん抱っこ体験を通して、命の大切さ、命の尊さを実感してもらう。また、自分・他人を大切にすること、思いやりの気持ちを持つことを学ぶ機会とする。	小・中学校に出向き、児童・生徒を対象に外部の専門家や保健師が講師となり、命の誕生・子育ての様子等を通して大切に見守られ育ってきたことを話す。また、赤ちゃんとお母さんに協力してもらい赤ちゃん抱っこ体験等を通して、命の大切さ・尊さを実感し自分・相手を思いやる気持ちを育てる。	A	A	現状維持	教育委員会や学校と協議し、命やこころの学習の長期的な計画を見据える中で、思春期事業の位置づけを明確なものとし、事業実施できるよう努める。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:健康増進課) 単位:件											拡大・充実	3	現状維持	24
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:市民部) 単位:件											方法改善	1	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:健康増進課) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:健康増進課) 単位:件											廃止/休止	0	合計	28
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:市民部) 単位:件											拡大・充実	8	現状維持	40
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:市民部) 単位:件											方法改善	3	民間委託等	1
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:市民部) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:市民部) 単位:件											廃止/休止	0	合計	52

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>福祉課</b>												
115	51	1	災害時要援護者支援事業	該当	北杜市災害時要援護者支援制度実施要綱	一人暮らしの高齢者、障害者などの災害弱者	災害発生時における支援を地域の中で受けられるようにするため制度を整備し、これらの者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図る。	一人暮らし高齢者等の災害弱者に登録申請をしていただき、登録台帳を作成する。登録台帳は、行政区、民生委員へ配布し、情報を共有する。行政区や民生委員は登録台帳を活用し、平常時の声かけ、災害時の安否確認等を行う。4月の区長会に出席し、登録者名簿の配布を行うとともに、制度の説明、登録を推進する。	A	A	方法改善	災害を想定し、広い分野において庁内及び外部の意見を踏まえた中で、マニュアルを作成する必要がある。
116	51	2	健康福祉大会事業	非該当	平成25年度健康福祉大会実施要項	高齢者、障害者、ボランティア、民生委員児童委員、保健福祉推進委員、一般市民	市民が生涯にわたり、健康で生きがいのある快適な生活を送れるよう、健康づくりや福祉に関する各種催しを通じ、健康・福祉についての知識の普及と啓発を図る。	市と市社会福祉協議会との合同開催で実施する。 期日：平成25年10月26日(土) 内容：各種表彰(ダイヤモンド婚、4世代同居等)、乙武洋匡氏講演会「みんなちがって、みんないい」、各種健康測定等	B	A	現状維持	平成25年度から、老人クラブ等の「割り当て」による募集を廃止し、広い年齢層が参加できるように「健康・福祉の知識の普及啓発」を行った。また、午後のみ開催とし、弁当配布を廃止するなどコスト削減を実現した。今年度以降も、福祉大会であることを踏まえながら、総合支所を拠点としたバスの配車や、手話通訳師の手配など、参加しやすい大会を企画する。
117	51	3	戦没者慰霊祭事業	非該当		遺族連合会	戦没者の英霊を慰め、戦争の悲惨さを継承させる。	戦没者慰霊祭を実施し、追悼を行う。	A	A	現状維持	次世代が参加し、目的継承するための会員の啓蒙活動等を行う。
118	51	4	就労支援員配置事業	非該当	山梨県生活困窮者支援対策事業費補助金交付要綱	生活保護受給者、生活困窮者	就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、ほくとハッピーワークへの同行訪問等を行い、就労紹介による経済的自立の支援を図る。	就労支援員を配置し、稼働能力のある被保護者、生活困窮者への職業紹介、職業訓練、就職活動までの総合的な就労支援を図る。	A	A	現状維持	平成27年度より施行される生活困窮者支援法に対応するための、体制作りや例規の整備が必要となることから、現状を踏まえつつ就労支援員が就労支援から能力開発や職業訓練まで対応できる方向性を模索する。また、就労支援と連携する庁内各部署、関係団体へ理解を求め、横断的、包括的な対応を検討する。
119	51	5	医療扶助適正実施推進事業	非該当	セーフティネット支援対策事業費実施要綱	生活保護費受給者	医療扶助の適正な支出を行う。	医療扶助相談員を配置し、後発医薬品の利用促進、頻回受診、重複受診の防止や医療レセプト点検の委託により医療行為と請求が適正に行われているか確認する。	A	A	現状維持	後発医薬品を使用するよう医療機関・薬局への周知及び生活保護世帯の訪問により、安価な医薬品の使用を理解させるよう努める。
120	51	6	福祉関係施設管理事業(火葬場)	該当	北杜市北の杜聖苑条例	火葬場(北の杜聖苑)利用者	住民の福祉増進、公衆衛生向上を図る。	指定管理者制度により、必要な経費の中でサービスの向上を図り、利用者に安心して使用してもらえるよう管理する。	A	A	現状維持	平成25年10月より利用料の引き上げを行った。また、適正な維持管理を行う中でコスト削減に努める。
121	51	7	ボランティア団体育成、支援事業	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	ボランティア団体(事務局は市社会福祉協議会)	ボランティアの育成を支援し、各種ボランティア活動を推進する。	市社会福祉協議会が行うボランティアへの支援事業の50%を補助する。	A	A	現状維持	第3次アクションプランに沿って、団体への活動補助金の削減を検討する。また、補助金の効果的な使われ方が担保できるよう、市社会福祉協議会との連携を密にする。
122	51	8	社会福祉協議会専門員等設置費補助金	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	市社会福祉協議会の福祉専門員	市社会福祉協議会の福祉専門員への人件費を補助することにより、地域福祉活動の充実を図る。	市社会福祉協議会の福祉専門員人件費に要する経費の80%(59歳以上は40%)を補助する。	B	B	現状維持	平成25年度から社会福祉法人の指導監督の所轄が市になったことから、経理、管理等の状況を見ながら検討を進める。
123	51	9	民生委員児童委員協議会補助金	該当	北杜市社会福祉団体等補助金交付要綱	民生委員児童委員(187名)	各地区民生委員児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の充実を図る。	民生委員児童委員は187名おり、それぞれの担当地区で活動している。各地区には、民生委員児童委員協議会を置き、活動状況の報告、情報交換、研修会など活動の支援をする。	A	A	現状維持	民生委員児童委員協議会の運営・会計については、自主運営を行っているが、一部の地区では事務局が会計を担当していることから、その自立を図る。
124	51	10	遺族連合会補助金	該当	北杜市社会福祉団体等補助金交付要綱	各地区遺族会会員	遺族会の活動を支援する。	遺族会委員一人当たりの単価を定め、補助金を交付し、活動を支援する。	A	A	現状維持	戦争の悲惨さ・平和の尊さ等を次世代に伝承する事業を各地区で行い、啓蒙活動に努める。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
125	51	11	老人クラブ活動支援事業	該当	北杜市社会福祉団体等補助金交付要綱	老人クラブ会員	老人クラブの活動を支援する。	老人クラブの運営、各種事業等に対し支援する。	B	A	現状維持	老人クラブ会員のための事業だけでなく、地域貢献や地域へ還元するような自主事業等の実施を促すとともに、会員の加入についても啓発活動等を行う。
126	51	12	いきいき山梨ねんりんピック参加事業	非該当	いきいき山梨ねんりんピック開催要領	高齢者(老人クラブ会員・スポーツクラブ会員)	いきいき山梨ねんりんピックに参加し、手軽に楽しめる軽スポーツを通して、広域的な高齢者相互の交流を深めることにより、高齢者の生きがい・健康づくりの高揚を図る。	いきいき山梨ねんりんピック実行委員会(県社協事務局)が主催する大会に参加を希望する選手を募集する。老人クラブ・スポーツクラブ等を通じて募集し、各総合支所から巡回バスを運行し参加選手の大会会場までの送迎を行う。また、選手が安全に競技に参加できるようサポートする。  期日:平成25年9月28日(土) 内容:エントリー競技参加者のサポート(会場案内、湯茶、昼食の配布)	B	B	現状維持	老人クラブ連合会、市社会福祉協議会と当事業の参加方法の見直しについて意見交換を行うとともに、送迎バスの発着場所について検討する。また、平成26年度からエントリー競技ごとのチーム責任者を選出してもらうなど、チームの統括を依頼する。
127	51	13	高齢者祝福事業	非該当	・北杜市敬老祝金支給規則 ・北杜市百歳祝金支給規則	・100歳祝金:満100歳の誕生日を迎える高齢者(10年以上居住要件あり) ・敬老祝金:満88歳高齢者	高齢者に対し敬老祝金を支給し長寿を祝福するとともに、敬老意識の高揚に努め、もって地域福祉増進に寄与する。また、100歳に到達した長寿者を敬愛しその功を労う。	9月15日の敬老の日から一週間の「敬老週間」に敬老祝金(満88歳)を支給する。支給については、民生委員児童委員に安否確認を兼ねて配布をお願いする。また、100歳に到達した高齢者宅を市長が訪問し祝金と花束を贈り長寿を祝福する。	A	A	現状維持	100歳祝金支給事業については、10年居住要件など支給基準の見直しを行う。
128	51	14	お楽しみ給食サービス事業	非該当	お楽しみ給食サービス事業実施要領	市内在住の80歳以上一人暮らし高齢者	一人暮らし高齢者が、食の楽しみを通して健康で健やかに生活できるようサービスを実施し、併せて一人暮らし高齢者の安否確認と対話の機会を設ける。	市社会福祉協議会への委託事業で、社協各支所単位で実施する。各地区民生委員児童委員、ボランティア等に協力をお願いし、各地区で年4回実施する。	B	A	現状維持	他の部署で実施している、同種のサービス事業との整理を行う。
129	51	15	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	非該当	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施要綱	市内高齢者	高齢者がいきいきと生活できるように、健康づくり事業や、世代間・高齢者同士の交流事業を行うことにより外出機会の少ない高齢者の社会参加を推進する。	市社会福祉協議会に委託し、高齢者のニーズにあった内容の事業を行い、高齢者の外出機会や、健康づくりを推進する。	A	A	現状維持	市社会福祉協議会が把握する地域福祉のニーズ等にあった事業の検討を行う。
130	51	16	ふれあいペダント事業	非該当	北杜市高齢者生活支援事業実施要項	概ね65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯	在宅の要介護高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、サービスを提供することにより在宅生活を支援する。	庁内のサービス調整会議により認定された高齢者が、急病等の緊急時に、自宅に設置された機械のボタンを押すことで、NPO法人安心安全見守りセンターに通報され、協力員の支援のもと、迅速かつ適切な対応を図る。	A	A	現状維持	90歳以上の申請者及び緊急性を要する疾患を持つ申請者の場合は、優先して設置を行うとともに、他の申請についても総合的に判断したうえで、保有している台数の範囲内で有効に使用してもらえよう努める。
131	51	17	外出支援サービス事業	非該当	北杜市高齢者生活支援事業実施要綱	概ね65歳以上の独居者・高齢者のみの世帯に属する高齢者で、一般の交通機関を利用するのが困難な者、乗車等に際して介助が必要となる者	在宅の要介護者及び一人暮らし高齢者に対し、サービスを提供することにより在宅介護の充実を図る。	庁内のサービス調整会議により認定された高齢者が、通院の際にタクシーを利用する場合、初乗り710円分のタクシー券を月2枚支給する。	A	A	現状維持	在宅高齢者の経済的負担を軽減するため、継続して事業を実施する。
132	51	18	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	非該当	北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱	シルバーハウジングに居住する高齢者	居住する高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援する。	社会福祉法人高根福祉みのる会と委託契約し、シルバーハウジングに居住する高齢者の生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを行う生活援助員を派遣し、高齢者が自立して安全で快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援する。(世帯棟5棟、単身棟5棟)	B	B	方法改善	高齢者福祉施策として、事業を継続実施する必要性を検討するとともに、一般高齢者向けの住宅としての位置づけの可否について検討する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
133	51	19	生活支援ハウス運営事業	非該当	北杜市生活支援ハウス運営事業実施要綱	60歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯に属する者で、家族による援助を受けることが困難であって、高齢等のために独立して生活することに不安がある方。	生活支援ハウスの入居者に対し、介護支援機能、居宅機能、交流機能を総合的に提供し、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援する。	生活支援ハウスの運営事業を、社会福祉法人愛寿会に委託し、生活支援ハウスの入居者に対し相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行う。また、入居者の高齢化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健サービスを必要とする場合の利用手段の援助を行う。入居者と地域住民との交流を図るための交流事業等を毎月行う。	B	B	現状維持	現状を把握し、委託費の削減や運営方法等について検討する。
134	51	20	身体障害者福祉会補助金	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	身体障害者福祉会	対象団体の社会見学事業・障害者スポーツ大会事業・研修会等への補助を行い会員の交流、社会参加を促進する。	補助金を有効活用し、事業を実施することで障害者の社会参加を促進する。	A	A	現状維持	第3次アクションプランに沿って、団体への活動補助金の削減を検討するとともに、新規会員の確保を図る。
135	51	21	精神障害者家族会補助金	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	精神障害者家族会	対象団体の自主事業への補助を行い会員の交流、社会参加を促進する。	補助金を有効活用し、事業を実施することで会員の交流、社会参加を促進する。	A	A	現状維持	第3次アクションプランに沿って、団体への活動補助金の削減を検討する。
136	51	22	心身障害児童福祉年金支給事業	非該当	北杜市中心身障害児童福祉年金条例	市内に居住している障害児童(就学前)の保護者	心身に障害のある児童の保護者に対し心身障害児童福祉年金を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	年金は障害児童1人に対し月4,000円とし、3月、7月及び11月の3期に保護者へ支払う。(※特別児童扶養手当受給者は除く)	A	A	現状維持	心身障害児童の福祉増進のため事業を継続する。
137	51	23	相談支援事業	非該当	障害者総合支援法	障害者(身体・知的・精神)障害児及びその家族	相談支援事業により、障害があっても地域で安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。	来所、訪問、電話などにより相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う。福祉サービスの利用援助、社会資源の紹介、専門機関等の情報提供、虐待の防止及び早期発見のため関係機関と連絡調整を行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行う。	A	A	拡大・充実	各相談支援事業所が効果的に機能するよう連絡会を月2回開催するとともに、地域の専門分野からのアドバイザーによる事例検討や制度等の勉強会を行うことで人材育成を図る。また、相談支援専門員の増加に向けて、各障害福祉サービス事業所や介護保険の居宅介護支援事業所などに働きかけを行う。なお、障害者虐待防止に関しては、広報活動を定期的に行うことで通報が可能となる体制作りを進める。
138	51	24	移動支援事業	非該当	障害者総合支援法	屋外での移動が困難な在宅の障害者等	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動など社会参加のための支援を行う。	対象者の支給申請に基づき、可であれば支給を決定する。対象者は市が委託契約をしている事業所と契約し、ガイドヘルプや車両移送などの支援を受ける。	A	A	現状維持	利用者に対し事業趣旨の確認を行うとともに、概要調査及び利用計画書を作成し、適正な利用時間の支給を図る。また、事業所に対しては毎月の請求の際、事業趣旨に沿った請求指導を行い支給の効率化を図る。
139	51	25	日中一時支援事業	非該当	障害者総合支援法	障害者、障害児、介護を行う者もしくはその家族	障害者等の日中における活動を確保し、家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。	対象者の申請に基づき、可であれば支給決定する。指定事業所と委託契約し、障害者等の日中における活動場の提供や家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減、緊急時の一時預かりなどの支援を行う。	A	A	現状維持	利用者に対し事業趣旨の確認を行うとともに、概要調査及び利用計画書を作成し、適正な利用時間の支給を図る。また、事業所に対しては毎月の請求の際、事業趣旨に沿った請求指導を行い支給の効率化を図る。
140	51	26	地域活動支援センター事業	非該当	北杜市地域活動支援事業実施要綱	在宅生活を送っている障害者(身体、知的、精神)	閉じこもりがちな障害者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、交流のできる気軽に立ち寄れる場を提供する。	障害者総合支援センターにおいて週5回、創作活動(料理、絵手紙、習字、工作、手芸等)・農園芸作業(野菜作り、花の栽培等)・軽スポーツ(卓球、ソフトバレー、グラウンドゴルフ、ベタンク、散歩等)・社会見学のための外出などのプログラムを実施する。できるだけプログラムが自主的にできるよう、指導員2名が支援しながら運営する。(来所が困難な方については、曜日により地区ごとに送迎を行ない、自分の車、公共の交通機関を使える方や徒歩で来られる方は自力で来所してもらう。)	A	A	現状維持	現状の指導員2名体制では不十分であるため、手芸や絵画等、自己の得意分野を生かせるボランティアが登録、参加できる体制づくりを検討する。また、利用者の生活がより健康的になるよう、身近な題材によるプログラムの実施を検討する。なお、市社会福祉協議会等による指定管理も考えられるが、現在のところ当センターは相談支援事業や障害者虐待防止センターなどの機能も併せ持つことから、当面は現状維持とする。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
141	51	27	意思疎通支援 事業(コミュニ ケーション支 援事業)	非該当	障害者総合支援法	聴覚、言語機能、音 声機能に障害があ り、意思疎通を図るこ とに支障がある障害 者	手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障害者等と健聴者の意思疎通の円滑化を支援する。	A	A	現状維持	手帳交付時及び障害者総合支援センターで実施される相談支援において、サービスを必要とする方に周知を図るとともに、市聴覚障害者協会など、各種団体へ案内し、聴覚障害者と健聴者の意思疎通を図る。	
142	51	28	ボランティア養成及び地域交流事業	該当	障害者総合支援法	障害を持つ方へのボランティアに興味のある方、市内在住の障害者とその家族及び地域住民	地域で生活する障害者への理解を深め、地域と障害者の橋渡し役が出来るボランティアを養成する。障害がある方とその家族や地域住民と交流を図ることで、障害を持つ方が住みよい地域づくりを進める。	障害者総合支援センターが支援の対象としている3障害(知的・身体・精神)について、講師から各障害についての概要や関わり方を学び、各障害に対する理解を深め、地域活動支援事業(デイケア)でのボランティア活動を行う。就労支援事業所等の各種出し物及び出店販売を行うことによって、地域住民に就労支援事業所等の活動内容を周知するとともに、障害を持つ方とその家族や地域住民とが交流する機会をつくり、障害に対する理解の輪を広げる。(平成26年11月7日に高根町農村環境改善センターにて開催)	A	A	現状維持	月一度のボランティア交流会を開催することにより、ボランティアが定着しやすい環境づくりに努める。また、地域交流事業については、障害がある方と地域住民が触れ合いを図れる事業内容とする。
143	51	29	成年後見制度 利用支援事業	非該当	障害者総合支援法	成年後見の申し立て費用または成年後見人に対する報酬の補助を受けなければ、成年後見制度を利用することができない、市内に居住する方	成年後見制度の利用により、本人の財産や権利を第三者から守る。	要件に該当する住民からの申請に対し、成年後見の申し立て費用及び成年後見人の報酬についての補助を行う。	A	A	現状維持	障害者への相談支援の中で、サービスを必要とする方に対して、積極的利用を促していく。
144	51	30	手話通訳士設置事業	非該当	障害者総合支援法	聴覚、言語機能、音声機能に障害があり、意思疎通を図ることに支障がある障害者	障害者の理解及び聴覚障害者と健聴者の意思疎通を円滑に図る。	市役所に手話通訳士を設置し、来庁した聴覚障害者等の意思伝達の仲介、手話通訳者・要約筆記者等の派遣調整、関係機関との連絡調整を行い、聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を推進する。	A	A	現状維持	手帳交付時及び障害者への相談支援の中で、サービスを必要とする方に制度利用を促すとともに、市聴覚障害者協会など、各種団体へ案内し、聴覚障害者と健聴者の意思疎通を図る。
145	51	31	手話奉仕員養成講習会事業	非該当	障害者総合支援法	手話奉仕活動に興味がある市民	聴覚障害者の良き理解者として広く手話奉仕活動を実践する奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。	日常会話程度の手話表現技術の習得をするために、手話奉仕員養成講習会を市社会福祉協議会に委託し実施する。(平成25年度から必須事業)	A	A	現状維持	多くの方が受講できるよう、広報ほくとケーブルテレビを通じて各種団体への周知を図る。また、地域で活動できる奉仕員を養成するため、研修内容や実施体制を精査する。
146	51	32	訪問入浴サービス事業	非該当	障害者総合支援法	介護保険に基づく訪問入浴介護を受けることができない者で、この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者等	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進に資する。	・対象者の利用申請に基づき、可であれば利用決定する。 ・対象者は市が委託契約をしている事業所と契約し、サービスの提供を受ける。	A	A	現状維持	現状を維持する中で、福祉の増進を図る。
147	51	33	ながさかりハ ビリセンター管 理事業	非該当	北杜市ながさかりハ ビリセンター条例	障害者	機能回復訓練等を行うことにより地域の中で健やかに暮らせるようにする。	ながさかりハビリセンターの運営事業を、NPO法人峡北地域生活支援システム社の風を指定管理者として委託する。利用者は、指定管理者の許可を得て、指定管理者が行う事業を利用する。	B	B	方法改善	指定管理期間終了後(平成27年度から)、直営施設として管理する。
148	51	34	障害者総合支 援センター管 理事業	非該当	北杜市障害者総合支 援センター条例	障害者総合支援センター	適切な管理を行う。	障害者総合支援センターで、障害者の相談支援事業、地域活動支援事業等を行うため施設の維持管理を行う。	A	A	現状維持	現状の管理を維持することを基本とし、問題点が発生した場合には適切に対応する。
149	51	35	パル・実郷管 理事業	非該当	・障害者総合支援法 ・北杜市障害福祉 サービス事業所条例	障害者	就労の場、創作的活動、生産活動の機会等を提供することにより、障害者の福祉の増進や自立の促進を支援する。	パル・実郷の運営事業を、社会福祉法人高根福祉みのる会を指定管理者として委託する。市が支給決定した者と契約し、障害者総合支援法に基づく福祉サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型)を提供する。	A	A	現状維持	指定管理の継続を基本とするが、貸付という選択肢も排除せず、施設の管理状況を注視する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
150	51	36	タクシー利用 料金助成事業	非該当	山梨県福祉タクシー システム事業費補助 金交付要綱	重度心身障害者(児) ※普通・軽自動車税 の減免を受けていな い方	行動範囲の拡大と社会参加の促進を図 る。	対象者の申請に基づき、タクシー利用券 (650円×36枚以内)を交付する。	A	A	現状維持	現状を維持する中で、障害者の行動 範囲の拡大と社会参加の促進を図 る。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:福祉課) 単位:件											拡大・充実	1	現状維持	32
											方法改善	3	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	36

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>子育て支援課</b>												
151	52	1	子ども・子育て支援事業計画策定事業	非該当	子ども・子育て支援法 ・北杜市子ども・子育て会議条例	平成27年度から5か年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に係る計画	「子ども・子育て会議」の意見を聴取して策定する。	子ども・子育て支援法に基づき、市子ども・子育て会議条例を制定した。第1回会議において、計画策定に係る大きな柱である教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等のニーズ調査票の検討を行い、調査を実施した。平成26年度は、調査結果からニーズ量を精査・推計し、その提供体制の確保策について「子ども・子育て会議」から意見聴取を行い年度内に策定する。	A	A	拡大・充実	両担当で定期的に打合せをする等、意思疎通・情報共有を徹底し、新制度が円滑にスタートできるよう推進する。
152	52	2	次世代育成支援対策地域協議会事業	非該当	・次世代育成支援対策推進法 ・北杜市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策行動計画の推進に関し必要な事項を協議する。	次世代育成支援対策地域協議会を開催し、次世代育成支援行動計画の検証等を行う。	A	A	終期設定/統合	平成17年度に策定した「市次世代育成支援行動計画」が、平成26年度に最終年度となるため、これまでの計画の取り組み結果を検証・評価し、計画の主要事業を、現在策定作業を進めている「子ども・子育て支援事業計画」の中に移行し、一本化した計画を策定する。
153	52	3	要保護児童対策地域協議会事業	非該当	児童福祉法	要保護児童、要支援児童、特定妊婦	要保護児童等に対して、適切な保護または適切な支援を図る。	要保護児童等に関する情報、適切な保護または適切な支援を図るため関係機関と必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	A	A	現状維持	庁内、庁外関係機関(医師会、警察署、児童福祉関係機関等)と連携強化を図り対応する。
154	52	4	家庭児童相談室運営事業	非該当	・児童福祉法 ・北杜市家庭児童相談室設置要綱	18歳未満の児童に関する相談	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上に関する相談業務の充実を図る。	電話、面接、訪問等により、養育相談、心身障害相談、非行相談、育成相談等の相談を行う。	A	A	現状維持	広報ほくとでのPR、関係機関(校長会・民生児童委員会・園長会など)へ周知するとともに、研修会へ積極的に参加し、技術の向上に努める。また、要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・ケース会議)の充実も図る。
155	52	5	ファミリーサポートセンター運営事業	非該当	北杜市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	市内に居住し、概ね生後3か月以上の乳幼児から12歳までの小学生と、養育する保護者	育児を支援することにより、子育てと仕事等の両立を図り、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを推進する。	地域において育児の援助を行いたい者(協力会員)と育児の援助を受けたい者(依頼会員)を組織化し、市がアドバイザーを設置し、連絡調整を行う中で、育児の援助を行う。	A	A	拡大・充実	広報ほくと等を活用し、今後も継続して市民への周知を図るとともに、交流会を開催しファミリー・サポート・センターの周知を図る。また、講習会の実施回数を増やし、多くの協力会員が受講できる機会を設けることで、軽度の病児、病後児への対応等、当事業の更なる充実を図る。
156	52	6	つどいの広場事業	非該当	児童福祉法	乳幼児(概ね0~3歳)とその保護者	子育て中の保護者の子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備することにより、地域の子育て支援機能の充実を図る。	市内5か所のつどいの広場において、子育てアドバイザーが子育て親子に以下の事業を行う。 ・子育て親子の遊びの場等の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	A	A	現状維持	子ども・子育て会議において、引き続き利用者のニーズ把握や課題を分析するとともに、ニーズに沿った適切な事業を展開する。また、事業内容は指導員の力量に左右されることから、指導員の研修会を実施するなど質の向上を図る。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性	
157	52	7 放課後児童クラブ事業	該当	・児童福祉法 ・北杜市放課後児童クラブ条例 ・北杜市放課後児童クラブ条例施行規則 ・放課後児童クラブガイドラインについて	市に住所を有する児童及び市内小学校に在籍する児童で、保護者が就労等により保育に欠ける小学校1年生から3年生	保護者の就労を容易にするとともに、児童に対し生活と遊びの場を与え、児童の健全な育成を行う。	小学校の放課後や夏休み等の長期休業中に指導員の指導のもと、児童が遊びや生活を通して成長発達することを基本として指導等を行う。	A	A	拡大・充実	現行施設については、現在利用している児童の健全育成の観点から、設備・施設環境を維持する。しかし、学校の統廃合による放課後児童クラブ施設の統合や、子ども・子育て支援新制度の施行による学年の引き上げに伴う、施設容量の不足が見込まれることから、利用見込者へのニーズ調査により必要量を把握し、空施設等の調査・活用を検討する。また、入所申請や保育料については、他市町村の状況を調査しながら、適正な設定を検討する。
158	52	8 児童館運営事業	非該当	児童福祉法	18歳未満の児童	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情緒を豊かにするとともに、子どもクラブ、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図る。	・健全な遊びを通じて、児童の集団及び個別指導の実施並びに中学生、高校生等の自主的な活動に対する支援を行う。 ・母親クラブ、子どもクラブ等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図る。 ・子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行う。	A	A	現状維持	児童館連絡協議会等を活用して充実策を検討するとともに、児童館運営委員会や次世代育成支援対策地域協議会等での意見を基に、体制の整備や運営の充実を検討する。
159	52	9 放課後子ども教室事業	非該当	山梨県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱	市に住所を有する小学生	放課後の子どもたちを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の協力者を得る中で、勉強や遊び、文化活動や交流活動などを行い、子どもたちの健全育成を図る。	地域の方々にスタッフとして協力していただき、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動を行い、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成を推進する。	A	A	現状維持	ボランティアの確保が必須であるため、地域の幅広い方々に声をかけ参加を促す。また、放課後児童クラブとの連携についても、コーディネーターの協力を得る中で推進する。なお、地域全体(各町)での教室実施に向け課題を整理し、より充実した活動を行なう。
160	52	10 出産祝金・結婚祝金支給事業	非該当	・北杜市出産祝金支給規則 ・北杜市結婚祝金支給規則(平成25年6月30日廃止)	・出産祝金:本市に在住して、出産し、その後新生児とともに定住する意思を有する養育者 ・結婚祝金:婚姻し、本市に定住する夫婦	・出産祝金:少子化対策のため、乳児の健やかな成長に寄与し、定住促進と市の活性化を図る。 ・結婚祝金:定住人口の増加を図り、若い労働力を定着させ、明るい豊かなまちづくりを行う。	・出産祝金:出産前6か月以上本市に住所があり、出産後も本市に新生児とともに5年以上定住する意思のある養育者に支給する。(第2子50,000円、第3子300,000円、第4子以降500,000円) ・結婚祝金:婚姻後本市に3年以上定住する意思のある夫婦に2万円を支給する。	C	C	方法改善	結婚祝金事業は、平成25年6月末をもって廃止となった。また、出産祝金事業は、定住促進策としての効果は低く、出生数の増加にもつながっていないため、事業の必要性について子育て支援策を含め包括的に検討を行う。
161	52	11 ほくとハッピーワーク事業	非該当	アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～	生活保護受給者、障害者、ひとり親等で就労支援と生活等に係る支援が必要な者	就労に結びつける。	韮崎公共職業安定所と市が連携し、身近な市役所で対象者の就職支援と生活相談を国の職業相談員と市職員等が一体的に行う。	A	A	現状維持	年度目標を達成するため、市が担う業務を確実に実施し、国に対し継続設置を求める。
162	52	12 ファミリーサポートセンター利用料補助事業	非該当	北杜市ファミリーサポートセンター事業実施要綱	市内に居住し、概ね生後3か月以上の乳幼児から12歳までの小学生、養育する保護者	ファミリーサポートセンターの利用促進を図るとともに、利用料の補助を行い、依頼会員の経済的負担の軽減を図る。	利用料助成は、平成23年度から実施しており、月曜日から金曜日の午前7時から午後7時までは、1時間当たり利用料700円、その他の場合は、1時間当たり800円の利用料を、依頼会員が協会会員へ支払うが、依頼会員へ利用1時間につき200円の助成を行う。	A	A	現状維持	平成27年度に施行予定の子ども・子育て支援新制度の中で、利用ニーズを考慮のうえ検討する。
163	52	13 チャイルドシート購入補助事業	非該当	北杜市交通安全対策乳幼児補助装置購入補助金交付要綱	年齢6歳以下の乳幼児の保護者であって、市内に住所を有する者	自動車内の乳幼児の安全確保に資するためチャイルドシート着用の普及推進を図るとともに、子育ての経済的負担の軽減を図る。	保護者からの申請により、チャイルドシート等の購入費用の2分の1(限度額2万円)を助成する。	C	C	方法改善	チャイルドシート購入補助事業は、次世代育成支援対策地域協議会等での評価の結果、廃止もやむを得ないとの結論に至ったことから、廃止に向けた検討を進める。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性	
164	52	14	子ども医療費 助成事業	非該当	・北杜市子ども医療費 助成金支給条例 ・北杜市子ども医療費 助成金支給条例施行 規則 ・山梨県乳幼児医療 費助成事業費補助金 交付要綱	市内に住所を有する 小学校3年生までの 子どもの保護者等	子どもにかかる医療費の一部を助成し、 子育ての経済的負担を軽減するととも に、子どもの健やかな成長に寄与する。	小学校3年生までの子どもの入院・通院 にかかる医療費の一部負担金の額を、 保護者に対し医療費助成金として支給 し、医療費を無料にする。助成金の支給 は窓口無料化または償還払いによって 行う。	A	A	拡大・充実 本年10月1日より、医療費助成対 象を小学6年生まで拡大する。
165	52	15	子育て応援企 業等支援事業	非該当	北杜市子育て応援企 業等認定制度実施要 綱	市内に事業所のある 子育てに積極的に取 り組む企業及び事業 所	子育て支援に積極的な企業等の子育て 応援企業として認定し、取り組み内容等 を紹介して、市全体として子育てを応援 する。	子育て支援に積極的な活動を行っている 企業等を子育て応援企業に認定し、認定 証を交付する。子育て応援企業は、広報 ほくとや市ホームページで取り組み内容 等を紹介し、企業等の活性化を図り、市 全体として子育てを応援する。	A	A	現状維持 子育て情報サイト「やまねつ」等へ 活動状況を掲載する。また、企業に よる子育て応援イベント等への協力 や他の子育て支援関係者との連携 の中で、制度の周知やPR等を図 る。
166	52	16	保育事業	該当	児童福祉法	市内に住所を有し、保 護者が労働等により 児童の保育ができな いと認められる小学 校就学前の児童	保護者の労働、疾病、親族の介護等によ り家庭において児童の保育ができない場 合に児童を保育し、子育て支援の充実と 少子化対策を推進する。	将来の本市を担う子供たちへ、育ちの場 を整え、適切な保育環境を提供する。	A	A	現状維持 保育園人材バンクへの保育士の登 録に努めるとともに、できる限りの保 育士の配置を行い、保護者の希望 に沿えるよう努める。
167	52	17	保育事業(保 育園バス)	該当	児童福祉法	保育園児の送迎、園 外活動への使用	園児と保護者の利便性を確保するため に通園バスによる送迎を行うとともに、園 外での保育活動を充実させる。	長坂保育園、日野春分園、小泉分園、白 州保育園、武川保育園の保護者より利 用申し込みを受け、送迎を行うとともに、 市内の公立保育園で行う、遠足、プール への送迎や園外活動に活用する。	C	C	廃止/休止 平成27年度末を目途に運行を廃止 する方向で、市子ども・子育て会議 等で検討を行うとともに、保護者へ の周知を図る。
168	52	18	保育施設維持 管理事業	非該当	児童福祉法	市立保育園15か所 の維持及び管理	保育を行うための園舎、園庭、プール、 遊具などを維持管理することはもとより、 火災予防や防犯なども含めて適切に管 理する。	消防設備点検、特殊建築物定期検査等 を実施し、結果を踏まえて保守、修繕、工 事を実施する。また、通常の維持管理を 適正に行い保育に支障のない状況と安 全を確保する。	A	A	現状維持 計画的に修繕等を行い、保育環境 の改善に努める。
169	52	19	母子相談員事 業	非該当	北杜市母子相談員設 置要綱	ひとり親家庭	ひとり親家庭について、心配事や生活面 の不安を解消し、生活意欲の向上を図 り、その福祉の増進に努める。	ひとり親家庭を対象に身上相談に応じ、 その自立に必要な指導を行い生活意欲 の向上を図る。	B	B	方法改善 この事業に対する認知度が低いた め、児童扶養手当やひとり親医療の 申請のため、市の窓口に来庁した市 民に対しチラシを配布したり、相談員 が子育て親子が集まるイベントに出 向き、事業のPR等を行い、事業周 知に努める。
170	52	20	母子家庭等自 立支援給付金 事業	非該当	・北杜市母子家庭等 自立支援給付金支給 要綱 ・北杜市自立支援教 育訓練給付金事業実 施要綱 ・北杜市高等技能訓 練促進費等実施要綱	市内在住の母子家庭 の母、父子家庭の父 ※母子及び寡婦福祉 法第17条に定める配 偶者のないもので現 に児童を扶養してい るものをいう	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就 職の促進を図る。	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就 職の促進を図るため、母子及び寡婦福 祉法第31条に規定する母子家庭等自 立支援給付金(自立支援教育訓練給付金、 高等技能訓練促進費、入学支援修一 時金)を予算の範囲内において支給す る。	A	A	現状維持 広報ほくとへの掲載・パンフレットを 窓口に置くなど、更なる制度の周知 を図る。
171	52	21	ひとり親家庭 医療費助成事 業	非該当	・山梨県ひとり親家庭 医療費助成事業費補 助金交付要綱 ・北杜市ひとり親家庭 医療費助成に関する 条例 ・北杜市ひとり親家庭 医療費助成に関する 条例施行規則	本市に住所を有する ひとり親家庭の父ま たは母及び児童(満1 8歳に達する日以後 最初の3月31日まで にある者)	ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一 部を助成することにより、ひとり親家庭 の精神的、経済的負担を軽減し、保健 の向上と福祉の増進を図る。	ひとり親家庭の親と子に対して、医療費 の一部負担金として負担すべき額を医 療費助成金として支給し、医療費を無 料化する。医療費助成金の支給は窓 口無料化または償還払いによって行 う。対象者の所得税が非課税等の所 得制限がある。	A	A	現状維持 県ひとり親家庭等医療費助成事業 に基づき実施する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
172	52	22	母子及び寡婦 福祉資金利子 補給事業	非該当	北杜市母子及び寡婦 福祉資金等利子補給 規則	県の母子及び寡婦福 祉資金の貸付けを受 けた者	母子及び寡婦福祉資金の利子補給を行 い、母子寡婦世帯の負担を軽減し、福祉 の増進を図る。	母子及び寡婦福祉資金の貸付けを受け ている者からの申請により、その資金の 利子補給をして、母子寡婦世帯の福祉の 増進を図る。	A	A	現状維持	県の母子福祉資金制度を利用する 際に説明はされているが、広報ほく と等で更なる周知を図る。		
173	52	23	母子父子寡婦 福祉連合会助 成事業	非該当	北杜市補助金等交付 規則	母子父子寡婦福祉連 合会	母子父子寡婦福祉連合会の活動に補助 金を交付することにより、母子父子寡婦 家庭の支援を行う。	母子父子寡婦福祉連合会の活動に対し 補助金を交付する。	A	A	現状維持	母子父子寡婦福祉連合会の事業で ある親子の集いや、交流事業等の 周知に協力する。また、補助金の見 直しについても検討を進める。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:子育て支援課) 単位:件											拡大・充実	4	現状維持	14
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件											方法改善	3	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	1
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:子育て支援課) 単位:件											廃止/休止	1	合計	23
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件											拡大・充実	5	現状維持	46
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件											方法改善	6	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	1
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件											廃止/休止	1	合計	59

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性	
<b>環境課</b>											
174	61	1	河川等水質調査事業	非該当	環境基本法	市内の河川、湖沼、湧水等	市内を流れる河川66か所、須玉町内産業廃棄物処理場、長坂町内工場排水、マルジョウ化工周辺泉川、長坂町内湖沼、小淵沢町内湧水の水質調査を行い、環境基準等を参考にし、現状の汚染状況等について把握する。	環境汚染の指導を行う。	A	A	現状維持 エコパーク関係部署と協議し、調査採取箇所の検討を行う。
175	61	2	オオムラサキセンター管理事業	非該当	北杜市オオムラサキセンター条例	オオムラサキセンター	オオムラサキが生育する自然環境を保全し、市民の知識を深め、教養の向上を図り、もって市の有する文化、自然資源を活用した地域づくりに寄与する。	オオムラサキセンターを環境教育施設として適正な維持管理を行う。(平成23年度より指定管理者による運営)	A	A	現状維持 「施設の価値」について、見直し・検討を行う。また、情報通信サービスを用いて、引き続き情報発信を行う。
176	61	3	環境活動推進事業	非該当	環境基本法	市民、事業者	環境の保全を図る。	市環境基本計画の推進に向けて、市民、事業者、市それぞれの役割、責任、環境への取り組みを確認するため環境審議会を開催する。	A	A	現状維持 定期的に環境審議会を開催し、市民・事業者・市それぞれに対し、5つの基本方針による取り組み内容の確認を重点的に行う。
177	61	4	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	非該当	北杜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	市内に住所があり、自ら所有し居住する住宅に太陽光発電システムを設置した市民	初期費用の大きな太陽光発電システムに対し、補助金を交付し、自己負担の軽減を図ることにより、市内の住宅太陽光発電システム導入を促進し、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図る。	市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定に基づき、最大出力1kWあたり2万5千円の補助金(上限20万円)を予算の範囲内で交付する。	A	A	現状維持 地方公共団体において再生可能エネルギーの普及を推進することは極めて重要であり、その意思表示にもなることから、今後も事業を継続し普及推進を図るとともに、太陽光のみならず他の再生可能エネルギーや省エネルギー対策も検討する。
178	61	5	六ヶ村堰水力発電所管理・運営事業	非該当	・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律	村山六ヶ村堰農業用水路を利用した流込み式の水力発電	目標とする年間発電量224万kWhを達成するため、適正な維持管理に努め、安定した運転を継続する。	用水路の上流部で最大0.5m <sup>3</sup> /sの取水を行い、延長1.27km、総落差85mの流水を利用して最大出力320kWの発電を行う。年間では、約224万kWhの発電量が確保でき、大門浄水場の年間電力として送電を行う。また、月次・年次点検、遠方監視システムにより24時間体制で管理する。	A	A	現状維持 気象情報や発電状況等を的確に把握し、関係者間の連携を強化することで、より迅速な対応を行う。同時に保守管理体制の見直し等を行い、ランニングコストの削減を図りつつ、安定的な発電を目指す。
179	61	6	小水力発電普及拡大事業	非該当	・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・新エネルギー法	小水力発電	本市には、小水力発電の適地が存在することから、あらゆる主体による積極的な導入を図り、地球温暖化・エネルギー問題に寄与する。	官民パートナーシップによる小水力発電共同導入事業により平成24年3月に新たに3か所の小水力発電が竣工、運転開始したことから、事業概要・施設紹介等を含む小水力発電の普及啓発を実施する。共同事業は、全国でもめずらしい先進的事例として注目を集めており、広くPRすることで本市の環境分野でのブランドイメージアップを図る。(施設定期見学会、展示パネルによる普及啓発、パンフレットによる普及啓発)	A	A	現状維持 民間活力を最大限活用した普及策を講ずることも有効であることから、官民連携による小水力発電共同導入も検討する。また、本年4月に設立した市新エネルギー推進機構とも連携し事業を推進する。
180	61	7	北杜サイト施設管理・運営事業	非該当		北杜サイト太陽光発電所	適正な維持管理に努め、安定した運営を行う。また、大規模太陽光発電システムの普及拡大に向け、視察等の受け入れを行うとともに、様々な実証研究を継続する。	平成23年度より市営の発電所となった。収入となる売電については、毎年公募により、売電先を決定している。保守管理については、第2種電気主任技術者を選任できる業者に委託し、維持・管理に努め、必要に応じて設備の更新を図る。また、実証研究施設であったことから、視察者の受け入れを行うとともに、地球温暖化対策・新エネルギーへの理解を深めるため情報発信、また必要な整備・研究協力を行う。	A	A	現状維持 地球温暖化問題への理解促進を図るため、視察、見学者の受け入れや、研究フィールドとしての利活用も行い、PVモジュールの実環境における特性比較として経年劣化の傾向分析、その他必要な調査・研究について継続して行う。また、市営の発電所として、設備の改良も検討する必要がある。
181	61	8	まるごとメガワットソーラー事業	非該当		市内公共施設等	公共施設への太陽光発電設備の導入を図る。	本市のシンボルである太陽光(発電)を市全域にバランス良く設置することにより、地域間の整備割合のバラツキを是正し、より効果的に個性を最大限に発揮した活力ある太陽のようなふるさとづくりを目指す。具体的には、計4メガワットの太陽光発電の導入を目標とする。	A	A	現状維持 適切な時期に、有効な補助事業の採択を受け、事業実施するとともに、財源確保のため新エネルギー事業特別会計からの繰入金による事業実施も検討する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
182	61	9	環境教育普及 啓発事業	非該当	・環境保全活動・環境 教育推進法 ・学校教育法	学校、子ども団体、コ ミュニティ等	環境問題に関心を持ち、環境に対する人 間の責任と役割を理解し、環境保全に参 加する態度と環境問題解決のための能 力を身につけることにより、行動に結びつ く人材の育成を目指す。	市、グリーン北杜、キープ協会等が連携 し、教室内学習、屋外体験などの学習会 を実施する。メニューは、エネルギー、温 暖化、廃棄物、自然保護、消費生活等日 常的な内容で構成し、体験型授業を中心 とした学習会を開催する。(環境学習プロ グラム、環境教育リーダー養成講座、子 ども環境教育フェスタ開催事業、幼児教 育プロデュース事業)	A	A	拡大・充実	参加者の増加を図るため、広報ほくとや市ホームページを活用して広く 情報発信し、事業啓発を強化する。 また、教育委員会と連携した環境教 育の在り方について検討し、日々変 化する環境問題とその対策について 最新の情報を提供できるよう、プロ グラム内容の見直し・拡充を図るとと もに、地域に根ざした環境学習指導 者の育成・掘り出しを行い、地域資 材を積極的に活用した学習会を推 進する。
183	61	10	地球温暖化防 止推進事業費 補助金	非該当	・北杜市地球温暖化 対策・クリーンエネル ギー推進協議会活動 補助金交付要綱 ・地球温暖化対策の 推進に関する法律	市地球温暖化対策・ クリーンエネルギー推 進協議会	地域に根ざした活動を展開している協議 会を支援することで、事業の発展的展開 を促し、地球温暖化問題等を地域から考 え行動する力の育成を図る。	市地球温暖化対策・クリーンエネルギー 推進協議会活動補助金交付要綱に基づ き、提案された事業の事業費に対して、 補助金を交付する。	A	A	現状維持	より多くの市民の地球温暖化防止対 策活動参加への動機づけにつなぐ よう、市民の自主的な活動に対す る支援を行う。また、自主財源の確 保に努める等、事業開催経費面に おいても自主性を発揮できる組織と し、協議会が自立し、発展的に活動 展開していけるよう支援を行う。
184	61	11	地球温暖化対 策地方公共団 体実行計画実 施推進事業	非該当	・地球温暖化対策の 推進に関する法律 ・エネルギーの使用 の合理化に関する法 律	市が設置している事 業所(公共施設)	・平成18年度のCO2総排出量を平成2 4年度までに6%削減する。 ・平成21年度ベースに年1%以上のエネ ルギー消費単位の低減に努める。	各課等に推進員を配置し、市職員全員で CO2排出量の削減目標に向けた率先行 動を行うことにより、事業者、市民の地球 温暖化防止への自主的な取り組みの促 進を図る。	A	A	現状維持	二酸化炭素削減に向け、職員一人 ひとりが自覚を持って行動し、課単 位での取り組みを継続して行う。施 設設備についても全庁的に検討を 行い、古い電化製品や省エネ照明 の入れ替えを検討する必要がある。 また、この計画とは別に平成22年4 月に省エネ法の改正により、特定事 業者として経済産業省への報告義 務があることから同様に取り組みを 進める。なお、本計画については、 平成24年度をもってひと区切りと なったが、今年度以降実行計画の再 構築を行う必要性について国からの 指示があると思われるので、これを 受け対応する。
185	61	12	緑のカーテン 推進事業	非該当		市民等	身近で取り組みやすい地球温暖化対策 の一つとして「緑のカーテン」を推進を図 る。	本庁舎に「緑のカーテン実証展示」を設 置し、市民や来庁者に対して「緑のカー テン」の取り組みを見せる場の提供を行 う。さらに、「緑のカーテン」から収穫で きる野菜を使用した「緑のカーテンエコク ッキング講座」を開催し、より身近に「緑 のカーテン」の魅力を実感してもらう。	A	A	現状維持	地球温暖化防止対策の一環として、 実証展示を継続する。また、今ま での資料を使用する中で、必要最低 限の予算で実施し、広報ほくとや市 ホームページ等を活用しながら、普 及啓発を図る。
186	61	13	動物愛護対策 事業	非該当	山梨県動物の愛護及 び管理に関する条例	動物の飼い主等	適正な飼育と管理を行う。	犬の登録及び狂犬病予防注射事務、飼 い犬、猫による苦情処理及び飼育マナー を啓発する。	A	A	現状維持	広報ほくと・市ホームページ等で最 新情報を提供する。
187	61	14	犬猫不妊去勢 手術費助成事 業	非該当	北杜市犬及び猫の不 妊・去勢手術費補助 金交付要綱	動物の飼い主	捨て犬、捨て猫の増加及び被害の防止 を図る。	捨て犬・猫の増加及び被害を防止するた め、手術費の一部を助成する。	A	A	縮小	広報ほくと・市ホームページ等で補 助金縮小等の周知を図る。
188	61	15	地域環境美化 活動(地域環 境委員)推進 事業	非該当	北杜市地域環境委員 設置規則	市民	生活環境の保全を図る。	地域環境委員会を開催し、環境関連につ いて行政との連絡調整や、ごみ減量化の 推進、ごみステーションの管理などの依 頼、指導を行う。	A	A	現状維持	各地域環境委員と連携を図る中で、 各種苦情等に対応する。
189	61	16	適正処理困難 物等の収集事 業	非該当	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	通常収集出来ない一 般廃棄物(適正処理 困難廃棄物)	年1回、各町に回収場所を設定し有料収 集を実施する。	一般廃棄物は、市町村に処理義務があ るが、広域処理施設で処理出来ない廃 棄物(タイヤ、農機具、バッテリー、スプリ ング入りマット、ボイラー、温水器等)及 び一辺が1.5mを越える大型粗大ごみに ついては、年1回町毎に有料収集を実施 し、市で一括処理する。	A	A	現状維持	各総合支所と連絡を密にしながら、 廃棄物及び大型粗大ごみの有料収 集を実施する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
										現状維持	拡大・充実	縮小 廃止/休止	
190	61	17	環境パトロール実施事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市内で発生する不法投棄	不法投棄による環境汚染の拡大等を防止するとともに、投棄物の撤去を行い生活環境の保全を図る。	A	A	現状維持	パトロール人員数、日数、ルート等の実績値を基に、各総合支所と検討する中で、より効率的な事業実施を図る。		
191	61	18	一般廃棄物収集・運搬事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	住民が排出する家庭系一般廃棄物	市一般廃棄物処理基本計画に従って、生活環境の保全上支障が生じないように収集、運搬を行い処分する。	A	A	現状維持	委託先である市環境事業協同組合と協議し、より安全で効率的な収集運搬体系を構築する。		
192	61	19	峡北広域行政事務組合負担金(環境衛生センター)	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般家庭から排出される生活系一般廃棄物	市一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な処理を実施する。	A	A	現状維持	峡北広域行政事務組合と協議し、より安全で効率的な処理体系を目指す。		
193	61	20	生ごみ処理機、ごみステーション設置費補助金	非該当	・北杜市生ごみ処理機(容器)購入補助金交付要綱 ・北杜市ごみ及び資源物収集所施設設置補助金交付要綱	・生ごみ処理機:家庭から排出される生ごみ ・収集施設:各自治会等へ管理をお願いしているごみ及び資源物収集所	・生ごみ処理機:ごみの発生抑制による減量化、資源化の強化を図る。 ・収集施設:収集施設の整備による生活環境の保全、環境衛生の向上を図る。	A	A	現状維持	事業内容を再確認しながら、普及啓発を行う。		
194	61	21	リサイクル推進事業(収集・運搬・処理)	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物の総排出量に対する資源物の割合(資源化率)	資源化率の向上を図る。	A	A	現状維持	分別、排出方法について啓蒙を行う。		
195	61	22	分別収集マニュアル、収集袋等作成事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ごみ収集袋、分別マニュアル	ごみ収集及び分別マニュアルにより、ごみ及び資源物の適正な分別を行い、資源化を推進するとともに、ごみの減量化を図る。	A	A	現状維持	住民へのアンケートや地域環境委員の意見を集約する中で、住民のニーズに適応したごみ収集袋を検討する。		
196	61	23	北部ふるさと公苑一般管理事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市北部ふるさと公苑	一般管理業務を行う。	A	A	現状維持	地元4地区及び峡北漁協と、施設設置期間の更新について協議する。		
197	61	24	北部ふるさと公苑施設点検・修繕事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市北部ふるさと公苑	機器点検・修繕業務を行う。	A	A	現状維持	指定管理者との連携を図る中で、計画的な修繕を行う。		
198	61	25	峡北広域行政事務組合負担金(南部衛生センター)	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般家庭より排出されるし尿及び浄化槽汚泥	一般廃棄物処理基本計画に基づき、公衆衛生の向上及び自然環境を保全するため、適正な処理を実施する。	A	A	現状維持	関係市と十分協議する中で、修繕、処理方法等について検討する。		
199	61	26	公害調査対策事業	非該当	・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法	住民からの苦情、各公害規制法による届出	問題の解決及び受付処理を行う。	A	A	現状維持	課内で十分検討・協議する中で、共通認識のもと対応にあたる。		
200	61	27	自動車騒音常時監視事業	非該当	騒音規制法	自動車騒音	騒音測定を行い、道路に面する地域の住居等における道路騒音レベルと環境基準を比較することにより、道路騒音の現状を把握する。	A	A	現状維持	委託業者と意思疎通を図りながら事業を実施する。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:環境課) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	25
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	1	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	27

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性																
上水道課																										
201	62	1	簡易水道施設 整備事業	該当	水道法	市内水道施設	水道施設の整備を計画的に実施し水道水の安定供給を図る。	A	A	現状維持	平成23年度から平成28年度までの計画で浄水場・配水池・導配水管の整備及び遠方集中監視システムの整備(計装設備含む)を行う。なお、各配水池に監視システムを導入することで、計測したデータの集中監視と解析が可能となり、施設管理の効率化が図られ、安定した水道水の供給が可能となる。															
202	62	2	固定資産台帳 作成事業	非該当	・簡易水道事業法適 化推進要領 ・地方公営企業法	市簡易水道事業	簡易水道の統合整備により、更なる経営基盤の構築と経営の効率化を踏まえた市上水道事業の創設を目的とする。	A	A	現状維持	固定資産評価にあたり、既存の水道管理台帳システムを活用し、評価の手法を簡易整理手法から標準整理手法へと評価の精度を高め、平成28年度までにすべての簡易水道事業の固定資産台帳を策定する。															
203	62	3	施設維持管理 事業	非該当	・水道法 ・北杜市簡易水道事 業の設置等に関する 条例 ・北杜市簡易水道給 水条例	市簡易水道事業に加入 する水道水受給者	安全で安定した水道水の確実な供給を図る。	B	A	方法改善	施設整備事業と連動し、施設の整理統合と合理化を推進することで、複数の費目(滅菌薬の減量化、電気料の節約、計装機器の一元化によるリース料削減、修繕費の抑制)においてローコスト化を図るとともに、各センターに在庫管理している補修資材を一元管理し、在庫量の適正化を図ることで不動態在庫を削減する。また、緊急修繕工事の請負単価の統一化、水道メータ法定交換工事の契約方法の見直しにより修繕費及び工事請負費を抑制するとともに、業務の一部を民間に委託することで、事務分掌の整理と業務の専門特化を同時に図り、事業効率を向上させる。															
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:上水道課) 単位:件										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">拡大・充実</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20%;">現状維持</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>方法改善</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>民間委託等</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>縮小</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>終期設定/統合</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>廃止/休止</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table>	拡大・充実	0	現状維持	2	方法改善	1	民間委託等	0	縮小	0	終期設定/統合	0	廃止/休止	0	合計	3
拡大・充実	0	現状維持	2																							
方法改善	1	民間委託等	0																							
縮小	0	終期設定/統合	0																							
廃止/休止	0	合計	3																							

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
<b>下水道課</b>													
204	63	1	社会資本整備 総合交付金・ 汚水処理交付 金事業(下水 道事業)	非該当	下水道法	公共下水道整備区域 の住民	住民の生活環境の向上及び公共用水域 の水質保全を図る。	し尿と生活雑排水を汚水処理場で処理 するため排水管渠を新設し各戸に公共 樹を設置する。	A	A	現状維持	未接続者に対して戸別訪問等を行 い、下水道接続の推進を図る。	
205	63	2	合併浄化槽設 置費補助金	非該当	北杜市戸別浄化槽設 置費補助金交付要綱	集団的な下水処理計 画区域(農排を除く)を 除くすべての地域で、 浄化槽の設置・改築 を行う者	左記の区域において、下水道と同等の役 割を果たす合併浄化槽の設置を推進し、 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図 る。	市戸別浄化槽設置費補助金交付要綱の 規定に基づき、補助金を予算の範囲内で 交付する。	A	A	現状維持	補助金交付基準(今後の居住及び使用 状況等)等を設けることを検討し、 公平性、公正的な事業推進を図る。 また、汲み取り式や単独浄化槽の設 置状況を調査した中で、優先して補 助金を交付することにより合併浄化 槽への転換を図るとともに、下水道 認可区域において、整備が見込ま れない地域への浄化槽補助金枠の 確保を図る。	
206	63	3	施設管理事業 (下水道事業)	非該当		特定環境保全公共下 水道施設の保守及び 維持管理	汚水を適切に処理するとともに、継続的 に効率的な稼働をさせるため、日々の保 守及び維持管理を行う。	下水道施設を最良の状態に稼働させる ため、処理方法等に熟知している民間専 門業者と業務委託契約を締結し、放流水 質の向上及びランニングコストの軽減を 図るため、日々の保守及び維持管理を 行う。	A	A	現状維持	現在取り組んでいる長寿命化計画 において機器修繕、施設整備を推進 するとともに、農業集落排水の処理 施設も含めた終末処理場の統廃合 を行うこと、また、現在の整備計画区 域の見直しを行い個人設置型の合 併処理浄化槽事業への転換を行う 中で、将来的な施設整備費の平準 化、維持管理費の抑制を図る。併せ て、平成26年度より策定業務に着 手する下水道都道府県構想北杜市 アクションプランに沿って、今後の 整備計画、維持管理業務を進める。	
207	63	4	施設管理事業 (農業集落排 水事業)	非該当		農業集落排水処理施 設の保守及び維持管 理	汚水を適切に処理するとともに、継続的 に効率的な稼働をさせるため、日々の保 守及び維持管理を行う。	下水道施設を最良の状態に稼働させる ため、処理方法等に熟知している民間専 門業者と業務委託契約を締結し、放流水 質の向上及びランニングコストの軽減を 図るため、日々の保守及び維持管理を 行う。	A	A	現状維持	現在取り組んでいる最適化整備構 想において機器整備、施設整備を推 進するとともに、公共下水道の処理 施設も含めた終末処理場の統廃合 を行う中で、将来的な施設整備費の 平準化、維持管理費の抑制を図る。 併せて、平成26年度より策定業務 に着手する下水道都道府県構想北 杜市アクションプランに沿って、今 後の整備計画、維持管理業務を進 める。	
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:下水道課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	4
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:生活環境部) 単位:件										方法改善	0	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:生活環境部) 単位:件										縮小	0	終期設定/統合	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:生活環境部) 単位:件										廃止/休止	0	合計	4
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:生活環境部) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	31
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:生活環境部) 単位:件										方法改善	1	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:生活環境部) 単位:件										縮小	1	終期設定/統合	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:生活環境部) 単位:件										廃止/休止	0	合計	34

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性
<b>農政課</b>										
208	71	1		多面的機能支払交付金実施要綱	農業者、行政区、土地改良区、地域の関係団体から構成される組織	農業用水等の資源の適切な保全及び管理に資する活動を図る。	地域が行う農地・農業用水等、資源の日常の保全活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修等を行う活動を支援する。	A	A	拡大・充実 市財政負担減のため、多くの地域で取り組みが行えるよう事業の推進・啓発を積極的に行う。また、平成26年度から多面的機能支払制度に移行し、制度設計が一部変更されたことから、制度改正点を地域の組織に説明し、積極的な活用が図られるよう推進する。
209	71	2		農業基盤整備促進事業実施要綱	農業者(受益者)、土地改良事業	土地改良事業を行うことにより、安定した農業経営を図り、農村地域の活力を向上させる。	農業生産基盤の未整備箇所を地元要望に基づき市が計画的に実施する。	A	A	現状維持 行政区や農業者団体等から要望等が出された際に、随時説明を行うとともに、区長会等において地域への周知を図る。
210	71	3		土地改良法	農業者(受益者)、土地改良事業	土地改良事業を行うことにより、安定した農業経営を図り、農村地域の活力を向上させる。	比較的規模が大きい農業生産基盤、農村生活環境基盤の整備を県営事業として実施する。	A	A	現状維持 地元要望等について県と協議し、最善の工事を実施するとともに、地域と連携を密にし、課題処理を迅速に行い登記までの期間短縮を図る。また、水路、ため池については受益者に管理体制の確立を促し、継続的な維持管理を図る。
211	71	4		北杜市土地改良事業補助金交付規程	行政区、農業者団体、農業用施設	農業用施設の整備を行うことにより、安定した農業経営を図り、農村地域の活力を向上させる。	農業者団体等が事業主体となり、小規模な農業生産基盤の整備に要する経費に対して補助金を交付する。	A	A	現状維持 行政区や農業者団体等から、小規模な農業用施設の整備・修復について要望等が出された際には、要望内容により、国・県等の事業に振り分け、整備内容による事業選択を行うことで市財政の負担減を図る。また、各総合支所と連携を密にし、効率的に補助事業を推進する。
212	71	5		農業振興推進事業補助金交付要綱	(公財)北杜市農業振興公社	農業振興の中心組織として、農用地の利用集積等を図る。	本市の農地利用集積円滑化団体としての承認を受け、地域の実情にあった農地の流動化や集団化を円滑に行い集積農地の有効利用を推進している。優良農地確保のため、耕作放棄地の解消事業や面的集積を行い市や県と連携し圃場整備事業の推進、大型野菜生産の企業参入推進を図る。	A	A	現状維持 積極的に農地や担い手の情報収集を行い、行政と連携を図り、市全体において更なる集積を進める。また、中間管理機構から委託業務を受けることで自立財源の確保・自立経営が行える体制づくりを進める。
213	71	6		農業振興推進事業補助金交付要綱	農業従事者及び組織	農業者組織への支援を行う。	農業の近代化と経営の合理化を推進し、生産性の高い農業経営の確保と中核的担い手農業者の育成を図るため申請に基づき補助を行う。	A	A	現状維持 有害鳥獣の地域ぐるみの追い払いや専門家による駆除とともに、直接被害を防ぐ簡易電気柵の設置を推進する。また、事業費が高価な電気柵の財源については、国・県の補助事業の活用を図る。
214	71	7		中山間地域等直接支払交付金実施要領	市内の集落協定	農地を守るための維持管理を行う。	要領に基づき事業を実施する。(草刈り・水路改修等)	A	A	現状維持 本事業と農地・水保全管理支払交付金事業等を活用しながら施設の維持を図るとともに、農地の集積による担い手組織の育成及び規模拡大を図る。
215	71	8		米穀の需給調整実施要領	市内農家(農作物生産者)	水稻作付面積の達成と農家の所得向上を図る。	産地化を目指す農作物の生産出荷を行うため品質検査等を受けた農産物に助成金を交付することにより市内の農業収入の向上を図る。	A	A	現状維持 戦略作物の作付け拡大を進め、水田利活用の推進を図るとともに、関係機関と連携する中で米政策を進める。また、新規就農者の確保と担い手組織への農地集積を促し、効率的な水田農業構造改革を目指す。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
216	71	9	制度資金等利 子補給事業	非該当	経営体育成総合融資 制度基本要綱	農業制度資金借入者	農業経営の安定化を図る。	個人農業者及び法人農業者が、その農 業経営に必要な農地・機械・設備等の取 得や、経営改善計画の達成に必要な運 転資金の融資を受けるにあたり農業制 度資金を借り入れた場合、または、指 定災害における被害の復旧にあたり災害 復旧資金を利用した場合、その利子の補 給を行う。	A	A	現状維持	貸付を行う金融機関との情報交換 はもとより、認定農業者の認定更新 時や新規就農者の相談窓口で事業 内容の説明を行うなど周知を図る。
217	71	10	営農指導事業 費補助金	該当	農業振興推進事業補 助金交付要綱	市内農家	農協・行政との連携により地域特性を活 した営農指導を行う。	本市の農業振興を図るため梨北農業協 同組合の営農指導員と連携し農業経営 指導を行うものである。また、高品質の 農産物の生産と販路拡大に向けて開拓 を行い、市の特産品としての位置づけと 生産振興を併せて行うため梨北農業協 同組合の営農指導活動に対して補助を 行う。	A	A	現状維持	営農指導員には、より専門的知識が 求められていることから、様々な ニーズに応えられるよう指導員の養 成を求めると同時に、生産者に対し 生産意識の向上が一層図れるよう、 県・市・梨北農協が連携し、現状把 握や情報の共有化を図る中で、生産 者の農業所得向上を目指す。
218	71	11	優良家畜育成 事業	非該当	農業振興推進事業補 助金交付要綱	畜産農家	優良家畜の導入を図る。	優良品種(人工受精用精液)の導入は、 生産量の増加及び品質の向上とともに、 家畜伝染病の発生予防と蔓延防止を図 る点においても必要なものであること から、優良品種導入への助成を行う。	A	A	現状維持	乳質が高く乳量が多い乳牛や品種 特性に応じた肉牛を確保するため優 良品種を導入し、質の安定と向上を 図る。また、畜産物の安全性を確保 するため、家畜伝染病の発生予防と 蔓延防止の強化を図るとともに、適 正な飼料給与や疾病予防対策等の 基本的管理はもとより、飼養環境の 快適性にも配慮した飼養管理を進め る。
219	71	12	担い手農業者 育成事業	非該当	北杜市担い手農業者 育成条例	市の農業を担う意欲 ある農業経営者	経営の規模拡大及び地域活性化を図 る。	育成支援金(農業教育研修助成金、農地 集積助成金、チャレンジ農業助成金)を 交付する。	A	A	現状維持	研修農家助成事業の周知を図るとと もに、遊休農地の解消を進め、特産 品開発を行いやすい環境をつくり、さ らに市内販売店と連携して地産地消 を推進する。
220	71	13	担い手農業者 農作業機械修 繕費支援事業	非該当	北杜市担い手農業者 農作業機械修繕費補 助金交付要綱	農業従事者団体及び 組織	農業者組織の育成、支援を行う。	中核的担い手農業の経営基盤強化を図 るため、農作業機械の修繕を行う営農組 織に対して補助金を交付する。	A	A	現状維持	農業の担い手となる農業法人等の 設立計画時から情報の共有化を図 るとともに、関係機関と連携し、国・ 県の施策にあつた農業振興を行うこ とで、事業導入や規模拡大による所 得向上、安定した農業経営を目指 す。
221	71	14	地域おこし協 力隊支援事業	非該当	地域おこし協力隊支 援事業実施要綱	政令指定都市に生活 拠点を置く住民	将来にわたり北杜市に定住し、農業及び 地域の活性化を図る。	3大都市圏をはじめとする政令指定都市 等に生活の拠点を置く住民を概ね1~3 年間農村に居住させ、農業技術の習得と 地域活動等の行事に参加することを通じ て、本市農業の新たな担い手として育成 するとともに、地域に定着してもらう。	A	A	現状維持	支援機関とも連携を図り、青年就農 給付金や農業施策の説明などを行 うことで、より定着ができるようサ ポートする。
222	71	15	農業生産基盤 施設管理事業	該当		農業者、農政課所管 16施設	農業者の経営支援を行う。	農業施設の利用状況を高め、農業者の 労働削減及び農業振興の活性化を図 る。	A	A	現状維持	耐用年数が経過した施設は、指定 管理期間終了までに利用状況など を参考に、財産処分等も視野に検討 を進める。
223	71	16	環境保全型農 業直接支払交 付金事業	非該当	・環境保全型農業直 接支援対策交付金交 付要綱 ・環境保全型農業直 接支援対策実施要綱	地球環境、地域環境	保全・向上の取り組みに対する支援を行 う。	農業者が地球温暖化防止を目的とした、 農地土壌への炭素貯蔵に効果の高い営 農活動や生物多様性保全に効果の高い 営農活動に取り組む場合に支援を行う。	A	A	現状維持	同じ取り組みを行う農業者の共同出 荷や、年間を通して販売できる作付 け品目の検討、販路拡大に向けた 取り組みを行う。
224	71	17	環境循環型農 業推進事業	非該当	北杜市環境循環型農 業推進助成金交付要 綱	市内で耕作をしている 農家	食の安心・安全の時代に即時対応できる 農産物の生産振興を図る。	市内畜産農家で排出された家畜糞尿を 主原料とした堆肥購入に対して助成金 を交付する。(1㎡2,000円・1袋あたり16 kg70円を予算の範囲内で交付)	A	A	拡大・充実	減農薬減化学肥料栽培農業を推進 し、それに伴う認証制度の導入を進 め、国の「特別栽培農産物認証」や 県の「甲斐のこだわり農産物」の認 証を推進するため関係機関と連携を 図る。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
											拡大・充実	方法改善	縮小	廃止/休止
225	71	18	農村地域新エネルギー活用推進事業	非該当		誘致企業のランニングコスト削減と農地法面の有効活用	太陽光発電システムにより発電した電気を使用し、配水ポンプ等を稼働させ、誘致企業のランニングコストを抑制する。	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により設置した太陽光発電設備を、誘致企業がなかなか利用しづらい農地法面に設置することにより、土地の有効活用を図り、商用電源利用に比べ、低炭素社会実現のために活用が望まれる新エネルギー(太陽光発電)を使用し地球温暖化防止に貢献する。	A	A	拡大・充実	太陽光発電施設の将来の修繕、あるいは、更新に対応できるよう計画的に積立を行うとともに、市が管理する農業施設の電気料に積極的に充当し有効活用を図る。		
226	71	19	農業施設維持管理事業	非該当		行政区または農業者団体、農業用施設	維持管理を行うことにより、安定した市民生活及び農業経営を図り、農村地域の活力を向上させる。	市が事業主体となり、農道等の管理を適切に行う。特に冬期については、市民のライフラインの役割を果たしている主要農道の除雪を作業委託により行う。	A	A	現状維持	行政区または農業者団体から、公共施設の整備について要望等があった場合は迅速に対応する。また、冬期の降雪及び凍結時は、予め行政区等と調整する中で、除雪業者と連携し除雪、凍結防止等の維持管理を行う。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:農政課) 単位:件											拡大・充実	3	現状維持	16
											方法改善	0	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	19

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
<b>林政課</b>													
227	72	1		鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金	該当	北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付要綱	地域住民が行う鳥獣害被害防止活動	野生鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止活動を支援する。	地域で取り組む追い払い等の防除活動に対し補助金を交付し、鳥獣害に強い地域を創出することにより、農作物等の被害を軽減する。	A	A	現状維持	当補助金は、取り組む内容により5年間までしか対象経費とならないことが定められているが、引き続き活動してもらよう期間延長等の措置を検討するとともに、未実施地区に対し、当補助金を利用した活動を促す。
228	72	2		有害鳥獣捕獲活動支援事業	該当	北杜市有害鳥獣捕獲報償金及び有害鳥獣捕獲活動等支援交付金交付要綱	有害鳥獣の捕獲等の活動を行う猟友会	野生鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止活動を支援する。	捕獲活動等を行う猟友会へ捕獲報償金及び捕獲活動等交付金の支援を行い、野生鳥獣による農作物等の被害を軽減する。	A	A	現状維持	農地等を広範囲で囲む電気柵設置やサル等に対する捕獲檻の設置等を増やすことで、有害鳥獣の被害防止に努める。
229	72	3		鳥獣害対策事業	非該当		地域住民	野生鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止を普及する。	地域による効果的な鳥獣害対策を推進するため、自主防除への取り組みを中心とした意識啓発と知識の普及を図る。	A	A	現状維持	研修会等を通じて、有害鳥獣に対する知識等を深める。
230	72	4		野生鳥獣被害防除事業	非該当		主にニホンザル(場合によっては、イノシシ、ニホンジカ等も含む)	里山に出没した場合に追い払い、必要な場合は駆除も行い、農業・生活被害を軽減する。	市内をパトロールし、テレメリーにより行動域調査を実施し、里山に出没の恐れがある場合はエアガン・花火等により追い払いを行う。	A	A	現状維持	他種の生息調査の実施を検討する。また、地域住民には被害に対する初期対応の徹底を図るとともに、行政と連絡を密にし、追い払い等を行う協力体制を構築する。
231	72	5		特定鳥獣適正管理事業	非該当	山梨県特定鳥獣保護管理計画	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	県の策定する「特定鳥獣保護管理計画」に基づき、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、増えすぎた頭数を適正な数に調整する。	申請は市で行い県が許可する。従事者は峡北猟友会会員であり、捕獲資格を保有する猟友会員が従事者となる。(従事者となるには、申請1年前に狩猟者登録をしている者、ハンター保険に加入している者であることが条件になる)平成23年度から平成27年度の5年間にわたり実施する。	A	A	現状維持	捕獲後の効果検証を行い、事業計画を県と協議する中で適正に事業実施する。また、他市とも協力して捕獲しなければならないことから、協力体制の構築について、県及び関係市と協議する。
232	72	6		北杜市野生鳥獣害対策協議会補助金	非該当		北杜市野生鳥獣害対策協議会が行う鳥獣害被害防止活動(主にニホンザル)	野生鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止活動を支援する。	市野生鳥獣害対策協議会で取り組む防除活動に対し補助金を交付し、鳥獣害に強い地域を創出することにより、農作物等の被害を軽減する。	A	A	現状維持	協議会が十分に機能していくよう、話し合いの場を増やし、各団体との連携を深める。
233	72	7		鳥獣被害対策実施隊事業	非該当	・鳥獣被害防止特別措置法 ・北杜市鳥獣被害対策実施隊設置要綱	鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害防止のための施策を推進する。	野生鳥獣による農作物被害の防除対策として、鳥獣被害防止特別措置法による鳥獣被害対策実施隊を設置することにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を推進する。	A	A	現状維持	猟友会の支部同士が交流を図れるよう事業展開する。
234	72	8		北杜モデル林整備事業	非該当		明野町小笠原地内の市有林2.37ha	荒廃した市有林を針広混交林の森林として、森林環境教育・保健休養の場及び林業技術等を広く市民に周知するため森林を整備する。	荒廃した市有林へ、サクラ、カエデ等の広葉樹、カラマツ等の針葉樹を造林補助事業等を活用し、植栽、下刈り、補植等の施策により森林整備・保全を図り、森林環境教育の場、保健休養の場としての価値を高める。また、少花粉スギや松くい虫抵抗性アカマツを植栽したり、獣害防除施設等を設置することで、林業技術等を広く市民に周知する。	A	A	現状維持	下刈りや補植等の施策により森林整備・保全を図るとともに、市民との共同による施策等も行い有効利用を図る。
235	72	9		里山整備事業補助金	該当	北杜市里山整備事業費補助金交付要綱	森林所有者(森林施業を行う者)	水源かん養、国土保全、生物多様性保全などの森林の有する様々な機能を発揮させるため森林整備の促進を図る。	植林、下刈り、枝打ち、間伐等一連の森林整備の施業に対し、市里山整備事業費補助金交付要綱に基づき補助する。	A	A	現状維持	広報ほくと、市ホームページ及び地区への回覧等で森林整備の重要性を啓発するとともに、森林組合、民間業者など森林施業する業者に対しても事業のPRを引き続き行う。
236	72	10		「北杜～木づかい市」開催事業	非該当	北杜市杜づくり・木づかい事業実施要綱	市民	木材利用の促進を図り、森林の活性化を図る。	各イベント時に間伐や身近な木材等で作られた木工品に触れる機会を設けることにより、間伐材の利用促進を図る。	A	A	現状維持	県、木材関係団体等と連携し取り組みを拡充する中で、木材利用の意義について理解を深め利用促進を図る。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
237	72	11	北の杜づくり 講座開催事業	非該当		市民	健全な森林を育成するため、森林整備を推進しており、その一環として、森林づくりに欠かすことのできない森林・林業に関する知識・技術などを分かりやすく伝えることを目的とする。	体験型の講座を開き、森林整備の重要性を認識してもらおうと同時に、森林・林業についての知識や技術を学ぶ。	A	A	現状維持	森林整備に興味を持てるよう内容を充実するとともに、広報ほくと、市ホームページ及び地区への回覧等で広く募集し、多くの方が参加できる機会を創出する。		
238	72	12	松くい虫防除 対策事業	非該当	森林病虫害等防除法	地区保全林、地区被害拡大防止森林	森林病虫害を早期に駆除し、蔓延を防止することにより、森林の保全を図りながら未被害地への拡大を防ぐ。	伐倒くん蒸処理及び伐倒薬剤処理等により森林病虫害の予防及び駆除を実施する。	A	A	現状維持	松くい虫防除対策事業のエリア見直しを検討し、効果的な病虫害駆除を推進するとともに、樹種転換事業を推進し、山林所有者の意識改革を図る。		
239	72	13	林道維持管理 事業	非該当	北杜市営林道管理運営条例	市営林道	安全に通行できるようにする。	定期的に林道パトロールを実施し、安全に通行できるよう維持管理に努める。	A	A	現状維持	国県補助事業の採択基準に合致するものについては、積極的に補助事業を導入し対応するよう努める。		
240	72	14	「音事協の森」 整備事業	非該当		明野町小笠原地内の1.5haの「音事協の森」と称する市有林	市と(社)日本音楽事業者協会の共同により、地球温暖化対策の一環として、市有林を日本第1号の「音事協の森」として森づくりを実施する。	(社)日本音楽事業者協会からの環境保全協力金を用い、「音事協の森」へ植栽、下刈り、補植等の森林整備・保全を行い、広く市民に開放し、森林環境教育の場、市民の憩いの場として活用し、地球温暖化防止の啓発を図る。	A	A	現状維持	下刈りや補植等の施策により森林整備・保全を図るとともに、森林環境教育の場や市民の憩いの場となるよう、広報ほくと・市ホームページ等による啓発を行う。		
241	72	15	緑化推進事業	非該当		緑の少年・少女隊が行う緑化活動	森林・みどりを守り育てていく取り組みを強化し、地域の森林整備や緑化推進を強化する。	地域で取り組む森林整備や緑化推進に対して補助金を交付し、緑化教育の推進を図る。	A	A	現状維持	多くの方が積極的に参加するよう、関係団体へ事業のPRを行う。		
242	72	16	みずがき山自然公園管理 事業	非該当	北杜市須玉全国植樹祭会場跡地公園条例	みずがき山自然公園の管理	指定管理者運営費を支援することにより、来園者に年間を通してみずがき山の自然を満喫してもらうとともに、地元農産物・食材を提供する。	みずがき自然公園の管理をしつつ、集客のため地元農産物の直売・食材を提供する。	A	A	現状維持	全国植樹祭から年月も経過したこと、また、立地場所・天候等にも影響されることから、イベント等を企画するなど、集客方法を検討する。		
243	72	17	ツキノワグマ 保護事業	非該当	山梨県第11次鳥獣保護事業計画	ツキノワグマ	絶滅の恐れがあるため、適正な管理を行い、人間との共生を図る。	ツキノワグマは絶滅の恐れがある獣のため有害駆除を直ちにすることはなく、人的被害等がない場合は地域関係者の理解のもとに捕獲した個体を被害等が及ぶ恐れのない地域へ放獣させる等、生息の確保に努める。また、ツキノワグマに対する正しい知識を啓発するとともに、情報提供を行うことにより事故防止を図る。	A	A	現状維持	猟友会、地域住民の理解と協力を得ながら、目撃・出没情報、被害情報等を正確に把握できる体制を構築する。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:林政課) 単位:件											拡大・充実	0	現状維持	17
											方法改善	0	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	17

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>観光・商工課</b>												
244	73	1	商工業振興支援事業費補助金	該当	・北杜市中小企業振興基本条例 ・北杜市商工業振興補助金交付要綱	市内商工業者(小規模事業者)	商工業の経営、技術の安定を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与する。	市内商工業者向けの商工振興事業を実施している北杜市商工会に助成を行う。	A	A	現状維持	小規模事業者の競争力向上と経営基盤強化を図るための事業や取り組みについて、小規模事業者の動向やニーズを踏まえ作成した年度計画に基づき、商工会と連携する中で実施する。また、地域単位の取り組みについては、地域の意向を確認しながら、横断的または全市的な取り組みとなるよう見直しを図る。
245	73	2	中小企業経営改善普及事業費補助金	該当	・北杜市中小企業振興基本条例 ・北杜市商工業振興補助金交付要綱	市内商工業者(小規模事業者)	商工業の経営、技術の改善を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与する。	市内商工業者(小規模事業者)に対して、経営改善普及指導事業を実施する北杜市商工会に助成を行う。	A	A	現状維持	小規模事業者にとって商工会は経営全般にわたる総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、引き続き、その機能の充実を図るための間接的支援として、事業経費の一部を支援する。
246	73	3	TMO構想推進事業	非該当	北杜市商工業振興補助金交付要綱	旧中心市街地活性化法の規程により認定されたTMO構想推進事業者	商店街を構成する小規模事業者の経営安定や商店街の振興を図る。	TMO構想推進事業者が主体となる商店街への集客イベントの開催や商店街振興施設の運営に対して、商工会を通じて必要な支援を行う。	A	A	方法改善	イベントがより効果的になるよう、地域商店街や商工会と協議する中で見直しを進める。また、「まちなか公園」や「おいでや」の活用方法についても、商工会と連携し見直しも視野に検討する。
247	73	4	商工業者利子補給事業費補助金	該当	北杜市小規模企業者経営改善資金利子補給規程	市内小規模企業者	市内小規模企業者の経営安定を図る。	中小企業の経営安定のために特定の融資を受けた場合は、市の利子補給制度により利子の一部を補助する。	A	A	現状維持	現状を維持する中で、中小企業者の経営の安定化を図る。
248	73	5	企業誘致活動事業	該当	・北杜市産業立地事業費助成金交付要綱 ・北杜市企業等振興支援条例	市内で新たな企業投資を行う企業、製造業等の立地事業を行う者	企業立地を促進し、雇用機会の拡大を図ることにより、地域産業の振興及び市民生活の安定に寄与する。	・助成金等の支援措置を講ずる。 ・企業立地、企業投資を実施する際の手続き等について企業負担の軽減を図るために支援体制を整備する。 ・企業動向や事業用地などについて情報の取得や発信に努める。	A	A	現状維持	市関係部局と連携し情報共有を進め、立地に関する企業負担の軽減を図るよう努めるとともに、企業ニーズに適合する立地予定地の情報を早く提供できるよう用地情報の収集を積極的に行う。また、企業動向に関する情報をいち早く取得するため、企業誘致イベント等に積極的に参加するとともに、市に立地するメリットについて市内外の企業向けに発信する。
249	73	6	中小企業育成支援事業	非該当	北杜市中小企業振興基本条例	市内中小企業	中小企業の振興を図る。	・産業イベントの開催や参加に対する支援を行う。 ・企業間交流の支援を行う。	A	A	現状維持	関係団体等が実施する異業種交流や産業展への積極的な参加を支援する。
250	73	7	水道料金緊急経済対策助成金	該当	北杜市水道料金緊急経済対策助成金交付要綱	水道料金改定に伴い大幅に値上げとなった使用者(増加額30万円を超える者)	使用者の経済的負担を軽減し、経営の安定を図る。	平成23年度調定分から平成25年度調定分までを対象に、増加額から30万円を控除した額が、20万円以下の場合には当該助成対象額の2分の1の額、20万円を超えた場合は当該助成対象額の3分の2の額に10万円を加算した額を助成する。	A	A	終期設定/統合	終期設定された事業のため、対象企業に周知し、平成26年度末をもって助成金交付要綱を廃止する。
251	73	8	就職祝金支給事業	非該当	北杜市定住促進就職祝金支給規則	市に居住する市内就職者、市内事業所等	・市内への若者の定住を促す。 ・市内商工業の雇用の安定と活性化を図る。	市内への定住を前提として、市内企業に就職した若者に祝金を支給する。	C	A	方法改善	定住、移住策に特化したより効果的な制度へ転換していく必要がある。
252	73	9	峡北広域シルバー人材センター補助金	非該当	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	地域高齢者	地域高齢者の雇用機会の拡大と安定を図る。	地域高齢者の就労を斡旋する公益社団法人峡北広域シルバー人材センターの運営を支援する。	A	A	現状維持	シルバー人材センターにおいて、さらに高齢者に働く場を安定的に提供できるよう体制づくりを求めるとともに、多様化するニーズに対応し、かつ、高齢者ならではのノウハウを活用できる就業マッチング機会の創出に努める。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性	
253	73	10	就職ガイダンス開催事業	非該当	求職者、求人を行う市内事業所等	・新規学卒者等求職者について市内企業への就業を促進する。 ・市内事業所等において地域の優秀な人材を採用する場を提供する。	就業機会の創出及び雇用のマッチングを図るため、「北杜市就職ガイダンス」を開催する。	A	A	拡大・充実	市内企業が参加しやすく、効果の高い時期を見極めて実施するとともに、求職者に対し積極的に周知を行うことで、ガイダンスへの参加者数の増加を図る。また、定住・移住促進施策の一環として位置づけ、他部署や関係機関と連携を図る中で事業実施する。
254	73	11	観光PR事業	非該当	観光	観光事業等の振興を図り、市内への誘客の推進等を行い、市内の観光業の発展を図る。	観光パンフレットの作成、観光誘客キャンペーン・観光イベントの実施、観光案内等を通して市の魅力を発信し、観光客の誘客を図る。	A	A	現状維持	市観光協会との連携を強化し、民間観光事業者等と協働したPR活動を積極的に推進する。
255	73	12	観光イベント事業	非該当	市民、観光客	多くの人に参加してもらう。	各実行委員会等に負担金等を支出する。	B	A	現状維持	イベント内容を精査し、伝統的なイベントであっても統合や廃止を含め検討する。
256	73	13	フィルムコミッション事業	非該当	映像制作関係者	・市のイメージアップ・知名度アップを図る。 ・観光客数の増大・観光滞在日数の増大を図る。	映画・ドラマ等の映像関連産業の誘致・支援を積極的に実施し、映像媒体を通じ広く市をPRする。	A	A	現状維持	撮影者が候補地の中から北杜市を選択するよう、撮影者のイメージに近い場所の把握を随時行うとともに、市内全域を掌握できる人材の育成を図る。また、ロケ地のPRも積極的に進行。
257	73	14	観光周遊バス運営支援事業	非該当	観光客、市民	公共交通機関の充実を図る。	JR韮崎駅より茅ヶ岳・瑞牆方面、武川・白州方面及び八ヶ岳南麓周辺に周遊バスを運行する。	A	A	現状維持	JR、高速バス利用者(自家用車利用者以外)が利用しやすい時刻表、停留所の設定及び各周遊バス間の接続を検討する。
258	73	15	観光地域づくりプラットフォーム支援事業	非該当	八ヶ岳観光圏(北杜市・原村・富士見町)	観光客の来訪及び滞在の促進を図る。	八ヶ岳観光圏においていくつもの個別事業を展開し、滞在プログラムのモニターや来訪者の満足度調査をすることにより問題点を抽出し、地域のホスピタリティーの向上を図ることにより誘客を促進する。	A	A	現状維持	この圏域のブランドを確立するには時間がかかるが、観光圏事業の中で地域の誇りや魅力を再発見するための事業を展開する。
259	73	16	指定管理施設事業	該当	観光施設(33施設21協定)	観光客及び利用者が安全安心かつ好感を持てるよう適切な施設の維持管理と運営に努める。	指定管理者制度により、適切な団体、法人等と協定を結び管理運営を委託する。また、観光客及び利用者が安全に安心して利用できるよう指定管理者と協議し、できる限り低コストで長寿命となるよう工法・方法を検討し必要な修繕等を実施する。なお、施設敷を借地している場合については、地権者と良好かつ信用のある関係を築くため契約手続きは郵送ではなく訪問し契約内容の説明を行う。	A	A	現状維持	計画修繕の方法や大規模修繕について、協定のルールに基づき最大限対応するとともに、更なる集客を図る。
260	73	17	指定管理施設事業(温泉施設)	該当	温泉施設(10施設)	観光客及び利用者が安全安心かつ好感を持てるよう適切な施設の維持管理と運営に努める。	指定管理者制度により、適切な団体、法人等と協定を結び管理運営を委託する。また、観光客及び利用者が安全に安心して利用できるよう指定管理者と協議し、できる限り低コストで長寿命となるよう工法・方法を検討し必要な修繕等を実施する。なお、施設敷を借地している場合については、地権者と良好かつ信用のある関係を築くため契約手続きは郵送ではなく訪問し契約内容の説明を行う。	A	A	現状維持	利用料金改定後の集客数や収入額等の推移などその効果を検証する必要がある。また、各指定管理者による自主事業で施設間の周遊に対応可能か検討する。
261	73	18	観光地誘客事業	非該当	観光客	北杜市への来訪が楽しいものであり、また来たいと思われる環境を作り、一人でも多く北杜市に訪れるようにする。	北杜市を訪れる観光客が安全にまた安心して観光できるよう、仮設トイレの設置や交通誘導員の配置を行う。	A	A	現状維持	施設利用状況を把握する中で、設置方法や設置基準などのルールを検討する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
262	73	19	観光施設管理 事業	非該当	観光施設	観光客及び利用者が安全安心かつ好感 を持てるよう日々の管理を行う中で、問 題箇所については修繕を実施し維持管 理及び施設の長寿命化に努める。	危険箇所、苦情が発生しそうな事項が即 把握できるよう地元住民に清掃または管 理を委託し事故等が発生しないよう努め るとともに、利用者の満足度向上に努め る。また、利用者から要望があった際は 早急に現地を確認し、できる限り低コス ト・長寿命となるよう工法・方法を検討し 必要な修繕等を行う。なお、施設敷を借 地している場合については、地権者と良 好かつ信用のある関係を築くため契約手 続きは郵送ではなく訪問し契約内容の説 明を行う。	A	A	現状維持	施設利用状況を把握する中で、設置 方法や設置基準などのルールを検 討する。		
263	73	20	インバウンド 誘客推進事業	非該当	外国人観光客	外国人旅行者の誘客を図る。	外国人を誘客するため、インバウンド協 議会において現地旅行会社へのプロ モーションを実施する。	A	A	現状維持	地域の観光事業者等を中心とする 協議会において、各事業者の持つ ネットワークや人材、専門知識を有 効活用し、学習会を開催するなど市 全体でインバウンド(外国人旅行者 の誘致)に対応できる体制づくりのた めの事業に補助するなど、見直しを 検討する。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:観光・商工課) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	16
										方法改善	2	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	1
										廃止/休止	0	合計	20

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>食と農の杜づくり課</b>												
264	74	1	地産地消関連 施設管理事業	該当	北杜市公の施設に係る 指定管理者の指定 手続き等に関する条 例	道の駅、直売所	北杜市産の農産物等の直売を通して、消費者と地域農業者との交流を深めるとともに、地域に密着した農業振興、農家活性化及び地産地消の推進を図る。	・地元食材を提供する。 ・施設利用者からの苦情対応と改善指導、施設修繕等を計画・実施する。 ・普通財産化への移行施設の見極めと今後の対応を図る。 ・老朽化施設の方向性を検討する。	A	A	現状維持	所管施設は、補助事業等により取得したものであることから、財産処分については慎重に協議を進める。また、いずれの施設も、指定管理制度を導入していることから、売り上げ等を向上させるなど適切な運営管理の指導を行うとともに、期間満了を目的に利用者へのサービス向上や維持管理費削減の観点から各施設の今後の方向性を整理する。なお、指定管理更新の際は、管理要綱・募集要項に地産地消の推進を行うなどの文言を明記し、選考段階での精査を行う。
265	74	2	地産地消推進 事業	非該当	・食育基本法 ・北杜市食と農の杜づくり 条例 ・北杜市エコひいき地 産地消協力店登録要 綱	市内に住所を有する 店舗等、学校給食	北杜市産品の生産振興・消費拡大を図るとともに、学校給食等における地産地消の促進に向けて関係者等との連携した取り組みを推進する。	・エコひいき地産地消協力店の登録事業：制度を広報ほくと・市ホームページ等で周知する。また、登録事業者の店舗PR、生産者とのマッチングや登録事業者同士のマッチングなどの支援を行う。 ・学校給食への地元食材の提供を図るため、農産物等の情報提供に努めるとともに、地域における関係者等との連携を更に深める取り組みを推進する。	A	A	現状維持	登録事業者のニーズや課題などを分析するため、アンケート調査等を実施し、行政側としてできることをあらゆる角度から検討し、関係機関・団体などとの連携を深め、制度の周知や広域なPR、生産者の把握などに努める。また、学校給食課と連携し、農産物納入場所の確保などについて、農家、JA梨北と協議する中で安定供給を図る。
266	74	3	キッチン事業 (子育て支援 センター食育 事業)	非該当	・食育基本法 ・健康増進法 ・母子保健法 ・北杜市食と農の杜づくり 条例	子育て支援センター 及び子育て広場に登 録している親子	母親が健康な体づくりには日常の食事やおやつが大切であることを知り、家庭でできる調理の技術や工夫を身につけ実践につなげる。	支援センターの開催日の中で(年2回くらい)、最寄りの調理実習室を利用し身近な食材を使い簡単に調理・アレンジの利くものを作り子どもと一緒に試食する。また、試食をすることで子供に適した味付けや量を確認してもらう。母親から離れられない子が多い時には、支援センターの中でできる手軽な材料を使った簡単レシピに変更して行う。希望に応じた講話も行う。	A	A	現状維持	年2回実施している食育関係事業のうち1回を離乳食の調理へと内容変更する。また、離乳食が必要な月齢児を持たない保護者の意見も収集する必要があることから、参加者へアンケート調査を実施する。
267	74	4	キッチン事業 (保育園おや こ食育事業)	非該当	・食育基本法 ・健康増進法 ・北杜市食と農の杜づくり 条例	公立15保育園・私立 2保育園の年長児親 子	五感を使った食事作りを体験し、子どもたちの食への関心を培う。心身の発達には食事が必要不可欠で、身体は食事によって大きくなることを知る。保護者には普段何気なく食べている食事の大切さを改めて感じ、家族の健康を振り返るきっかけにしてもらう。食材に魚を利用することで命をいただくことを知る。	食生活改善推進員の協力により劇で栄養の基本を学ぶ。達成感を味わうために子どもが主となり、地産地消をベースにした食材を利用した調理実習を行い、出来上がった料理をみんなで会食し食事の楽しさを知る。調理指導は栄養士、会場は市内の調理施設(保健センター)を利用して行う。	A	A	現状維持	親子食育教室で関わった園児が、現在、小学生の教育ファーム事業で関わる学年となっていることから、教育ファームの授業の際、家庭での食への関わり方などの聞き取りを行い、今後の事業に生かしていく。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
268	74	5	教育ファーム 事業	該当	北杜市食と農の杜づくり条例	保育園児、小学生	生産者の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまでの一貫した農業体験を通じ、自然の力やそれを活かす生産者の知恵と工夫を学び、また、生産者の苦勞や喜び、食べ物の大切さなどを実感する。	生産者の指導を受けながら水稲・野菜・大豆の栽培から収穫までの作業及び調理を行う。  ・小学生教育ファームは、日本一おいしいお米づくりコース、すがたをかえる大豆づくりコースを実施する。 ・保育園教育ファームは、市立保育園15園の園内に畑を作り、園児とともに野菜づくりなどを実施する。	B	A	方法改善	問題点や課題などを把握、分析し、現状維持すべき点と改善すべき点を明らかにする。また、地域の生産農家や農協などを有効的に活用するとともに、保育園の食育事業として位置づけ、保育士が関わることでコスト削減が図れるよう検討する。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:食と農の杜づくり課) 単位:件											拡大・充実	0	現状維持	4
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:産業観光部) 単位:件											方法改善	1	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:食と農の杜づくり課) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:産業観光部) 単位:件											廃止/休止	0	合計	5
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:食と農の杜づくり課) 単位:件											拡大・充実	4	現状維持	53
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:産業観光部) 単位:件											方法改善	3	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:食と農の杜づくり課) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	1
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:産業観光部) 単位:件											廃止/休止	0	合計	61

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
<b>まちづくり推進課</b>													
269	81	1	土地利用審議会開催事業 (土地利用対策事業)	非該当	北杜市まちづくり条例	市内において、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行おうとしている者	必要な基準を定めて、適正な工事を施工することにより、周辺地域における災害を防止し健全な生活環境を保全する。	根拠法令に基づく行政処分を実施する。また、施工前の事業については、適切な指導・助言を行う。	B	B	現状維持	太陽光パネルの設置に関しては、太陽光パネル設置に特化した届出制度を確立し、その中で指導する方法もあるが、何を目的とした届出制とするか関係部局と協議を進めている。	
270	81	2	宅地分譲事業	非該当	みずきタウン・城山団地宅地分譲要綱	市内に生活の拠点を求めている方々に対し、安定した生活環境が望める場所を整備	宅地の分譲をすることにより、定住人口の増加による地域の活性化を目的とする。	継続的な維持管理や、情報周知によって、既存造成宅地の販売を促進する。また、地価の動向を鑑みて不動産鑑定を実施し、販売価格の適正化を図る。	A	A	現状維持	世の中のニーズに合わせることは不可能であることから、今後、子育て支援施策・定住促進策に特化した方向性の中で、みずきタウンの存在価値を高める。	
271	81	3	まちづくり計画推進事業	非該当	・都市計画法 ・建築基準法	市内全域	本市が安全で、美しく、心豊かに暮らせる場となることを確保するため、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを推進する。	市民、事業者及び行政の相互の信頼、理解及び協力のもと、公正で透明な手続きの中で情報を共有し、良識に基づいてそれぞれの責任を担いながら土地利用の形成を図るため、市まちづくり条例に基づき、建築行為等の規制・誘導を行う。	A	A	現状維持	事業内容等の周知徹底と適切な指導に努める。	
272	81	4	小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業	該当	都市再生特別措置法	住民等	駅前を中心とした周辺の整備を図り、地域住民と観光客の交流を強め賑わいを再生する。また、交通渋滞の緩和、交通アクセスの改善を図る。	駅前広場、商店街への利便性を考慮し小淵沢駅前ロータリーを整備する。小淵沢駅前の狭小な敷地を有効的に活用するため、現在の小淵沢駅を西側に移設し、観光案内所や公衆トイレなどの施設を合わせた合築駅舎を整備する。	A	A	現状維持	実施設計の段階で、工法等の検討・他課で所管する補助事業等も広く検討し、一般財源の縮減に努める。	
273	81	5	景観計画推進事業	非該当	景観法	市内全域	行政と市民の協働によるまちづくりを推進し、本市のかけがえのない美しい風景に誇りと愛着をもち、次代に引き継ぐ。	山岳・眺望景観の形成、自然景観の形成、里山・農村景観の形成、歴史・文化的景観の形成、観光リゾート地域の景観形成、暮らしの景観の形成等の良好な景観形成を推進するため、一定のルールを定め、建築物等の行為を規制・誘導する。	A	A	現状維持	本年度、市サイン計画を策定する。また、太陽光パネル設置に関しては、太陽光パネル設置に特化した届出制度を確立し、その中で指導する方法もあるが、何を目的とした届出制とするか関係部局と協議を進めている。	
274	81	6	屋外広告物対策事業	非該当	屋外広告物法	屋外広告物設置者 (民間関係者)	違反広告物の是正指導、既存広告物の整序化、集約化、新規広告物の適正指導等により、良好な景観形成に努める。	県より事務移譲を受けた屋外広告物対策事業の実施、また、巡回監視業務をシルバー人材センターに委託し、違反広告物の監視及び簡易除去等を行う。	A	A	現状維持	違反広告物の監視及び簡易除去を行うことで、良好な景観形成が維持されるよう努める。	
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:まちづくり推進課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	6
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	6

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
<b>住宅課</b>													
275	82	1	子育て支援住 宅整備事業	該当	市内外の子育て世帯 及び子育て世代	子育て世帯及び子育て世代の定住促進 を図り、本市の課題である少子高齢化対 策を推進する。	子育て世帯・世代の住居に特化した市営 住宅を整備し、子育てに配慮した仕様を 備えた良質な住宅供給と、子育て支援 サービスの提供を合わせて実施すること により、市内に若い世帯・世代の定着を 図る。	A	A	拡大・充実	子育て世帯については、市内定住に 向け手厚い支援策が必要であること から、ハード面・ソフト面において魅 力的な支援策を早急に整備する必 要がある。		
276	82	2	市営住宅維持 管理事業	非該当	公営住宅法	低額所得者、高齢者 及び障害者等の住宅 に困窮している者、共 稼ぎ世帯などの中堅 所得者や子育て世帯 及び市内事業所に勤 務し住宅に困窮して いる者	健康で文化的な生活を営むに足る住宅 を整備し、これを真に住宅に困窮してい る者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活 の安定と社会福祉の増進に寄与する。	市営住宅の適正な維持管理を行う。  ・市営住宅の需要を的確に把握すると ともに、空室の発生状況等に合わせ て市ホームページ等で計画的な募集 を行う。 ・家賃の徴収、滞納整理等を的確に 行い悪質な滞納者へは法的手段によ り対応する。 ・計画的な調査を実施し入居者の把 握に努め、不正入居者等を排除す る。 ・収入申告を適切に実施させること により、家賃を適正に設定する。ま た、収入超過者、高額所得者への 対応を適切に行う。 ・計画的に修繕、環境整備を実施し て居住の安定を図る。 ・住宅整備後の状況の変化に対応し て、維持管理、建替え、用途廃止等 適切な戸数管理を行う。	A	A	民間委託等	滞納整理については、滞納整理事務 処理要綱に基づき手続きを行うと ともに、悪質な滞納者には、法的 手段により対応する。また、用途 廃止を予定している住宅への入居 者にアンケート調査を実施すること や、修繕費削減のための検討も行 う。なお、滞納整理や入退去事務 など民間ノウハウを活用すること で、家賃の徴収率をより向上させ 、専門的知識による維持管理業務 の効率化による経費節減を図るた め、民間管理業務委託、指定管理 業務委託等を検討する。	
277	82	3	市営住宅等改 修事業	非該当	公営住宅法	市営住宅の入居者	建物の状況に応じた改修を行い、施設 の長寿命化を図ると同時に、安全・安 心な市営住宅を供給する。	平成21年度に策定した市営住宅総合 活用計画・公営住宅等長寿命化計 画に基づき、市営住宅の改修を行 う。	A	A	現状維持	市営住宅総合活用計画及び市公 営住宅等長寿命化計画に基づき、 建替えや大規模改修を計画的に実 施する。また、入居者との協議に ついては、事業実施に向けた計画 の段階から着手し、早期から入居 者との合意形成に努める。	
278	82	4	市営住宅解体 事業	非該当		個別計画で用途廃止 と位置づけられ、移 転もしくは退去した市 営住宅	個別計画に基づき、建て替えもしくは土 地の有効利用を検討する。	対象となる住宅において、空き住宅の解体 を行う。	A	A	現状維持	平成24年度に実施したアンケート調 査に基づき、入居者とともに十分 な協議・検討を行う。	
279	82	5	木造住宅耐震 化支援事業補 助金	非該当		・北杜市木造住宅耐 震診断事業実施要綱 ・北杜市木造住宅耐 震改修事業費補助金 交付要綱 ・北杜市木造住宅耐 震シェルター設置事 業費補助金交付要綱	建築基準法(耐震関 係)が改正された昭和 56年5月31日以前 に着工され、市内に 住所を有する個人が 所有する木造在来軸 組工法の住宅	震度6程度の地震に耐えられるよう改修 する。	市が実施する耐震診断を受診し、震度6 程度の地震に自分の家が耐えられる か確認してもらう。また、耐震診断 の結果で、総合評点0.7未満と診断 された住宅において、耐震改修を行 う場合は補助金の交付を行う。	A	A	方法改善	耐震診断等について、広報ほくと 等で周知を行うとともに、ダイレ クトメールでの募集も行う。また、 耐震診断内容の拡充や、耐震設計 の費用の一部に対する補助制度も 創設されたことから更なる周知を 図る。なお、改修事業については、 個人負担の軽減を図るとともに、 国・県にも協力を求めるとともに、 今後も事業の促進に努める。
280	82	6	アスベスト飛 散防止対策事 業補助金	非該当	住宅・建築物安全ス トック形成事業制度 要綱	市内に存在する建築 物で、アスベストが 含有するもの	アスベストの含有調査及び除去等の費 用を補助する。	市内に存在する建築物の所有者が、 吹付け建材に対するアスベストの 含有調査もしくはアスベスト除去 等を行う場合に、予算の範囲内で 費用の全部もしくは一部を補助 する。	A	A	現状維持	アスベスト含有調査事業及び除去 等の事業は、市民の健康被害を防 ぐためにも必要であることから、 更なる補助制度の周知と事業促 進を図る。	
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:住宅課) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	3
										方法改善	1	民間委託等	1
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	6

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>道路河川課</b>												
281	83	1	河川維持管理 事業	非該当	河川法	準用河川	河川の氾濫等の可能性がある危険箇所の補修と河川美化を実施し、住民の生命や財産を守る。	土砂災害の原因となる河川への土砂や樹木等の撤去など、河川の管理事業を行うことにより、甚大な災害を未然に防止する。	A	A	拡大・充実	気象状況の変化によるゲリラ豪雨や台風等により、河川の氾濫も多くなっていることから、特に9月、10月の台風シーズンを点検強化月間と位置づけ、市職員にも情報提供を願うとともに連絡体制を強化し対応を図る。
282	83	2	河川改修事業	非該当	河川法	準用河川	氾濫等の危険性のある河川の整備を実施し、住民の安全で安心な生活を確保する。	宅地等に隣接している危険度・緊急度の高い河川について、順次整備することにより、甚大な災害を未然に防止する。	A	A	現状維持	河川整備に、有効・効率的な整備方法を検討するとともに、住民からの要望箇所ばかりでなく、通常の点検により危険箇所を把握し、安全な整備方針を検討する作業を実施する。
283	83	3	急傾斜地崩壊 対策事業	非該当	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	工事費の一部を市町村が負担し、県が左記法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定、崩壊防止を図るため工事を施工する。	急傾斜地の崩壊により、被害を受ける恐れのある区域内に、人家10戸以上もしくは5戸以上で災害時の避難路、避難場所がある場合、県が事業主体となり国庫補助事業により崩壊対策事業が行われ、市はその費用の一部を負担する。(一般区域・公共施設関連区域以外20%以内、公共施設関連区域10%以内)	A	A	現状維持	地元からの要望にも対応しながら、順次危険箇所の対策工事を実施する。(本年度、高根町長沢、明野町上神取の2か所を実施)
284	83	4	主要市道除雪 作業委託事業	非該当	道路法	市道(指定路線)	降雪時、通行の安全確保のために除雪を実施する。	道路の積雪が10cmに達した場合、市が委託する業者が除雪作業を開始する。	A	A	現状維持	改定予定の地域防災計画を視野に除雪体制について検討する。また、災害となるような大雪時の対応も考慮し、地域住民にも自己所有地内・集落内の未除雪路線の除雪について協力を求めるとともに、市建設安全協議会との協議により効率的な除雪体制づくりを検討する。
285	83	5	市道除雪事業 (凍結防止事業)	非該当	道路法	市道(指定路線)、集落内道路	路面凍結時及び降雪時に、通行の安全確保のために融雪剤の散布を行う。また、地域に融雪剤を配布し、集落内道路の除雪業務に協力を得る。	路面が凍結する恐れのある時や除雪後の路面凍結防止のために、各総合支所の職員が専用の機械を使用し、融雪剤の散布を行う。また、地域に融雪剤を配布し、指定路線以外の集落内道路について、除雪業務への協力を得る。	A	A	現状維持	大雪時の対応も考慮し、地域住民の自主的な協力体制の整備も必要であることから、特に融雪剤の散布については、各行政区単位での協力について要請をしていく。
286	83	6	国道県道関係 負担金	非該当		国道、県道	整備促進を図る。	国道及び県道の整備要望に対して、関係機関への陳情等を行うため負担金を支出する。	A	A	現状維持	継続して実施する。
287	83	7	中部横断自動車道 関係負担金	非該当		中部横断自動車道建設	基本計画路線から整備計画路線に格上げし、早期着工を目指す。	中部横断自動車道の早期着工を目指して国等関係機関への陳情が行われていることに対する負担金を支出する。	A	A	現状維持	関係機関と連携し、国に対し継続して要望活動を行う。
288	83	8	北杜女性みちの 会活動事業	非該当		中部横断自動車道	建設を促進し、地域の活性化に貢献する。	女性の観点から、「みちづくり」についての情報交換や意識啓発を行い、地域の活性化に貢献することを目的に活動を行う。(啓発活動、勉強会、関係機関への要望及び提言)	A	A	現状維持	中部横断自動車道の建設、開通を見据え、長野県・山梨県それぞれの地域を知るため、両県の女性みちの会が一堂に会する交流会を継続実施する。
289	83	9	市道管理事業	非該当	道路法	市道	交通の安全と良好な道路機能を確保する。	道路管理システムを有効利用し、適正な市道の維持補修や改良を実施し、道路施設の瑕疵による交通事故の防止に努めるとともに、通行の安全確保を図る。	A	A	現状維持	道路事故を未然に防ぐため、道路パトロールを強化し、老朽箇所の早期発見、早期修繕を行い、利用者の安全確保に努める。

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
										現状維持	拡大・充実	縮小 廃止/休止	
290	83	10	市道維持管理 事業	非該当	道路法	市道	機能維持を図る。 ・安全な通行を確保するため市道の照明を維持する。 ・主要市道の除草及び側溝清掃をシルバー人材センターに委託して施設の機能を回復する。 ・豪雨等で碎石が流れた通行が困難な箇所を復旧させるため、碎石を支給する。	A	A	現状維持	集落内等の生活道路については、地域住民に継続して協力を求める。		
291	83	11	市道補修事業	非該当	道路法	市道、橋梁	交通の安全と良好な道路機能を確保する。 支所単位で維持管理を行うことにより、小規模な補修に迅速に対応する。	A	A	現状維持	特に7月、8月の観光シーズンを点検強化月間と位置づけ、職員からの連絡体制を整備し対応する。		
292	83	12	地域振興事業	非該当		公共関与型明野最終 処分場に伴う地域振 興事業	地元要望事業を効率的に実施する。 明野最終処分場建設に対する地元から県環境整備事業団への条件である地域振興事業を実施する。	A	A	現状維持	県との窓口になっている環境課と連携し、事業の進捗管理や県に対する確認行為を行う。		
293	83	13	市単道路新設 改良事業	非該当	道路法	市道	利便性・安全性の向上を図る。 砂利道や幅員の狭い道路を、拡幅改良・舗装・側溝整備等を実施することにより、安全な車両等の通行を確保する。	A	A	現状維持	市道路整備基本計画に基づき、優先整備すべき路線を明確にし、段階的な整備を検討する。		
294	83	14	道整備交付金 事業	非該当	道路法	市道	地域住民の日常生活における利便性の向上、交通の円滑化と産業観光の振興を図ることを目的に、道路整備を行う。 国の道整備交付金(国庫補助率50%)を活用し、市道の整備を行う。	A	A	現状維持	設計段階において、各種工法による経済比較等の更なる精査を行い、コスト縮減に向け努力する。		
295	83	15	社会資本整備 総合交付金事 業(交安)	該当	道路法	市道	通学路の合同点検を受け、危険と位置づけられた箇所を中心に、歩道並びに交通安全施設を整備し、児童が安心して通学できる環境をつくる。 国の社会資本整備総合交付金(国庫補助率60%)を活用し、通学路等を整備する。	A	A	現状維持	設計段階において、改良規模や工法の更なる精査を行い、コスト縮減等に努める。		
296	83	16	交通安全保安 員の配置・啓 発活動事業	非該当		市内小学校	道路事業(歩道整備・通学路整備)の一環として、事業の効果促進を図るため啓発活動を実施し、登下校時における更なる安全を確保する。 事業の効果促進を図るため、交通安全教室等を開催する。	A	A	現状維持	新たな財源確保に努める。		
297	83	17	社会資本整備 総合交付金事 業(改築)	該当	道路法	市道	インターチェンジへのアクセス並びに地域間を結ぶ道路の連絡強化を図り、利便性の高い居住空間の整備による人口流出の抑制、アクセス性が高く渋滞のない観光地までの道路整備による観光客数の増加や商工業施設の誘致を促進し、活力あるまちづくりを図る。 中央自動車道に係る須玉IC、長坂IC並びに小淵沢ICへのアクセス道路及び関連道路の整備と、無電柱化及び修景整備を行う。	A	A	現状維持	設計段階において、各種工法による経済比較を行い、コスト縮減に向け努力する。		
298	83	18	社会資本整備 総合交付金事 業(修繕)	該当	道路法	市道	老朽化が予想される道路ストック(橋梁・舗装等)を計画的に修繕し、信頼性の高い道路ネットワークを確保する。また、従来の対処療法的な管理から予防保全的な管理を行うことで将来の維持管理コストの縮減を図り、次世代へ道路ネットワークを引き継ぐことを目的とする。 橋梁長寿命化修繕計画に位置づけた橋梁のうち、緊急的に修繕が必要な橋梁の安全性を確保するとともに、長寿命化を考慮した修繕の実施と、安心な道路ネットワークを確保するため、道路ストック点検に基づき、計画的かつ予防的修繕を実施する。	A	A	拡大・充実	有利な補助事業の活用や、道路ストック点検の充実を図り、コストの縮減と安全性・信頼性・耐震性・長寿命化に努める。また、高速道路・JR管理者と協議し、同一の交通規制下で点検実施できるよう、効率的で合理的な事業実施に努める。		
299	83	19	災害復旧事業	非該当		市道、準用河川	異常気象により、道路及び河川が被害を受けた際、本来の機能へと復旧する。 台風などの異常気象により、発生した道路等への災害に対して迅速に対応する。	A	A	現状維持	市道及び河川等の被害を最小限に留めるとともに、市民の安全性を確保するため、災害発生から可能な限り早期に事業を遂行する。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:道路河川課) 単位:件										拡大・充実	2	現状維持	17
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	19

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
<b>用地課</b>													
300	84	1	国土調査修正 事業	非該当	・国土調査法 ・不動産登記法 ・地方税法	地籍調査成果図の修 正	土地所有者の申出により修正する。	地図訂正、地積更正等について、地方税 法第381条第7項の規定に準じた修正 の申し出や地籍調査関係通達等による 地籍調査の成果の処理規定により修正 を行う。	A	A	現状維持	年度当初の単価契約時や加減率の 調整により、削減に努める。	
301	84	2	未登記用地解 消事業	非該当	不動産登記法	道路改良事業等によ り整備した道路用地 等において、不動産 登記法第14条地図と 現状の形状の整合が 図られていない土地	道路改良事業等の整備後に不動産登記 法第14条地図と現状の整合性が図られ ていない道路用地等について、分筆・所 有権移転登記を完了することで登記台帳 面積と市土地課税台帳面積の整合性が 図られ、公租公課等国民負担の公平化、 土地に関する紛争の防止、地権者の財 産・権利を確保する。	未登記路線の各筆について土地台帳等 の調査を行い地権者等の現状を把握し、 関係地権者へ未登記用地解消に係る用 地測量について理解と協力を依頼すると ともに、用地測量の業務委託を行う。用 地測量により確定した潰れ地面積につい て、未登記用地地権者に所有権移転の 承諾を貰い、分筆、所有権移転登記を管 轄法務局に囑託する。また、未登記用 地における相続、抵当権抹消等についても 併せて囑託登記を行う。	A	A	現状維持	現状の把握に努めるとともに、計画 性を持った処理に努める。	
302	84	3	土地情報シス テム保守管理 事業	非該当	・国土調査法 ・不動産登記法	市内の地籍図	地籍図の電子化により地籍図の多目的 な活用を図る。	・土地情報システムの万全を期すため保 守管理を委託する。 ・法務局での所有権移転や分筆登記に ついて、定期的なシステムの更新を図り 法務局図面との整合性を図る。	A	A	現状維持	税務課に送付される資料に基づき 更新作業を行い、法務局図面との整 合性を図る。	
303	84	4	法定外公共物 維持事業			住生活に密着した公 共性のある法定外公 共物	法定外公共物の整備に対し補助等を行 い、利用者の安全確保を図る。	法定外公共物の管理は、利用者、地域 による共同作業等を基本としており、市 では、区長または利用者を代表する者か らの申請に基づき、原材料の支給や原材 料相当額の補助金交付などを行う。	A	A	現状維持	総合支所と連携し現地確認を行うと ともに、各総合支所間でも情報の共 有化が図れるよう努める。	
H26年度今後の方向性についての集計(総合評価:用地課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	4
H26年度今後の方向性についての集計(総合評価:建設部) 単位:件										方法改善	0	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(総合評価:建設部) 単位:件										縮小	0	終期設定/統合	0
H26年度今後の方向性についての集計(総合評価:建設部) 単位:件										廃止/休止	0	合計	4
H26年度今後の方向性についての集計(総合評価:建設部) 単位:件										拡大・充実	3	現状維持	30
H26年度今後の方向性についての集計(総合評価:建設部) 単位:件										方法改善	1	民間委託等	1
H26年度今後の方向性についての集計(総合評価:建設部) 単位:件										縮小	0	終期設定/統合	0
H26年度今後の方向性についての集計(総合評価:建設部) 単位:件										廃止/休止	0	合計	35

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>教育総務課</b>												
304	111	1	原っぱ教育創 生事業	非該当	・教育基本法 ・学校教育法	市立小中学校の児童 生徒	夢を持ち、未来を切り拓く心身ともにたく ましい北杜の子供づくりを目的とする。	・既存の特別活動や総合的な学習時間 を利用して、指導目標に沿ってそれぞれの 学校が工夫を凝らし、体力づくり、自 然、文化や歴史を学習する。 ・「たくましい北杜っ子育成事業」として、 豊かな発想と指導項目及び実践内容を 基に、各小中学校の自由な実践活動へ 補助金を交付する。	A	A	現状維持	各学校の特色を出しながら、最大の 効果・成果が得られるよう、事業実 施に対する支援を行う。
305	111	2	小中学校単 独補助教員等配 置事業	非該当	・学校教育法 ・北杜市立小・中学校 管理規則	市立小・中学校の児 童・生徒	単独補助教員等を配置することにより、 学習環境を整える。	普通学級に在籍する障害を持った児童・ 生徒に対し、特性に応じたきめ細かな指 導を実施する。また、図書館司書及び業 務員を配置することにより学習環境を整 備する。	A	A	現状維持	支援員と補助教員の区分けをし、有 効な人材活用を図る。
306	111	3	英語指導助 手招致事業	非該当		市内小・中学校の児 童・生徒	生きた外国語や外国文化・生活に触れる 機会を提供し、外国語等によるコミュニ ケーション能力の向上と国際感覚の養成 を図る。	・英語指導助手が中学校の英語授業を 補助する。 ・小学校の新学習指導要領に基づく外国 語活動を補助する。	A	A	現状維持	ベテランALTによる新任ALTの指導 や県のALT相談員を活用するなど、 質の向上を図る。
307	111	4	小中学校就 学援助事業	非該当	・教育基本法 ・学校教育法 ・北杜市要保護及び 準要保護児童等援助 費支給要綱	市内に住所を有する 要保護・準要保護児 童生徒の保護者	児童生徒の義務教育の円滑な実施を図 る。	経済的理由によって、就学困難と認めら れる児童生徒の保護者に対して必要な 援助を行う。	A	A	現状維持	制度の趣旨及び申請手続きの徹底 を図り、認定に当たっては申請者の 経済状況を適切に判断する。
308	111	5	幼稚園就 園奨励費補助 金	非該当	北杜市幼稚園就園奨 励費補助金交付要綱	市内に住所を有する 園児が在園する私立 幼稚園の設置者	私立幼稚園に在園する園児の保護者負 担の軽減を図り、幼稚園教育の振興に資 する。	市内に住所を有する園児が在園する私 立幼稚園に対して補助金を交付し、保育 料の減免により保護者負担の軽減を図 る。	A	A	現状維持	国の動向を注視し、国の方針に合わ せた補助基準・補助限度額等の改 正を行う。
309	111	6	小中学校教 育振興事業	非該当	・教育基本法 ・学校教育法	市立小・中学校の児 童・生徒	地域に根ざした、心身ともにたくましい教 育の実践をはじめ、基礎学力の向上や 心身の健康づくりなど教育内容の充実を 図るため、教材等を整備する。	各小中学校の教材備品、消耗品、図書 等を購入する。	A	A	現状維持	各学校の教育振興費の内容を精査 し、児童生徒一人当たりにかかる経 費について、できる限り均一化を図 る。
310	111	7	小中学校管 理事業	非該当	・学校教育法 ・学校保健安全法 ・北杜市立小・中学校 管理規則	市立小・中学校の児 童・生徒	小中学校の適正な管理運営を行い、安 全で衛生的な充実した教育環境を確保 する。	施設の維持管理に関する修繕及び委託 を行う。	A	A	現状維持	各学校の維持管理の仕様等を統一 し、一括して入札を行うことで支出額 を押さえ、緊急的な修繕を優先する 中で計画的に施設整備を行う。
311	111	8	小中学校施 設等整備事業	非該当	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	市内小・中学校の施 設	安全、安心な小中学校施設の整備を行う ことにより、児童生徒の安全を図る。	小中学校施設において必要な修繕、改 造を施し、安全で衛生的な学びやすい環 境整備を行う。	A	A	拡大・充実	必要な施設整備は優先順位を明確 にして対応し、学校施設の適正管理 に努める。また、市小中学校適正配 置実施計画に基づく統合計画なども 踏まえ、学校施設整備計画を策定し て大規模改修や改造を計画的に進 める。
312	111	9	安全体制整 備事業	非該当	山梨県地域ぐるみの 学校安全体制整備推 進事業費補助金交付 要綱	市内小・中学校の児 童・生徒	児童・生徒が安心して教育が受けられ るよう学校の安全管理の充実を図る。	スクールガードリーダーによる学校の巡 回指導やスクールガード養成講習会等 を開催する。	A	A	現状維持	学校や地域と連携し、スクールガ ードリーダーとしての適任者の育成を 図る。
313	111	10	小中学校ス クールバス運 行事業	該当	北杜市小中学校ス クールバス運行規則	市内小・中学校に遠 距離通学する児童・ 生徒	スクールバスの運行により遠距離通学す る児童・生徒の利便を図り、登下校の安 全を確保する。	遠距離通学の対象となる地区にスクール バスを走らせ、児童・生徒の登下校の送 迎を行う。	A	A	現状維持	市民バスの活用を図るためには、登 下校に合わせた時間設定などが必 要となることから、安全で効率的な 通学手段確保のため、担当部局と の協議及び地域公共交通会議の中 で検討を進める。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
314	111	11	小中学校情報 化推進事業	非該当		市立小中学校	情報教育、教科指導におけるICTの活用、校務の情報化等を図り教育の質を向上させる。また、学校間格差の是正を図る。	学習指導要領を踏まえた情報教育やICT活用の推進、校務の情報化等を図るため、教育用パソコンや校務用パソコン、電子黒板等を整備する。	A	A	拡大・充実	必要な情報を収集する中でデモンストラクション等を実施し、教職員に積極的に参加してもらうことで情報機器に関する興味や関心を促し、知識や理解度を深めるとともに、環境整備を進めつつ教職員のスキルアップを図る。また、国の動向に注視しながら、学校教育現場のICT化の検討を進める。		
315	111	12	中学生海外交 流事業	非該当		市内の中学生	市立中学校に通学する生徒を海外に派遣し、自らが国際社会との係わり合いを学ぶことで、広い視野と柔軟な思考力を養い、北杜市の地域社会や郷土に愛着や誇りを持って、自立的に行動ができる国際感覚豊かな人材の育成を目指し、本市・学校・地域の国際理解教育推進の一員として異文化交流意識の高揚を図る。	北杜市の次代を担う中学生をカナダに派遣し、異なる文化、異なる言語、異なる人々の中で日常生活を体験して、相互の文化と社会の理解を深めるとともに、協調して形成していく社会のあり方を考える機会を与える。	A	A	方法改善	姉妹都市との国際交流事業(米国ケンタッキー州マディソン郡、大韓民国京畿道抱川市)も含め、市全体として国際交流事業の実施方針を検討し、実施時期や方法を調整する中で、対象児童生徒のニーズに沿った国際交流事業を実施する。		
316	111	13	小中学校耐震 化事業	非該当	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	泉小学校食堂棟、須 玉中学校特別教室 棟、須玉小学校屋内 運動場(吊り天井撤 去)	安全、安心な小中学校施設の整備を行うことにより、児童生徒の安全を図る。	耐震、補強が必要な学校施設の早期改築を行う。	A	A	終期設定/統合	泉小学校食堂棟、須玉中学校特別教室棟の耐震化については、平成25年度に改築工事を完了した。また、須玉小学校屋内運動場(吊り天井)については、平成25年度に設計、本年度に改修工事を実施し、9月末に完成した。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:教育総務課) 単位:件											拡大・充実	2	現状維持	9
											方法改善	1	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	1
											廃止/休止	0	合計	13

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
<b>生涯学習課</b>												
317	112	1	生涯学習推進 事業	非該当	社会教育法	市民	いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ る生涯学習社会の構築を目的に、市民 のニーズに沿った各種講座の開催案内、 学習活動の状況と成果の発表、PR等を するため、情報誌を作成し市民へ情報提 供する。	各種講座等の開催案内や活動状況を報 告するため、情報誌を年2回発行する。	A	A	方法改善	他自治体等の発行状況、内容など を情報収集し調査研究する。また、 社会教育委員会議において、「全戸 配布」は必要との見解が出された が、経費削減策として、市ホーム ページの活用、広告収入での発行、 現行の全戸配布方法等について検 討するとともに、アンケート調査によ り市民のニーズを把握する。
318	112	2	生涯学習講座 開催事業	非該当	・教育基本法 ・社会教育法	市民	学習の場や機会を提供し、市民の学習 意欲を高める。	・市内のグループやサークル等が行う主 体的な学習講座の立案と運営を、自主企 画講座(学びの杜プラン)として支援す る。 ・タレントバンクなど市内講師を活用す る中で、実生活に即した学習講座を展開 し、市民の自己啓発と自己実現を図る。	A	A	方法改善	事業区分に応じた参加料の収入割 合の設定や参加料の算定を行い、 受益者負担の適正化を図る。また、 図書館や資料館と連携した講座の 企画を検討し、効率的・効果的な事 業の推進に努めるほか、自主企画 講座を市ホームページやチラシ等で 積極的にPRを行うとともに、実施事 業の検証も行う。なお、南アルプス ユネスコエコパーク登録に伴う記念 事業や市の政策、課題を捉えた事 業を実施する。
319	112	3	北社ふれあい 塾開催事業	非該当	社会教育法	市民	生涯学習社会の構築のため、学習活動 の更なる充実を図る。	東京藝術大学との連携などにより著名な 講師を招いた講演会、コンサート、ワー クショップなど、社会教育委員の意見 を踏まえた学習講座を年間5回～8回 程度開催する。	A	A	現状維持	市内の施設や他事業を知ってもら うきっかけとなるような事業を展開 する。また、アンケート調査結果や 社会教育委員の意見も踏まえて、東 京藝術大学などの連携授業を取り入 れる。
320	112	4	公民館事業推 進費	非該当	・教育基本法 ・社会教育法 ・北杜市公民館条例	市民	公民館が住民の参画と協働により適正 に運営されている状態が維持されるよ う公民館運営審議会で検討する。	住民の意見を公民館事業に反映させる ため、北杜市公民館運営審議会委員 を委嘱し審議会を運営する。公民館事 業の企画や内容について、調査・審 議、意見具申を受ける。	A	A	方法改善	本年度、「公民館のあり方」につい て、社会教育委員会議より答申を受 け、平成27年度に検討し例規の改 正を行う。
321	112	5	公民館分館管 理事業費	非該当	・地方自治法 ・社会教育法 ・北杜市公民館条例	自治公民館(須玉地 区中央分館及び地域 の分館)、館長並びに 主事	公民館分館の管理を行う。	地域の生涯学習活動(公民館活動)の拠 点である自治公民館(中央分館及び分 館)に、市民の自主的・主体的な生涯 学習活動を牽引するために館長・主事 を設置する。	A	A	方法改善	本年度、「公民館のあり方」につい て、社会教育委員会議より答申を受 け、平成27年度に検討し例規の改 正を行う。
322	112	6	公民館分館活 動補助金	該当	・地方自治法 ・社会教育法 ・北杜市公民館分館 活動補助金交付要綱	市公民館条例第3条 に掲げる分館並びに 中央分館	分館活動(公民館的活動)に対して活動 費を助成することにより、地域の社会 教育を振興する。	社会教育法上、公民館事業は本来行政 が直接実施するものであるが、集落が 点在する本市においては、各地域の コミュニティ単位で事業を行う方がは るかに効果的であるため、市公民館 条例第3条において分館並びに中央 分館として位置付けている活動団体 が行う公民館的学習事業に対し、事 業費の一部を補助する。	A	A	方法改善	本年度、「公民館のあり方」につい て、社会教育委員会議より答申を受 け、平成27年度に検討し例規の改 正を行う。
323	112	7	公民館分館整 備費補助金	該当	・地方自治法 ・社会教育法 ・北杜市公民館分館 施設整備費補助金交 付要綱	市公民館条例第3条 に掲げる分館並びに 中央分館	分館活動(公民館的活動)の実施場所 となっている公民館類似施設の修繕 に対して費用の一部を助成すること により、地域の社会教育を振興する。	本市においては、各地域のコミュニ ティ単位で公民館的な事業を実施し てもらっているが、その活動場所を 確保するため、市公民館条例第3条 において、分館並びに中央分館とし て位置付けている公民館類似施設の 修繕に対して、事業費の一部を補助 する。	A	A	方法改善	本年度、「公民館のあり方」につい て、社会教育委員会議より答申を受 け、平成27年度に検討し例規の改 正を行う。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
324	112	8	社会教育推進事業	非該当	・北杜市社会教育委員条例 ・北杜市社会教育委員会議事運営規則 ・(社会教育法)	社会教育委員(16名)	社会教育に関する教育委員会への助言または諮問に答申するとともに、必要な研修を行い、資質の向上を図る。	・年4回の定例会議のほか必要に応じて臨時会議を開催し、市生涯学習計画の立案、諮問に対する調査研究と答申などを行う。 ・全国、関ブロ、県社会教育研究大会または研修会に参加し、社会教育について必要な知識を習得する。	A	A	方法改善	社会教育施設の利用等の見直しが必要となった場合は、教育委員会から社会教育委員会に諮問を行い、専門的な見地からの答申を踏まえて条例改正等を行っていく。また、青少年カウンセラーのあり方や青少年教育の推進手法については、事業仕分けの意見も踏まえ、改善に努める。
325	112	9	成人式開催事業	非該当	社会教育法	市民(成人者)	次代を担う新成人を祝福し、成人に達した誇りと自覚を高める機会として開催する。	式典、記念写真撮影及び成人者が一堂に会する場を提供する。 平成25年度成人式:平成26年1月12日(日)午後2時～八ヶ岳やまびこホール 対象者:男297名 女269名 計566名	A	A	方法改善	保護者の出席人数が増加していることから、保護者席を増やして、要望に応える。
326	112	10	家庭教育推進事業	非該当	・教育基本法 ・社会教育法	子を持つ親、親子	親が子どもの健全育成を目指し、日々行う教育的働きかけである家庭教育が十分に行われるよう支援する。	授業参観日及びPTA研修または学校教育の授業カリキュラムの道徳の時間を利用し、小中学生の保護者及び親子を対象に学習講座を開催する。	A	A	方法改善	保護者参加が少ない中学校の事業については、保護者が参加しやすい内容で実施するよう見直しを図る。また、学校単位のみならず、広く保護者が参加できる事業も実施する。
327	112	11	社会教育施設管理事業	該当	・地方自治法 ・社会教育法	市民、施設利用者	・施設の維持管理、整備を行い、適正な環境を保持することにより、市民及び利用者に最適な学習環境を提供する。 ・市民の自主的・主体的な生涯学習のために、必要な機会と場を提供する。	生涯学習のための社会教育施設として、利用者の声を施設運営に反映しながら、安全かつ快適に使用できるよう維持管理に努める。(平成26年度より明野総合会館、高根町農村環境改善センター、白州総合会館が教育委員会の所管となる)	A	A	方法改善	施設の複合化や集約化を検討する中で、計画的な補修・整備を行う。また、本年4月より使用料が改定されたため、今後は5年毎あるいは大規模改修時に使用料の見直しを行う。
328	112	12	社会教育施設整備事業	該当	・地方自治法 ・社会教育法	市内全社会教育施設	耐震化を図るとともに、市民が安全かつ快適に利用できるよう整備する。	・大泉総合会館改修に伴い、本体、電気設備、機械設備工事並びに施設備品の購入を行う。 ・武川教育福祉センター及び武川会館の解体工事を行う。	A	A	現状維持	平成25年度に、大泉総合会館改修工事、武川教育福祉センター及び武川会館解体工事を行った。
329	112	13	北杜市体育協会補助金	該当	北杜市生涯学習振興補助金交付要綱	市体育協会、市民	体育協会の自主的な事業の企画運営と、住民の各種大会への積極的な参加を通じ市民の健康づくりを促進する。	・市民誰もが気軽に楽しく参加できる事業等を企画・実施する。 ・体育協会の自立運営を確立させるための支援を行う。	A	A	現状維持	市直営体育施設を体育協会が一部業務管理委託できるか、また、事業を見直す中で収入を得られるか検討し方向性を示す。また、専門部補助金については、公平性のある算定方法を検討し、平成27年度から統一した基準で補助金を交付できるよう指導する。
330	112	14	県外スポーツ大会等出場参加補助金	非該当	北杜市県外スポーツ大会等出場・参加補助金交付規則	全国大会等に出場する市民	市民が県外で行われるスポーツ大会等に出場・参加する場合に、その経費の一部を市が補助することによりその活動を助長し、競技レベルの向上とスポーツの振興を図る。	・県内予選を勝ち抜いて県代表として出場する団体または個人に、補助対象経費の3分の1以内の額を補助する。 ・補助金の交付を受けようとする団体及び個人は、県外スポーツ大会等出場・参加補助金交付申請書を市長へ申請し、補助金は実績払いとする。	A	A	現状維持	補助制度をPRLし、活動を助長する中でスポーツ振興を図る。
331	112	15	スポーツ推進委員活動事業	非該当	・スポーツ基本法 ・北杜市スポーツ推進委員条例	市民	地域住民が継続的に様々なスポーツ活動が行える生涯スポーツ社会を構築するとともに、自発的な健康づくりの意識高揚と実施を推進する。	・スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進委員が、スポーツの技術指導、各種大会の運営の担い手、地域組織とのコーディネート役として活動し、スポーツ振興を図る。 ・スポーツ推進委員が、ウォーキング、老人健康祭りなどの自主事業としてのスポーツイベントを開催し、市民の健康づくりを推進する。	A	A	現状維持	既存事業の見直しを行い、よりニーズに沿った事業へと展開できるよう、スポーツ推進委員会議を開催し、十分な事業協議を行う中で方針を定め、計画づくりを行う。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性		
332	112	16	生涯スポーツ 推進事業	非該当	・スポーツ基本法 ・社会教育法	市民	市民の健康を保持・増進するために、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進を図る。	・スポーツ関係団体等との連携により、各種スポーツイベント及びスポーツ教室を実施する。 ・教育センターにあっては、自然、施設等地域の特性を活かした事業を展開する。	A	A	方法改善	スポーツ施策を総合的に推進するため、市生涯スポーツ推進連絡協議会を開催し、各関係団体の連携を図るとともに、スポーツ推進委員協議会や体育協会などスポーツ団体とも連携して、スポーツ教室を積極的に展開する。また、有名選手を招聘しての教室や国レベルの大会観戦を通して、スケート競技をPRし、ハケ岳スケートセンターの利用促進を図る。
333	112	17	北の杜音頭制作 事業	非該当		市民	体協民踊部、文協舞踊部の思いを盛り込んだ「～妖精住むまち～北の杜音頭」が完成し、市の音頭として毎年繰り広げられる各地域の盆踊り、運動会、市民まつり等で披露し市民のコミュニケーションを図る。	体協民踊部、文協舞踊部の協力のもと、11月開催の市制施行10周年記念式典で披露する。その後は、民踊部、舞踊部が中心となり、小中学生に振り付け指導をするなど、市民への普及活動を行う。	A	A	拡大・充実	「～妖精住むまち～北の杜音頭」を、11月開催の市制施行10周年記念式典で披露する。さらに、民踊部、舞踊部が中心となり、小中学生に振り付け指導をするなど、市民への普及活動を行う。
334	112	18	社会体育施設 管理事業	該当	・北杜市体育施設条例 ・北杜市体育施設条例施行規則	施設利用者、社会体育施設	・利用者の安全面を確保し、安心して利用できる環境を維持する。 ・市内社会体育施設の統廃合を行う。 ・指定管理者による運営・管理を行う。	・日常の清掃業務を実施し、施設が安全に利用できるよう維持管理に努める。 ・市全体の施設のバランスを考慮しつつ、地域住民の意見を踏まえながら老朽化した施設の廃止を検討する。	A	A	方法改善	本年度、白州体育館改修工事及び大泉体育館バスケットボールゴール改修工事を実施する。なお、実施に際しては、現況調査のうえ関係者と十分な協議を行う。
335	112	19	子どもの体力 づくり等推進 事業	非該当	・スポーツ基本法 ・北杜市スポーツ推進 委員条例	市内小学校児童、市内中学校生徒	スポーツ基本法に基づき、学校、スポーツ少年団(地域)、スポーツ推進委員(行政)が一体となって、子どもの体力づくりに努める。	スポーツ推進委員が、小学校の要請に基づき、子ども体力検定において、測定、体力向上のためのスポーツ指導を行う。	A	A	方法改善	各種スポーツ教室の開催や、一流選手を招聘しての交流事業の開催により、スポーツの魅力をPRする。また、存続が難しい単位団にあっては、統合を推進して存続を図る。
336	112	20	青少年カウンセ ラー設置事 業	非該当	北杜市青少年カウンセ ラー規則	青少年カウンセラー	地域と連携し、青少年の健全育成及び非行防止を推進する。併せて、青少年問題に関する相談及び指導を行い青少年の安全・見守り活動に寄与する。	青少年を取り巻く現在の環境や問題を認識し、青少年育成事業を展開する。また、相談業務や巡回指導等を実施することにより、青少年の健全育成や非行化の未然防止を図る。	A	A	方法改善	地区別に行っている各種事業を統合することで、事務の効率化が図れるか検討するとともに、関係部局とも連携するなど、カウンセリング業務への体制を整備する。
337	112	21	青少年育成推 進員事業	非該当	北杜市青少年育成推 進員規則	市内に居住する青少年及び青少年育成団体、青少年育成推進員	青少年育成推進員が、地域の中心となって、青少年の健全育成の推進を図る。	各地域から推薦された推進員を教育委員会が委嘱し、国・県・市の青少年健全育成施策を地域の中心となり実施する。	A	A	方法改善	地域役員のあて職でなく、青少年育成推進員として最低2年間の活動が可能なる者の推薦を地域に要望する。
338	112	22	青少年育成市 民会議補助金	該当	社会教育法	市民(青少年)、青少年育成北杜市民会議	次代を担う青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進する。	青少年育成北杜市民会議の運営費助成及び事業推進を支援する。	A	A	方法改善	青少年を対象とした活動が主体で、参加料など事業収入の増加も見込めない状況にあることから、各教育センターとの合同開催、他事業との連携開催などを検討する必要がある。
339	112	23	芸術文化ス ポーツ振興基 金活用事業	該当	芸術文化スポーツ振 興基金条例	市民	優れた芸術文化スポーツ事業を行う団体に支援することにより、市民の芸術等の鑑賞機会の充実を図る。	市民のための芸術文化スポーツ振興事業を公募し、活用検討委員会により認定された有益な振興事業に対し、芸術文化スポーツ振興基金やふるさと納税制度を活用して、補助金を交付することにより、優れた芸術文化スポーツの鑑賞機会等を市民へ提供する。	A	A	拡大・充実	積極的に企業訪問やふるさと納税への理解・協力を求め、安定した基金の運用を図り、充実した活用事業を実施する。
340	112	24	文化協会補助 金	該当	北杜市生涯学習振興 補助金交付要綱	市文化協会、市民	文化振興の促進を図る。	・文化の振興及び各地区文化協会育成事業を支援することを目的に補助金を交付する。 ・平成26年度から文化協会が自主運営していくうえでの体制整備や仕組みづくりを支援する。	A	A	現状維持	文化協会に対し、市直営施設の一部管理業務委託を働きかけ、関係部局と協議する中で、委託に向けた方向性を示す。また、文化協会の自主運営について、発生する経費や事務費を精査し、今後もスムーズな運営が行えるよう支援する。

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
341	112	25	県外文化大会 等参加補助金	該当	北社市県外文化大会 等出場・参加補助金 交付規則	全国大会等に出場す る市民	市民が県外で行われる文化大会等に出 場し、県外大会へ参加する場合に、その 経費の一部を市が補助することによりそ の活動を助長し、文化レベルの向上と振 興を図る。	県内大会において予選会を通過し、県代 表として県外の大会に出場する市文化協 会加盟の団体及び市民で組織された文 化的団体に対して、交通費、宿泊費、参 加料等の補助対象経費の3分の1以内 の額を交付する。	A	A	現状維持	補助制度をPRし、活動を助長する 中で文化・芸術振興を図る。		
342	112	26	芸術文化自 主・共催事業	非該当	芸術文化振興基本法	市民	芸術文化事業に親しめる機会や発表の 場を提供し、市民の芸術文化活動を活発 にし、文化を担う市民の育成を図る。	・ホール運営検討委員会の意見を反映さ せる中で、一流の芸術文化事業を展開 する。 ・芸術鑑賞の充実を図るため、民間等と 連携し共催事業を展開する。 ・地域のアーティストや文化団体の発表 の場を提供する。	A	A	方法改善	広報ほくとやチラシ、民間メディア等 を活用し市民への事業周知に努め るとともに、観光関係団体や市内立 地企業等と連携した集客へのプロ モーション活動を展開する。		
343	112	27	囲碁美術館管 理事業	非該当	・囲碁美術館管理運 営条例 ・囲碁美術館条例施 行規則	施設利用者、施設	日本の伝統文化である囲碁の普及、継 承及び市民の文化、余暇活動の向上を 図るとともに、施設の適正管理を行う。	・囲碁美術品等の展示並びに良好な維 持管理を行う。 ・子供や女性を対象とした囲碁講座、囲 碁交流会及びプロ棋士を招いたスキル アップ講座を実施する。	A	A	方法改善	市文化協会へ施設の業務一部管理 並びに囲碁普及事業を委託するこ とができるか関係部局と協議し、業務 委託及び事業委託について、市文 化協会と調整を図る。また、施設使 用料の徴収についても検討する。		
344	112	28	ホール施設管 理事業	該当	芸術文化振興基本法	ホール利用者	利用者の安全を確保し、安心して利用で きる環境を維持することにより、ホールの 利用促進及び芸術文化の振興を図る。	・専門業者による保守点検等を実施し、 施設が安全に利用できるよう維持管理に 努める。 ・配置スタッフによる日常の清掃、点検業 務を行い、利用者の安全確保に努める。 ・利用者への設備等の操作方法を指導 する。	A	A	方法改善	施設修繕については、定期点検等 の指摘箇所を精査し計画的な対策 を検討する。また、指定管理者制度 の導入については、施設の建築形 態や利用状況等を調査し、ホール運 営検討委員会で検討を進める。な お、観光や宿泊関係団体等と連携 し、ホールのPR等情報発信に努め るとともに、ホール活用のパッケージ 化を検討する。		
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:生涯学習課) 単位:件											拡大・充実	2	現状維持	7
											方法改善	19	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	28

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性					
<b>学校給食課</b>															
345	113	1	小中学校給食 事業	該当	学校給食法	市内小中学校児童生 徒及び教職員	児童生徒の心身の健全な発達に資する ため、安全で安心、なおかつ栄養を考え た給食を提供する。	安全で安心な学校給食を提供するため、 献立に応じた食材を地元商店や地元生 産者から購入する。また、食材費である 学校給食費の徴収を行う。	A	A	現状維持	滞納者については、私債権管理条 例に基づく収納事務を行う。			
346	113	2	学校給食管理 事業	該当	学校給食法	市内小中学校児童生 徒及び教職員	児童生徒の心身の健全な発達に資する ため、安全で安心、なおかつ栄養を考え た給食を提供する。	単独調理場1施設、給食センター4施設 の管理・運営を行う。	A	A	現状維持	市小中学校適正配置実施計画に基 づく統合計画を踏まえ、市学校給食 センター整備検討委員会の答申に 基づき、給食施設の統合を進める。			
347	113	3	地産地消給食 事業	非該当	・食料・農業・農村基 本法 ・食育推進法	地場農産物を取り入 れ地域に根ざした学 校給食	「地域に根ざした学校給食」を目指し、地 場産学校給食を推進する。	地元農家や商店との連携を図るため、食 と農の杜づくり課と定期的な打ち合わせ を行い供給体制を構築する。	A	A	現状維持	学校給食での地場農産物利用方針 を明確にし、学校給食関係者、農 協、農業者団体、商工会及び商店が 協議し、相互理解を深める中で、安 定供給体制を確立する。また、献立 作りに旬の地場農産物を積極的に 取り入れるよう工夫する。			
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:学校給食課) 単位:件												拡大・充実	0	現状維持	3
												方法改善	0	民間委託等	0
												縮小	0	終期設定/統合	0
												廃止/休止	0	合計	3

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性																		
<b>学術課</b>																												
348	114	1	文化財調査事業	非該当	文化財保護法	市内の周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)	開発行為に際して適切な調査を行い、現状保存及び記録保存する。	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の開発行為に際し、試掘調査、発掘調査等を実施し、埋蔵文化財を記録保存するほか、可能な場合には現状保存する。本事業は法律に基づく保護制度であるため、選択的に業務を展開する性格のものでないことから適切な調査を実施する。	A	A	現状維持	県教育委員会の市町村支援などの対応策を要望し協議したが、有効な対策は講じられていない状況にあることから、NPO法人に体制強化を要請するとともに、民間発掘会社等の活用を開発事業者と協議していく。																
349	114	2	文化財保護・管理事業	非該当	・文化財保護法 ・北杜市文化財保護条例	市内指定文化財、根古屋ケヤキ、神田サクラ	指定文化財の適切な保護保存を図る。	天然記念物の樹勢回復事業等の指定文化財の保護・管理を行う。天然記念物個別に検討委員会を構成し、住民参加のもと合意形成を図り、効果的に調査、環境整備計画を策定する。また、その環境整備工事を実施する。	A	A	現状維持	定期的な観察も含め、適切な保護事業を実施する。																
350	114	3	ふるさと歴史公園事業	非該当	・文化財保護法 ・北杜市文化財保護条例	ふるさと歴史公園(史跡谷戸城跡、史跡金生遺跡など)	適切に維持管理する。	史跡の除草等を行い、適正な管理に努める。除草等は地域住民団体に委託する。	A	A	現状維持	松以外の植樹を行い、樹種転換を図る。																
351	114	4	文化財環境整備事業	非該当	文化財保護法	梅之木遺跡(明野町浅尾)	国史跡の指定を受け、史跡公園として保存整備及び活用する。	平成24年度策定の梅之木遺跡保存整備基本構想に基づき、国庫補助金の交付を得て土地の公有地化、史跡整備を実施する。	A	A	拡大・充実	市内の文化財保護NPO法人などを念頭に、整備活用計画と人材確保の歩調を合わせて体制整備を図るとともに、国補事業の活用、指定管理制度の導入を検討する。																
352	114	5	文化財活用推進事業	非該当	・文化財保護法 ・北杜市文化財保護条例	市内指定文化財	周知・普及を図る。	パンフレット、マップの作成、記録映像作成、説明板を設置する。また、ソフト事業として文化財の周知・普及を目的としたイベント等を実施する。	A	A	現状維持	県・国指定の物件については、県補助を導入しながら計画的に更新を図る。また、市指定の物件についても計画的な更新を図る。																
353	114	6	資料館施設運営事業	非該当	・博物館法 ・北杜市郷土資料館条例	市内資料館施設の運営・教育普及活動	施設の運営方針を明確にし、より効果的に資料収集・保管、調査・研究、教育普及・広報等を行う。	一般展示や企画展示などの資料館運営について、市郷土資料館運営協議会に諮り、適切かつ効果的な事業運営に努める。	A	A	現状維持	各種教室・講座の開設を通じて、施設の特徴、魅力を伝えるよう努力する。また、施設間の関連付けに配慮し、他施設への誘客に結び付ける。																
354	114	7	資料館施設維持管理事業	該当	・博物館法 ・北杜市郷土資料館条例	資料館施設観覧者、施設利用者	利用者等が適切、効果的に学習活動を行えるよう施設を適切に管理する。	資料館施設の維持管理について、市郷土資料館運営協議会に諮り、適切かつ効果的な施設の維持管理に努める。	A	A	現状維持	市郷土資料館に職員を集中させ、他の施設で応援が必要な際は対応している。特に、平田家住宅はシルバー人材派遣センターからの派遣で管理していることから、連絡を緊密にとりながら適切な管理を心掛ける。																
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:学術課) 単位:件										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">拡大・充実</td> <td style="width: 33%;">1</td> <td style="width: 33%;">現状維持</td> <td style="width: 33%;">6</td> </tr> <tr> <td>方法改善</td> <td>0</td> <td>民間委託等</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>縮小</td> <td>0</td> <td>終期設定/統合</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>廃止/休止</td> <td>0</td> <td>合計</td> <td>7</td> </tr> </table>			拡大・充実	1	現状維持	6	方法改善	0	民間委託等	0	縮小	0	終期設定/統合	0	廃止/休止	0	合計	7
拡大・充実	1	現状維持	6																									
方法改善	0	民間委託等	0																									
縮小	0	終期設定/統合	0																									
廃止/休止	0	合計	7																									

# 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性																
<b>中央図書館</b>																										
355	115	1	図書館運営事業	非該当	図書館法	図書館資料の提供	市民ニーズを的確に把握し、資料提供を行う。  市民のニーズに幅広く対応できる資料選定を行い、市内各図書館が互いに連携を図りながら、サービス向上に努め、利用者が必要とする資料を提供する。	A	A	方法改善  各館のコレクションを活かしたイベントを開催しそれぞれの館の個性を発揮することで、図書館の利用者、図書資料の貸出数の増大を図るとともに、名誉館長による講座なども開催し、図書館への関心を高めていく。また、図書館情報誌や図書館ホームページをさらに活用し、積極的なPRに努めるとともに、全職員が常にサービス向上を心がけるよう、業務内容の確認及び研修を積極的に行う。																
356	115	2	図書館管理事業	非該当	図書館法	図書館管理	図書館の効率的な運営を行うため、施設管理やシステム管理等を行う。  効率的な図書館運営を行うため、施設状況を把握しながら、よりよい図書館管理を行う。	A	A	方法改善  併設施設が多い中で、共有して運営できる事項を検討し、部署単位ではなく全体としてより効率的な運営を行う。また、閉館時間については、図書館協議会で検討し見直しを行う中で、維持管理費、人件費の削減に努める。																
357	115	3	図書館ボランティア研修事業	非該当	図書館法	図書館ボランティア	図書館ボランティア研修等を実施し、図書館とボランティアが協力して図書館運営を進める。  読み聞かせ、朗読等のボランティア研修を実施する。	A	A	拡大・充実  ボランティア同士が情報交換できる連絡会を定期的に開催するとともに、研修についても、ニーズに沿った内容の研修を行うことで、参加者の増加を図る。また、これまで以上に周知に力を入れるとともに、イベントを行うボランティアだけでなく、図書の配架や修理などの図書館業務を補助するボランティアも募集する。																
358	115	4	ブックスタート・セカンドブック・サードブック事業	非該当	・図書館法 ・子どもの読書活動に関する基本的な計画	7か月児・2歳児・就学児とその保護者	すべての子どもたちが、あらゆる機会、あらゆる場所において読書に親しむことができる環境を整備する。  ブックスタート(7か月健診)、セカンドブック(2歳児健診)では、読み聞かせの大切さを伝え、図書館職員やボランティアによる読み聞かせを行い、ブックスタートでは絵本のプレゼントを行う。サードブックでは、4月23日(「こども読書の日」)におすすめ本リスト等を配布する。	A	A	方法改善  子育て支援課と連携し、少子化対策、子育て支援としてブックスタート事業を位置づける中で、担当者及びボランティアと協議したうえで、図書館協議会において実施方法を検討する。また、ブックスタートやセカンドブックに関連しては、図書館は気軽に利用でき、情報交流の場であることをさらにPRし利用者を増やすとともに、サードブックについては、小学校、学校図書館と連携し、切れ目なく読書に親しめるサービスを展開する。																
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:中央図書館) 単位:件										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">拡大・充実</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">現状維持</td> <td style="width: 10%;">0</td> </tr> <tr> <td>方法改善</td> <td>3</td> <td>民間委託等</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>縮小</td> <td>0</td> <td>終期設定/統合</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>廃止/休止</td> <td>0</td> <td>合計</td> <td>4</td> </tr> </table>	拡大・充実	1	現状維持	0	方法改善	3	民間委託等	0	縮小	0	終期設定/統合	0	廃止/休止	0	合計	4
拡大・充実	1	現状維持	0																							
方法改善	3	民間委託等	0																							
縮小	0	終期設定/統合	0																							
廃止/休止	0	合計	4																							

## 課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	H26年度 1次評価	H26年度 2次評価	H26年度 今後の方向性			
<b>甲陵中・高等学校</b>													
359	116	1	中高一貫等先進校視察事業	非該当	・北杜市立甲陵中学・高等学校設置条例 ・北杜市立甲陵中学校管理規則	甲陵中学校生徒、教職員	中・高一貫の特色ある学校として、志を高く持ち一貫教育の中で、将来を見据えた高い知識と学力を取得できる整った教育環境を整備する。	中学校の一層の教育推進を図るため、先進校等の視察を行う。	A	A	現状維持	本校は、各学年1クラスの小規模体制のため、大勢の中で切磋琢磨する機会も少なく、常に活性化を図る必要があることから、先進地の状況を見聞することで中高一貫校の意識の醸成を図る。	
360	116	2	甲陵高等学校管理事業	非該当	・学校教育法 ・北杜市立甲陵中学・高等学校設置条例 ・北杜市立甲陵中学校管理規則 ・北杜市立甲陵高等学校学則	甲陵中学校・高等学校生徒	中・高一貫の特色ある学校として、志を高く持ち一貫教育の中で、将来を見据え高い知識と学力を習得できる整った教育環境を整備する。	施設の維持管理に関する修繕及び委託を行い適正な管理を行う。	A	A	現状維持	校内状況を精査、観察した中で、優先度をつけながら予算化し補修等を行うことで、生徒の教育環境の改善を図る。	
361	116	3	甲陵高等学校教育振興事業	非該当	・学校教育法 ・北杜市立甲陵中学・高等学校設置条例 ・北杜市立甲陵中学校管理規則 ・北杜市立甲陵高等学校学則	甲陵中学校・高等学校生徒	中・高一貫の特色ある学校として、志を高く持ち一貫教育の中で、将来を見据え高い知識と学力を習得できる整った教育環境を整備する。	甲陵高等学校の教材備品、消耗品、図書等を購入する。	A	A	現状維持	教員及び生徒の要望を的確に把握し、計画的な備品や図書等の購入に努める。	
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:甲陵中・高等学校) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	3
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:教育委員会) 単位:件										方法改善	0	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:教育委員会) 単位:件										縮小	0	終期設定/統合	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:教育委員会) 単位:件										廃止/休止	0	合計	3
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:教育委員会) 単位:件										拡大・充実	6	現状維持	28
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:教育委員会) 単位:件										方法改善	23	民間委託等	0
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:教育委員会) 単位:件										縮小	0	終期設定/統合	1
H26年度今後の方向性についての集計(2次評価:教育委員会) 単位:件										廃止/休止	0	合計	58